

戸田市上下水道事業包括委託

(委託期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日)

仕様書



令和7年6月2日

戸田市上下水道事業

目 次

第 1 章 業務概要

1-1	業務の目的	・・・	P.	1
1-2	用語の定義	・・・	P.	1
1-3	委託方式	・・・	P.	1
1-4	契約期間	・・・	P.	1
1-5	業務の範囲	・・・	P.	1
1-6	業務の履行	・・・	P.	2
1-6-1	一般事項	・・・	P.	2
1-6-2	業務管理	・・・	P.	2
1-6-3	業務実施体制	・・・	P.	2
1-6-4	業務の一部再委託	・・・	P.	3
1-6-5	危機管理対応	・・・	P.	3
1-6-6	関係法令例規等遵守	・・・	P.	4
1-6-7	業務開始時及び終了時(引継ぎ)	・・・	P.	5
1-6-8	提出書類	・・・	P.	6
1-6-9	連携事業	・・・	P.	6
1-6-10	業務改善提案	・・・	P.	6
1-6-11	法令等変更に伴う対応	・・・	P.	7
1-6-12	その他費用負担及びリスク分担	・・・	P.	7
1-6-13	不可抗力	・・・	P.	7
1-6-14	保険	・・・	P.	8
1-6-15	その他留意事項	・・・	P.	8

第 2 章 前提条件

2-1	対象施設及び主たる業務履行場所	・・・	P.	9
2-2	受注者が使用できる既存施設	・・・	P.	9
2-3	貸与品	・・・	P.	9

第 3 章 発注者が受注者に委託する業務

3-1	上下水道窓口業務	・・・	P.	10
3-1-1	料金関係業務	・・・	P.	10
3-1-2	財務関係業務	・・・	P.	17

3-1-	3	施設関係業務	・・・	P. 19
3-2		上下水道施設運転管理業務	・・・	P. 25
3-2-	1	運転管理業務	・・・	P. 25
3-2-	2	保守点検業務	・・・	P. 29
3-2-	3	維持管理業務	・・・	P. 32
3-2-	4	小修繕業務	・・・	P. 33
3-2-	5	調達管理業務	・・・	P. 34
3-2-	6	閉庁時電話対応業務	・・・	P. 35
3-2-	7	上下水道施設事務	・・・	P. 35

別 紙

1	業務体系図	・・・	P. 39
2	対象施設一覧及び主要設備一覧	・・・	P. 41
3	その他費用負担	・・・	P. 46
4	リスク分担表	・・・	P. 48
5	新曽南庁舎4階 受注者使用面積	・・・	P. 50
6	対象施設配置図	・・・	P. 51
7	貸与品一覧	・・・	P. 52
8	調達消耗品一覧	・・・	P. 53
9	料金業務実績一覧	・・・	P. 54
10	施設関係業務実績一覧	・・・	P. 55
11	雨天時放流水の採水の条件	・・・	P. 56
12	中央監視装置点検対象一覧	・・・	P. 57
13	水質監視モニター点検対象一覧	・・・	P. 61
14	下水道施設の標準点検項目及び頻度	・・・	P. 66
15	自家用電気工作物一覧	・・・	P. 85
16	消防施設一覧	・・・	P. 86
17	第一種特定製品機器一覧、点検項目	・・・	P. 88
18	清掃範囲一覧	・・・	P. 89
19	樹木等一覧	・・・	P. 90
20	機械警備対象施設一覧	・・・	P. 92
21	調達管理業務実績一覧	・・・	P. 93
22	消耗品調達管理業務に係る消耗品一覧	・・・	P. 94

第 1 章 業務概要

1－1 業務の目的

戸田市上下水道事業包括委託(以下「本業務」という。)は、戸田市上下水道事業(以下「発注者」という。)が所管する上下水道窓口業務及び上下水道施設運転管理業務について、本業務を受注する者(以下「受注者」という。)の創意工夫を含め、効率的な手続き及び維持管理が実現できるよう、複数年契約による包括委託として実施するものであり、発注者と受注者において上下水道事業運営の技術を築き上げ、安全で安定した上下水道事業の運営を持続的に行うことを目的とする。

1－2 用語の定義

- 1 「仕様書」とは、本業務について、発注者が公表した令和 7 年 6 月 2 日付け「戸田市上下水道事業包括委託 仕様書」(別紙及び変更等含む。)をいう。
- 2 「仕様書等」とは、仕様書の他、本業務を履行するために発注者が公表した書類、及び受注者が提出した提案書一式をいう。
- 3 「総括責任者」とは、本業務における責任者として、本業務の実施に関し指揮監督を行う者をいう。
- 4 「現場責任者」とは、常駐する施設を管理する者をいう。
- 5 「副責任者」とは、現場責任者の不在時に現場責任者に代わり施設を管理する者をいう。
- 6 「従業員」とは、本業務に従事する者で、かつ受注者と直接の雇用関係にある者とし、総括責任者、現場責任者、及び副責任者を含むものとする。
- 7 「業務従事者」とは、本業務に従事する者で、従業員を含むものとする。
- 8 「貸与品」とは、本業務を履行する上で必要であり、発注者が、受注者に対し、無償で貸与する物品をいう。
- 9 「緊急事態」とは、地震・台風等の災害による施設・設備トラブル、火災等の事故、水質異常、停電や設備の故障、システムトラブル、薬品・燃料の漏液、場内配管の破損等をいう。
- 10 「減断水」とは、水道水の給水の一部又は全部を停止することをいう。
- 11 「水質異常」とは、「3－2－1－1 浄水場運転管理業務」に定める水質基準を満たさない、又はそのおそれがある時をいう。
- 12 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒動、暴動その他自然的又は人為的な事象(仕様書等で定めたものにあつては、その定めを超えるものに限る。)であつて、発注者と受注者双方の責めに帰することができないものをいう。
- 13 「電子計算システム」とは、上下水道料金システム、サーバー等、上下水道料金業務を行う上で必要な電子機器をいう。
- 14 「電子計算システム端末」とは、上下水道料金システムをインストール済みのパソコンをいう。

1－3 委託方式

本業務は、複数年にわたり各種業務を包括的に委託する、包括的民間委託とする。なお、水道法上の管理に関する責務は、すべて発注者の水道技術管理者が有することとして実施する。

1－4 契約期間

本業務の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、戸田市上下水道事業包括委託業務契約書及び仕様書、その他関係書類(受注者の提案書含む。)を含めた本件告示資料一式に従い業務を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間は業務準備期間(移行期間)とし、受注者は、現行の戸田市上下水道事業包括委託を受注する者(以下「現行受注者」という。)から、各業務の習熟を行う。

1－5 業務の範囲

受注者が行う業務の範囲は、「第 3 章 発注者が受注者に委託する業務」のとおり。

1-6 業務の履行

1-6-1 一般事項

- 1 受注者は、本業務の履行に当たって、仕様書等を遵守の上、提出したすべての技術提案内容を履行する。また、受注者の業務経験を踏まえた創意工夫も併せて実施する。
- 2 受注者は、本業務が社会的使命を持つこと、本業務に係る施設が上下水道施設としての公共性を有することを認識した上で、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。なお、本業務の体系については、「別紙1 業務体系図」に示す。
- 3 受注者は、水道及び下水道使用者が必要とするサービスを十分に提供できるよう、また、上下水道施設の機能が十分に発揮できるよう、仕様書等のほか、契約書及びその他関係書類並びに「1-6-6 関係法令例規等遵守」に示す関係法令例規等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、安定した上下水道事業の運営を行わなければならない。

1-6-2 業務管理

- 1 受注者は、上下水道窓口業務の具体的な実施手続きや「別紙2 対象施設一覧及び主要設備一覧」に示す浄水場等の水道施設及びポンプ場・雨水貯留排水施設等の下水道施設の構造、性能、系統並びにその周辺の状況を熟知し、上下水道施設の運転及び維持管理に精通するとともに、常に問題意識を持って業務の履行に当たり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取り組みや創意工夫を行って、対象施設の予防保全及び業務の効率化や高度化を図る。
- 2 受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害を防止するとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡しなければならない。
- 3 受注者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- 4 受注者は、水道事業及び下水道事業の公益性を十分に理解し、環境対策への取組として、次に掲げる項目について、十分に配慮して業務を行う。
 - ①環境への負荷の軽減に向けた取組み
 - ②浄水場及びポンプ場・雨水貯留排水施設等の省エネ・低コストに関する取組み
- 5 受注者は、本業務が生活環境の改善、河川の公共用水域の水質保全、豪雨による雨水の浸水被害を防除するという社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に果たす。
- 6 受注者は、個人情報適正に管理するため、コピー及び印刷等で使用した用紙の再利用（裏紙及びメモ用紙）をすることができない。

1-6-3 業務実施体制

- 1 受注者は、本業務における責任者として、本業務の実施に関し指揮監督を行う総括責任者を選任の上、配置し、その旨を発注者に届け出なければならない。
- 2 総括責任者は、次の要件を満たす者であること。
 - (1)原則として、平日午前8時30分から午後5時15分までの時間は、新曽南庁舎4階に常駐できる者
 - (2)緊急時、発注者の指示等を各現場責任者に連絡し、業務全体を総括管理できる者
 - (3)本業務期間において、受注者と直接の雇用関係にある者
- 3 受注者は、次に挙げる各業務について、現場の業務に従事し、業務全体の把握と他の業務従事者への指示・監督を行う現場責任者をそれぞれ選任の上、配置し、その旨を発注者に届け出なければならない。なお、総括責任者は、現場責任者を兼ねることができない。
 - (1)上下水道窓口業務
 - (2)上下水道施設運転管理業務（浄水場運転管理業務）
 - (3)上下水道施設運転管理業務（ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ運転管理業務）
- 4 現場責任者は、次の要件を満たす者であること。
 - (1)原則として、平日午前8時30分から午後5時15分までの時間は次に示す対象施設に常駐できる者。
 - ①上下水道窓口業務…新曽南庁舎4階

- ②上下水道施設運転管理業務（浄水場運転管理業務）…西部浄水場
- ③上下水道施設運転管理業務（ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ運転管理業務）…新曽ポンプ場
- (2)本業務期間において、受注者と直接の雇用関係にある者
- (3)上下水道窓口業務については、料金関係業務、財務関係業務、施設関係業務のいずれかの業務について1年以上の実務経験を有する者。なお、「1-6-8提出書類1(2)業務従事者名簿」に、実務経験を明記すること。
- (4)上下水道施設運転管理業務（浄水場運転管理業務）については、水道浄水施設管理技士2級以上を有する者。
- (5)上下水道施設運転管理業務（ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ運転管理業務）については、下水道法第22条第2項の資格を有する者。なお、「1-6-8提出書類1(2)業務従事者名簿」に、実務経験を明記すること。
- 5 受注者は、現場責任者の不在時に現場責任者と同等の能力を発揮できる者を副責任者として選任の上、配置し、その旨を発注者に届け出なければならない。なお、副責任者は本業務期間において、受注者と直接の雇用関係にある者とする。
- 6 受注者は、「1-6-6 関係法令例規等遵守」に基づき、本業務の履行に必要な有資格者及び次の要件を満たす従業員を、適正かつ必要な人数分配置して業務に当たること。なお、現場責任者は、当該従業員を兼ねることができる。また、業務従事者を変更する場合は、変更前の業務従事者と同じ水準以上で業務を遂行できるよう教育等を十分行った上で配置すること。
- (1)施設関係業務について
 - ①給水装置関係業務については、給水装置工事主任技術者の資格を有する者、及び給水装置等の窓口業務について1年以上の実務経験を有する者を3名以上含むものとする。なお、「1-6-8提出書類1(2)業務従事者名簿」に、実務経験を明記すること。
- (2)上下水道施設運転管理業務について
 - ①上下水道施設運転管理業務については、浄水場・配水場等の水道施設、処理場・ポンプ場等の下水道施設の運転管理業務に1年以上従事した実務経験を有する者を含む。なお、「1-6-8提出書類1(2)業務従事者名簿」に実務経験を明記すること。
 - ②保守点検業務については、危険物取扱者免状（乙種第4種）、防火管理者、埼玉県生活環境保全条例に基づく公害防止主任者（大気関係）又は公害防止管理者（大気関係）の資格を有する者で、浄水場・配水場等の水道施設、処理場・ポンプ場等の下水道施設での設備維持管理の1年以上の実務経験を有する者を含む。ただし、防火管理者は、消防計画等の中で不在時の対応について定める。また、「1-6-8提出書類1(2)業務従事者名簿」に、実務経験を明記すること。対象となる危険物取扱所施設については、業務開始後、速やかに危険物取扱者の登録を行う。（対象危険物取扱所：西部浄水場、新曽ポンプ場、下戸田ポンプ場）

1-6-4 業務の一部再委託

- 1 受注者は、本業務のうち、上下水道施設運転管理業務については、自ら実施するものとし、これを第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、上下水道施設運転管理業務以外の業務について、書面により発注者の承諾を受けた場合に限り、その業務を第三者に再委託し、又は請け負わせることができる。なお、受注者は業務の実施に当たっては、工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督する。

1-6-5 危機管理対応

- 1 不可抗力に当たる措置
 - (1)受注者は、不可抗力に当たる事象が発生した場合に備えて緊急連絡体制を整備し、必要な応急措置を行える準備を整えること。
 - (2)受注者は、不可抗力が発生した場合、適切な応急措置や初期対応により被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧に努めること。
- 2 緊急事態に対する措置

- (1) 緊急事態が発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、受注者は速やかな対応を図るとともに、その旨を直ちに発注者に報告する。また、必要に応じて発注者は、その対応を受注者と協議し、必要な措置を指示する。
- (2) 前号の場合において、必要と認めるときは、発注者は受注者に対し減断水を指示する。
- (3) 受注者は、危機管理に対する対応方針を提案し、発注者、受注者協議の上、緊急事態対応マニュアルを作成し、本業務の着手の10日前までに発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 浄水場の浄水水質に水質異常が発生したときは、受注者は、水質基準を満たすよう直ちに対応を図るとともに、その旨を速やかに発注者に報告し、発注者及び受注者はその対応を協議しなければならない。

3 協働の措置

- (1) 緊急事態又はそのおそれが発生したときは、これによる第三者への損害を最小限にとどめるため、発注者及び受注者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受注者は、最大限の誠意と努力をもって、発注者に協力する義務を負う。
- (2) 前号における受注者の協力が本業務の範囲外である場合において、受注者に追加費用が生じたときは、発注者がこれを負担する。

4 臨機の措置

- (1) 受注者は、「2 緊急事態に対する措置」に定める場合のほか、災害防止のため必要があると認める場合は、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- (2) 前号ただし書きの場合において、受注者は、自らとった措置の内容を直ちに発注者に書面にて通知しなければならない。
- (3) 受注者が、(1)又は(2)により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者と発注者が協議した結果、当該措置が本業務の範囲外である場合であって、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

1-6-6 関係法令例規等遵守

- 1 受注者は、本業務の履行に当たり、次に掲げる関係法令例規等を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 職業安定法
- (3) 最低賃金法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 雇用保険法
- (6) 労働者災害補償保険法
- (7) 地方公営企業法
- (8) 水道法
- (9) 電気事業法
- (10) 消防法
- (11) 騒音規制法
- (12) 水質汚濁防止法
- (13) 大気汚染防止法
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (15) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (16) 個人情報の保護に関する法律
- (17) 下水道法
- (18) 河川法
- (19) 電気用品安全法
- (20) 公衆電気通信法
- (21) 環境基本法

- (22) 悪臭防止法
- (23) 振動規制法
- (24) 計量法
- (25) 著作権法
- (26) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (27) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (28) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (29) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (30) 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (31) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (32) 埼玉県生活環境保全条例
- (33) 戸田市水道事業給水条例
- (34) 戸田市水道事業給水条例施行規則
- (35) 特定住宅における水道の給水に関する特別措置規程
- (36) 戸田市指定給水装置工事事業者規程
- (37) 戸田市水道事業検針及び収納事務等の委託に関する規程
- (38) 戸田市水道事業及び下水道事業会計規程
- (39) 水道維持管理指針
- (40) 水道施設設計指針
- (41) 給水装置工事技術指針
- (42) 戸田市下水道条例
- (43) 戸田市下水道条例施行規程
- (44) 戸田市下水道排水設備指定工事店規程
- (45) 下水道維持管理指針
- (46) 下水道施設計画・設計指針と解説
- (47) 合流式下水道改善対策指針と解説
- (48) 合流式下水道改善計画策定のためのモニタリングマニュアル（案）
- (49) 戸田市宅地開発事業等指導条例及び戸田市宅地開発事業等指導条例技術基準
- (50) 戸田市給水装置工事施行基準
- (51) 戸田市情報セキュリティポリシー
- (52) その他関連法令、施行規則、監督官庁からの指示命令等

1－6－7 業務開始時及び終了時(引継ぎ)

- 1 受注者は、業務開始時及び業務終了時に次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 業務開始時

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの期間を業務準備期間とし、現行受注者及び発注者より、業務の遂行に支障がないよう引継ぎを行う。なお、引継ぎの際発生する費用については、受注者及び現行受注者の委託料の範囲で対応する。

- (2) 契約期間終了時

- ①原則として、次期の戸田市上下水道事業包括委託を受注する者（以下「次期受注者」という。）の決定日から契約期間終了時までを業務引継期間とし、次期受注者に対して、全電子データ及び関連図書等は無償にて引継ぎ、令和13年度以降の各業務の遂行に支障がないようにする。
- ②本業務に係る契約期間が終了したとき、又は本業務に係る契約が途中解除されたときは、全電子データ及び関連図書等は無償にて発注者に引き渡す。
- ③契約が途中解除されたときは、発注者が契約期間内において指定する期日まで各機器及び電子計算システム等は無償で貸し出しする。

- (3) 引継ぎ事項の整理

- ①(1)に定める業務準備期間を通して引継ぎ事項を記録し、引継書を作成する。
- ②本業務の開始後、各業務の留意点等について新たな事項が判明した場合は、適宜、引継書の内容を更新し、契約期間終了時において、次期受注者への引き渡す。

③引継書に以下の項目を記載する。

- ア 上下水道窓口業務の業務マニュアル及び業務手順書
- イ 上下水道施設運転管理業務マニュアル及び業務手順書
- ウ 総合運転したときの機能の発揮状況
- エ 諸機械の振動、異音等の状態
- オ 計装設備の調節状況
- カ 運転上の特別な操作
- キ その他留意事項

(4) 契約期間終了時の状態

①契約期間終了時において、本業務のすべての対象施設が正常な性能を発揮でき、契約期間終了後、適正な維持管理を継続している場合において、1年間不測の整備・修繕等を要することのない状態で、業務を終了する。

②履行期間開始時に支給された貸与品はすべて返却し、予備品・消耗品等については、当初の仕様・数量と同等以上のものを用意する。

1-6-8 提出書類

1 受注者は、契約締結後、業務履行開始10日前の日（当該日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日）までに次の書類を提出する。

- (1) 着手届
- (2) 業務従事者名簿（身分証明書発行予定者のみ）
- (3) 各従業員の健康保険証写し等、受注者との雇用関係を証明するもの。
- (4) 身分証明書発行願
- (5) 総括責任者・現場責任者・副責任者選任届
- (6) 緊急連絡体制表
- (7) 行政財産使用許可申請書
- (8) 業務履行計画書
- (9) 健康診断結果表（水道法第21条に基づく検査）（上水道施設運転管理業務に従事する者対象）
- (10) その他、発注者が必要とする書類

2 受注者は、業務終了後速やかに次の書類を提出する。

- (1) 完了届
- (2) 身分証明書
- (3) その他、発注者が必要とする書類

1-6-9 連携事業

1 全体定例会議

発注者及び受注者による月に一度の定例会議を実施する。なお、会議資料及び議事録は受注者が作成し、発注者に提出する。

2 災害等における協力に関する協定書の締結

発注者及び受注者において、災害等における応急措置協力体制に関する協定を締結し、災害発生時に発注者は受注者に協力要請できるものとし、受注者は可能な限り協力しなければならない。

3 訓練への参加

受注者は、発注者が実施する「応急給水・下水道訓練」及び「避難訓練」等に参加しなければならない。

4 モニタリングの実施

発注者及び受注者にて本業務の遂行状況を確認するため、モニタリングを実施する。モニタリングについては、発注者が別途作成するモニタリングマニュアル(モニタリングシート)に基づき、受注者への聞き取り等により実施する。なお、年間のモニタリング結果については、発注者が戸田市のホームページにて公表する。

1-6-10 業務改善提案

1 受注者は、本業務期間において、発注者に業務改善提案をすることができる。

- 2 受注者は、業務改善提案後、発注者の求めに応じ、適宜、業務改善提案書を提出する。なお、受注者による提案内容の採否については、発注者が総合的に判断する。また、年に一度は業務改善提案の有無について、発注者及び受注者にて確認を行う。
- 3 発注者から業務改善を提案する場合について、受注者は対応の可否を誠実に検討する。
- 4 発注者及び受注者が提案した内容について、双方協議の上で採用する場合は、必要に応じて、別途契約又は本契約内容及び契約額を変更とする。

1－6－1 1 法令等変更に伴う対応

- 1 法令等変更に伴う通知の付与
 - (1) 本業務の契約締結日以降に法令等が変更されたことにより、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、本業務の実施が著しく困難となったとき、又は本業務の実施のために追加費用が発生するとき、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に対して通知する。
 - (2) 発注者及び受注者は、前号の通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 法令等変更に伴う協議及び追加費用の負担等
 - (1) 発注者は、1 (1) の通知を受けた場合は、法令等の変更に対応するため、速やかに本業務に係る契約の変更及び追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。
 - (2) (1) の協議にかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に本業務に係る契約の変更又は追加費用の負担等について合意が成立しないときは、本業務の継続の可否を含め、発注者が法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して書面により通知し、追加費用の負担については、「1－6－1 2 その他費用負担及びリスク分担 2」に定めるところによる。
 - (3) 発注者は、法令等の変更又は法令等の変更に伴う1 (2) に基づく履行義務の免除により、受注者が本業務を実施するために要する費用が減少したと認めるときは、委託料を減額することができる。

1－6－1 2 その他費用負担及びリスク分担

- 1 本業務に係るその他の費用に関する負担は、「別紙3 その他費用負担」に定める。
- 2 本業務の実施に関して受注者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担については、「別紙4 リスク分担表」に定めるところによる。発注者は、「別紙4 リスク分担表」において、発注者が負担者となっている事項を除き、本業務に関し、何らの費用又は責任も負担しない。

1－6－1 3 不可抗力

- 1 不可抗力に伴う損害
 - (1) 不可抗力により、本業務を実施することができなくなったとき、本業務の実施が著しく困難となったとき、又は本業務の実施のために追加費用が発生するとき、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知しなければならない。
 - (2) 発注者及び受注者は、(1) の規定により、本業務の履行不能又は追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。発注者は、実施することができなくなった又は実施が著しく困難となった業務が本業務の一部である場合、当該部分に関する委託料について、受注者と協議のうえ、委託料を減額することができる。
 - (3) 発注者及び受注者は、(1) の規定により、不可抗力に対応するため速やかに本業務に係る契約の変更及び追加費用の負担等について協議しなければならない。
 - (4) (3) の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本業務に係る契約の変更又は追加費用の負担について合意が成立しないときは、本業務の継続の可

否を含め、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して書面により通知し、追加費用の負担については、「1-6-12 その他費用負担及びリスク分担」に定めるところに従う。

1-6-14 保険

- 1 受注者は、履行期間中、自己の費用により、賠償責任保険その他の必要な保険を付保する。
- 2 受注者が加入する保険は、全て本業務の着手日以前に契約することとし、業務開始前にその保険証書の写しを発注者に提出すること。

1-6-15 その他留意事項

- 1 身分証明書
受注者は、「別紙1 業務体系図」に示す本業務の内、上下水道窓口業務、上下水道施設運転管理業務（運転管理業務）及び上下水道施設運転管理業務（保守点検業務（日常点検業務））に従事する者に対し、発注者から交付された身分証明書を携帯させることとし、当該業務従事者は、業務に従事するときは、身分証明書を常に携行し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 2 届出の義務
次の各号に該当するときは、直ちに、発注者に届け出なければならない。
(1) 総括責任者、現場責任者及び副責任者に変更があったとき。
(2) 業務従事者名簿に変更があったとき。
(3) 身分証明書、検針票、納入通知書及びその他の書類を紛失したとき。
(4) 情報漏えい事故等が発生したとき。
(5) 事故もしくは不具合等が発生したとき。
(6) その他、本業務の円滑な実施に支障を与える事象が発生したとき。
- 3 提供資料の取扱い
発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても発注者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させること、又は内容を提示することをしてはならない。
- 4 評価内容の担保
技術提案書は、本業務に係る契約の一部とし、発注者の指示により実施しない提案内容を除き、技術提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象とする。受注者の責により提出された技術提案書の内容を満たすことができなかった場合は、再度履行又は補修するものとする。再度履行又は補修が困難、又は合理的ではない場合は、受注者は、発注者に違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1点を契約金額の1%に相当させた金額。）を指定された期間内に支払わなければならない。また、「戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置が行われることがある。
- 5 虚偽記載
技術提案書に虚偽の記載が発覚した場合、受注者は、発注者に違約金として、契約金額の5%を指定された期間内に支払わなければならない。また、「戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置が行われることがある。
- 6 協議等
仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、定める。
- 7 著作権
本業務に係る成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。当該著作権には、著作権法第27条及び第28条で定める権利を含むものとし、受注者は、著作者人格権については行使しない。
- 8 特許権等の仕様
受注者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関して発生するその他費用の負担を含む。）を負う。
- 9 公租公課

本業務に関して生じる公租公課は、全て受注者が負担するものとし、発注者は、委託料に係る消費税及び地方消費税を支払うほか、本業務に関連する全ての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しない。

10 許認可等

- (1) 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体又はその機関への届出、許認可が必要となる場合は、受注者が自己の責任と費用によりこれを行う。なお、受注者が、発注者に協力を求めた場合には、発注者は必要な協力を行う。
- (2) (1)の規定に関わらず、法令等上、発注者が申請すべき許認可については発注者が行う。なお、発注者が、受注者に協力を求めた場合、受注者は必要な協力を行う。

第2章 前提条件

2-1 対象施設及び主たる業務履行場所

本業務の対象施設及び主たる業務履行場所については、「別紙2 対象施設一覧及び主要設備一覧」、「別紙5 新曽南庁舎4階 受注者使用面積」、及び「別紙6 対象施設配置図」に示す。

2-2 受注者が使用できる既存施設

本業務において、受注者が使用できる既存の施設は「別紙2 対象施設一覧及び主要設備一覧」に示す全ての施設及び設備である。ただし、新曽南庁舎4階については、「別紙5 新曽南庁舎4階 受注者使用面積」のみであり、使用に当たっては、毎年度ごとに発注者と受注者において、別途、賃貸借契約を締結の上、発注者が受注者に貸し出すものとし、受注者は使用に際して、発注者に賃借料を支払う。

2-3 貸与品

- 1 本業務の実施において、貸与品の品名、数量は、「別紙7 貸与品一覧」に定めるところにより、発注者は貸与品を受注者に無償で貸与する。なお、このうち、西部浄水場、新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場の電話機に係る必要経費（基本料金、通話料金）は、受注者が負担する。
- 2 前項の規定により発注者が受注者に貸与する貸与品について、発注者は受注者に所有権を与えるものではない。
- 3 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、本業務に係る契約期間が終了したとき、又は本業務に係る契約が途中解除されたときは、発注者の求めに応じ、貸与品を速やかに返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品を滅失し又は毀損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還しなければならない。また、その費用については、受注者が負担する。
- 6 その他の契約期間中の貸与品の管理については、発注者と協議の上、実施する。
- 7 「別紙8 調達消耗品一覧」に示す消耗品については、受注者の負担で調達し、管理する。

第3章 発注者が受注者に委託する業務

- 1 受注者は、自らの技術力及びノウハウを最大限活用し、お客様サービス、業務品質及び収納率の向上等、効率的に業務を履行する。
- 2 受注者は、業務の履行に必要な関係法令及び営業業務マニュアル等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行する。
- 3 受注者は、施設の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、通常時のほか、故障・事故発生時においても、迅速かつ適切に本業務を遂行できるよう準備する。

- 4 受注者は、本業務の公益性を十分に理解し、利用者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分に配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進する。
- 5 受注者は、教育・研修により、業務従事者の知識及び技術の向上を図る。なお、この教育・研修には、発注者も参加できるようにする。また、適宜、発注者と受注者共同での研修・報告会を開くことで、受注者から発注者へ技術を還元する。
- 6 受注者は、本業務における作業内容及び作業方法の習熟に努める。

3-1 上下水道窓口業務

上下水道窓口業務の業務時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、窓口(電話含む)の応対時間についても、同様とする。

3-1-1 料金関係業務

3-1-1-1 上下水道料金業務

受注者は、上下水道料金業務を十分に理解の上、適切な実施体制で臨み、窓口サービスの向上等、効率的な業務遂行を図る。なお、過去5か年の業務実績については「別紙9 料金業務実績一覧」、調達管理に関する事項については下表、その他費用負担については「別紙3 その他費用負担」に示す。また、本業務において収納した料金については、業務従事者が不正を行わないよう教育するとともに、不正防止の対策を万全に実施する。

【表3-1-1-1 調達管理に関する事項一覧】

品名	予定数	仕様等
複合機、委託業務で使用する機器	1台	
委託業務外で使用する電話、FAX	2台	固定電話
〃	12台	携帯電話
机、イス	必要数	
従業員の被服	人数分	
ハンディーターミナル(検針用携帯端末)、	25台	ハンディーターミナル (検針用携帯端末)
〃	75個	バッテリー
オンライン端末及び周辺機器	22台	
プリンター	4台	
金庫	1個	
シュレッダー	1台	
ロッカー	4個	2×3
〃	2個	4×3

1 受付業務

水道使用者等から以下に掲げる届出等があった場合は、これを受付ける。なお、(1)及び(3)については整理、記録、報告、(2)及び(4)については整理、記録する。また、(4)については、受注者の負担においてシステムを用意し、戸田市のホームページを通じて、365日24時間の受付ができるものとする。

- (1) 水道使用開始、休止、名義変更等届(窓口・電話・インターネット)
- (2) 納入通知書の発行(再発行含む)及び発送
- (3) 上下水道料金納入証明書(「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様)の発行及び調定伝票処理
- (4) インターネットを利用した水道使用開始・休止等受付システムの提供
- (5) 料金業務に係るその他窓口事務の受付及び電話等による問い合わせ対応

2 検針業務

- (1) 検針に必要となる各種データの作成
- (2) 使用水量の計量(検針)

- ①定例検針は、検針予定表に従い奇数月区域と偶数月区域を隔月毎に行う。
 - ②検針区域については、戸田市を東・西に分け、主に東側(下戸田・上戸田地区)を奇数月検針とし、西側(新曽・笹目・美女木地区)を偶数月検針とする。なお、区域見直しにおける対象月区域変更に対応できるものとする。
 - ③検針期間については、前回検針日から2か月後の定例日を基準に毎月1日から20日までとする。
 - ④検針時には「水栓番号、水道使用者等氏名、量水器番号等」により水道使用者等を確認の上、量水器指針等をハンディターミナル(検針用携帯端末)に入力、「水道使用量等のお知らせ(検針票)」「適格請求書(インボイス)」に対応し、また、検針票内において60字以上の文言を記載(発注者から水道使用者等への周知に使用)ができる仕様。)を出力し、水道使用者等に交付(現地投函等)する。
 - ⑤検針票を現地投函できない場合は、受注者にて保管し、水道使用者等から依頼があった場合は交付する。
 - ⑥休止中の量水器についても定例の検針を行う。
 - ⑦休止中で使用水量が算出された場合は、水道使用者等、開始年月日の確認及び漏水の有無を確認し、必要な処理を行う。
 - ⑧検針予定日がやむを得ない理由により遅れた場合は、3日以内で調整する。
 - ⑨検針時は発注者が貸与する防犯パトロール腕章等を着用の上、地域見守り及び防犯活動についても併せて実施する。
- (3) 異常水量等原因調査
- ①検針中に使用水量が異常に多量又は少量であることを発見したときは、量水器の再検針を行い、水道使用者等の事情調査等を実施する。
 - ②リットル針の確認において、量水器の不進行が発見された場合は、水道使用者等に進行不順の状況を説明し、使用水量の算出方法について発注者と協議し、それをもって水道使用者等の了解を得る。
 - ③検針時に前回水量と同量で使用水量がゼロの場合など、使用水量に異常が認められる場合は、居住状況の確認及び発注者に報告・相談の上、情報提供が必要な関係各所へ連絡を行う。
- (4) 漏水原因調査
- ①量水器パイロットの回転が認められた場合、水道使用者等に漏水の有無を確認し、必要な処理を行う。
 - ②量水器パイロットの回転は確認されないものの、量水器ボックス内での漏水が確認された場合は、速やかに発注者に報告をする。
 - ③宅内漏水を発見した場合は、直ちに水道使用者等に報告すると共に、早急に修理を行うよう指導する。
 - ④水道使用者等が不在でパイロットの回転が確認された場合は、「漏水調査のお願い」等の用紙に検針日時等を記入の上、ポスト等に投函する。
- (5) 使用水量の認定
- ①埋没等でやむを得ず検針不能の場合は、使用水量の認定を行い、発注者にその報告をする。
 - ②異常水量等原因調査の結果、通常の検針結果によりがたいと判断した場合には、水量の認定を行う。
 - ③量水器交換時は新量水器の指針を読針する。
- (6) 無断退去者及び水道使用者等の調査・対応
- ①検針時に無断退去及び使用が判明した場合は、届出連絡先又は管理会社等への確認、発注者への住民登録確認の依頼等、必要な処理を行う。ただし、無断退去者及び水道使用者等の住民票調査については、発注者が行う。
 - ②その他、本業務に必要な処理を行う。
- (7) 検針データの取込及び確認
- (8) 再検針
- ①積み荷等で検針不能の場合は、再検針訪問メモを投函し、再検針を行う。

- ②その他、受注者が必要と認めた場合は、再検針を行う。
- (9) その他、発注者が必要とする検針

3 収納業務

(1) 料金窓口関係

- ①窓口での収納業務時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ②受注者が上記時間帯では困難と判断した場合は、時間の延長又は平日以外での窓口業務を発注者へ申し出の上、受注者と発注者が協議して決定する。
- ③その他、発注者が必要とする料金窓口関係の業務を行う。

(2) 金融機関関係

- ①金融機関で入金された納入通知書の収納消込みを、発注者の毎営業日に行う。
- ②入金伝票等、本業務に必要な資料を作成する。
- ③その他、発注者が必要とする金融機関関係の業務を行う。

(3) 郵便局(ゆうちょ銀行)関係

- ①郵便局(ゆうちょ銀行)で入金された納入通知書の収納消込みを、発注者が指定した日程で行う。
- ②入金伝票等、本業務に必要な資料を作成する。
- ③その他、発注者が必要とする郵便局(ゆうちょ銀行)関係の業務を行う。

(4) 口座振替関係

- ①口座振替申込(依頼)書の収受に際し、必要な業務を行う。
- ②口座振替の新規加入、変更及び廃止者のデータ入力等の業務を行う。
- ③口座振替依頼データの作成、発注者側提出の上、「口座振替データ伝送業務委託業者」宛へのデータ送信を依頼する。
- ④口座振替日後、発注者経由で「口座振替結果データ」を収受の上、データ取込等必要な業務を行う。
- ⑤口座振替処理後、領収済通知書(「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様。)、再振替通知書、納入通知書等、各通知書の作成及び発送を行う。なお、口座振替により引落としされた場合は、領収済通知書(検針時に検針票を現地投函できない場合)、一度目で引落としされない場合は、再振替通知書、再振替においても引落としされない場合は、納入通知書を発行及び発送する。
- ⑥口座振替手数料請求書の取りまとめ及び点検を行う。
- ⑦金融機関からの請求分に対して支出伝票を作成する。
- ⑧口座振替結果報告書を作成する。
- ⑨口座振替に際して発送する再振替通知書等の返戻分調査・処理を行う。
- ⑩口座振替割引制度を導入した場合は、口座振替割引処理を行う。
- ⑪対象者について、検針票に口座振替結果等を記載する。
- ⑫その他、発注者が必要とする口座振替関係の業務を行う。

(5) コンビニ及び電子マネー収納

- ①発注者の毎営業日に、入金分速報データを受信の上、必要な処理を行う。
- ②収納代行業者のスケジュールにて処理日設定し、入金分確報データを受信の上、必要な処理を行う。
- ③本業務に係る発注者が必要とする関係資料を作成する。
- ④その他、発注者が必要とするコンビニ及び電子マネー収納の業務を行う。

(6) クレジットカード収納

- ①登録可能データの作成及び収納代行業者への送信
- ②収納代行業者より受付データの受信及び料金システムへの登録
- ③請求データの作成及び収納代行業者への送信
- ④立替払い結果の受信及び料金システムへの登録
- ⑤限度額超過分納付書及びお知らせの作成及び発送
- ⑥利用不可分納付書及びお知らせの作成及び発送

- ⑦納付書(⑤・⑥)の宛先不明等による返戻分調査及び発送
- ⑧消込処理
- ⑨月次資料等の作成(受付件数、依頼件数等)
- ⑩その他、発注者が必要とするクレジットカード収納の業務を行う。

(7) 滞納上下水道料金集金

- ①滞納料金の集金については、原則として、発注者の営業日において実施するものとし、受注者の責任において、常に滞納料金の減少に努めなければならない。
- ②滞納集金用データ及び納付書(「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様。)を作成する。
- ③訪問により集金を行う。ただし、特別の事情による窓口での集金は妨げない。
- ④集金した料金は、翌営業日に入金する。
- ⑤収納消込み等必要な処理を行う。
- ⑥その他、発注者が必要とする滞納上下水道料金集金の業務を行う。

(8) 分割収納

- ①分割納付計画の相談及び納付誓約書の徴取
- ②分割用納入通知書を作成の上、対象者へ交付
- ③分割納付の収納
- ④分割納入者の納付状況について、発注者へ適宜報告を行う。
- ⑤分割不履行な場合は、対象者へ適宜必要な指導を行う。
- ⑥その他、発注者が必要とする分割収納の業務を行う。

4 精算業務

(1) 精算業務は、次の方法による。

- ①精算届出に伴う上下水道料金精算の検針を行う。ただし、現地精算の場合は検針と共に料金の徴収(集金した料金は、翌営業日に入金)も行い日報等を作成する。なお、集金に係る納付書(兼領収書)については、「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様とする。
- ②精算データの作成及び取込
- ③精算届出のあった、水道使用者等については、次期水道使用者等用に次のものを作成の上、現地投函等する。
 - ア 水道使用開始説明書類(開栓方法、料金支払方法含む)
 - イ 水道使用開始及び口座振替申込ができる返信用ハガキ等(ハガキを使用する場合は、目隠しシールを使用の上、個人情報隠す。)。なお、ハガキ等の作成は受注者の負担とするが、料金受取人払い申請及び郵送料は発注者の負担とする。また、料金受取人払い有効期間後に返信用ハガキ等が到着した場合は、別途、郵送料が発生、切手による立替えとなるが、切手については、発注者の負担とし、切手の管理は受注者が行い、毎月初旬に切手管理簿等を発注者へ提出する。
- ④その他、発注者が必要とする精算業務を行う。

5 調定に関する業務

(1) 調定業務は、次の方法による。

- ①上下水道料金の調定業務は、当月分の検針終了後に行う。
- ②水量等の変更があった場合は、随時、上下水道料金調定変更業務を行う。
- ③調定伝票(「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様。)及び調定報告書を作成
- ④臨時水売の調定処理と納付書の作成
- ⑤その他、発注者が必要とする調定に関する業務を行う。

6 納入通知書・督促状・催告書に関する業務

納入通知書及び督促状については、金融機関窓口収納、コンビニ及び電子マネー収納並びに「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様。納入通知書裏面には、口座振替申込(依頼)書を印字する。

(1) 納入通知書関係

- ①納入通知書の発送日・納期限・バーコード読取期限は発注者と協議の上、設定

- ②上下水道料金の調定業務終了後、納入通知書を作成し、発送
- ③納入通知書返戻分の調査及び処理
- ④その他、発注者が必要とする納入通知書関係の業務を行う。

(2) 督促状関係

- ①督促状の発送日・納期限・バーコード読取期限は発注者と協議の上、設定
- ②納入通知書の納期限が過ぎた場合は、督促状を作成し、発送
- ③督促状返戻分の調査及び処理
- ④その他、発注者が必要とする督促状関係の業務を行う。

(3) 催告書関係

- ①催告書の発送日・納期限は発注者と協議の上、設定
- ②督促状の納期限後も未納が続く場合は、催告書を作成し、発送
- ③催告書返戻分の調査及び処理
- ④長期未納者等に対しては、通常の催告書とは別に催告書を作成・発送
- ⑤その他、発注者が必要とする催告書関係の業務を行う。

7 未納に関する業務

(1) 未納に関する業務は、次の方法による。

- ①各未納者ごとの未納者一覧表を作成
- ②水道料金及び下水道使用料それぞれ、時効到来分について、対象出力し、発注者確認の上、不納欠損処理
- ③その他、発注者が必要とする未納に関する業務を行う。

8 給水停止に関する業務

(1) 給水停止に関する業務は次の方法による。なお、給水停止は未納料金が2明細以上の者を対象とする。ただし、対象明細数については発注者及び受注者が協議をして変更できるものとし、対象者の状況等により上記明細以外での給水停止を行う。

- ①未納者一覧表を作成し、納入状況の確認
- ②給水停止対象者一覧表を作成の上、給水停止予告書等作成し発送
- ③給水停止事前通知書作成及び納入状況を確認
- ④給水停止事前通知書を配布
- ⑤給水停止書を作成し、給水停止を執行
- ⑥給水停止後の納入状況等を確認
- ⑦給水停止執行の解除（開栓）
- ⑧必要に応じて開栓に係る集金
- ⑨給水停止解除一覧表を作成
- ⑩その他、発注者が必要とする給水停止に関する業務を行う。

9 還付に関する業務

(1) 還付に関する業務は次の方法による。

- ①上下水道料金を還付する事由が生じた場合は、随時、還付通知書(振込依頼書兼)（「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様。）及び伝票を作成し、発注者の承認を得ること。
- ②発注者承認後、還付通知書(振込依頼書兼)を発送する。なお、返送用封筒は発注者が用意する。
- ③還付通知書返送後、支出伝票作成等必要な処理
- ④現金還付発生時の窓口還付に係る必要な手続きを行う(現金は発注者が用意)。
- ⑤還付金の充当ができるものは必要な手続きの上、充当処理
- ⑥充当処理後、振替伝票及び充当通知書（「適格請求書(インボイス)」に対応した仕様。）を作成し発送
- ⑦その他、発注者が必要とする還付に関する業務を行う。

10 徴収に関する業務

(1) 徴収に関する業務は次の方法による。

- ①徴収した料金は、翌営業日に入金すると共に報告書を発注者に提出

- ②徴収した料金の保管方法・場所に万全を期す。
- ③指針誤読又は計算誤り等により生じた過不足金については、受注者が、その弁済責任を負うこととし、水道使用者等に対する料金の還付等には誠意を持って対応する。
- ④その他、発注者が必要とする徴収に関する業務を行う。

11 漏水軽減に関する業務

- (1) 漏水軽減に関する業務は次の方法による。
 - ①漏水軽減申請書の受付
 - ②漏水軽減決定書を作成
 - ③調定変更処理及び調定伝票を作成
 - ④その他、発注者が必要とする漏水軽減に関する業務を行う。

12 濁水等発生時における軽減に関する業務

- (1) 濁水等発生時における軽減に関する業務は次の方法による。
 - ①濁水等軽減申請書の受付
 - ②調定変更処理及び調定伝票を作成
 - ③その他、発注者が必要とする濁水等発生時における軽減に関する業務を行う。

13 月締め資料作成業務

- (1) 次に挙げる資料について、事前に月締め処理及び確認を行った上で、発注者の指定日までに作成、提出する。
 - ①用途別水量別統計表
 - ②調定収入合計表
 - ③収入日計表
 - ④調定増減一覧表
 - ⑤その他、発注者の指定する資料

14 水道料金及び下水道使用料料金改定に伴うシステム改修業務(各1回)

- (1) 水道料金及び下水道使用料改定に伴うシステム改修業務は、次の方法により行う。
ただし、料金改定が行われずシステム改修が発生しない場合は、それに係る改修業務費用の範囲内において、他のシステム改修に充てる。
 - ①発注者と改定料金・条件の確認
 - ②システム(ハンディターミナル(検針用携帯端末)含む)の改修
 - ③システム内の台帳及び帳票類の点検
 - ④改修完了に当たり、システム等動作テスト・確認
 - ⑤その他、発注者が必要とする水道料金及び下水道使用料料金改定に伴うシステム改修に関する業務を行う。

15 その他上下水道料金業務に付帯する業務

- (1) その他上下水道料金業務に付帯する業務は、次のとおりとする。
 - ①印刷物及び物品等の発注及び並びに在庫の管理
 - ②開始・休止・名義変更等、各種届出書の点検
 - ③その他各業務等で生じるデータ入力等の業務を行う。
 - ④発注者と適宜、委託業務会議を開催し、会議録の提出
 - ⑤委託業者変更に伴う住民等への通知及び配布
 - ⑥中学生等の職場体験受け入れ及び施設見学の対応
 - ⑦戸田市美笹地区あんしんネットワーク会議出席及び普通救命講習の受講
 - ⑧業務に係るトラブル発生時における法的対応(弁護士等)体制の確立
 - ⑨汚水排水量申告書の受付は、次のとおり行う。
 - ア 事業者から窓口へ提出される汚水排水量申告書の受付
 - イ 汚水排水量申告書の検算
 - ウ 管理台帳へ申告書の値の入力
 - エ 月単位でまとめた汚水排水量申告書及び管理台帳を発注者に提出
 - ⑩釣り銭及び還付金の管理
 - ⑪その他、発注者が必要とする上下水道料金業務に付帯する業務を行う。

16 報告

(1) 次に掲げる事項を発見したときは速やかに発注者に報告する。

- ①戸田市水道事業給水条例及び同条例施行規則、戸田市下水道条例及び同条例施行規則に違反する行為を発見したとき
- ②量水器の破損等を発見したとき
- ③漏水を発見したとき
- ④その他、報告の必要があると認められる事項を発見したとき

17 作業マニュアルの策定・更新

初年度（令和8年度）中に業務内容や手順について作業マニュアルを策定し、発注者の承諾を得る。策定した作業マニュアルは、業務の実施状況及び発注者との協議に応じて毎年度更新し、提出する。

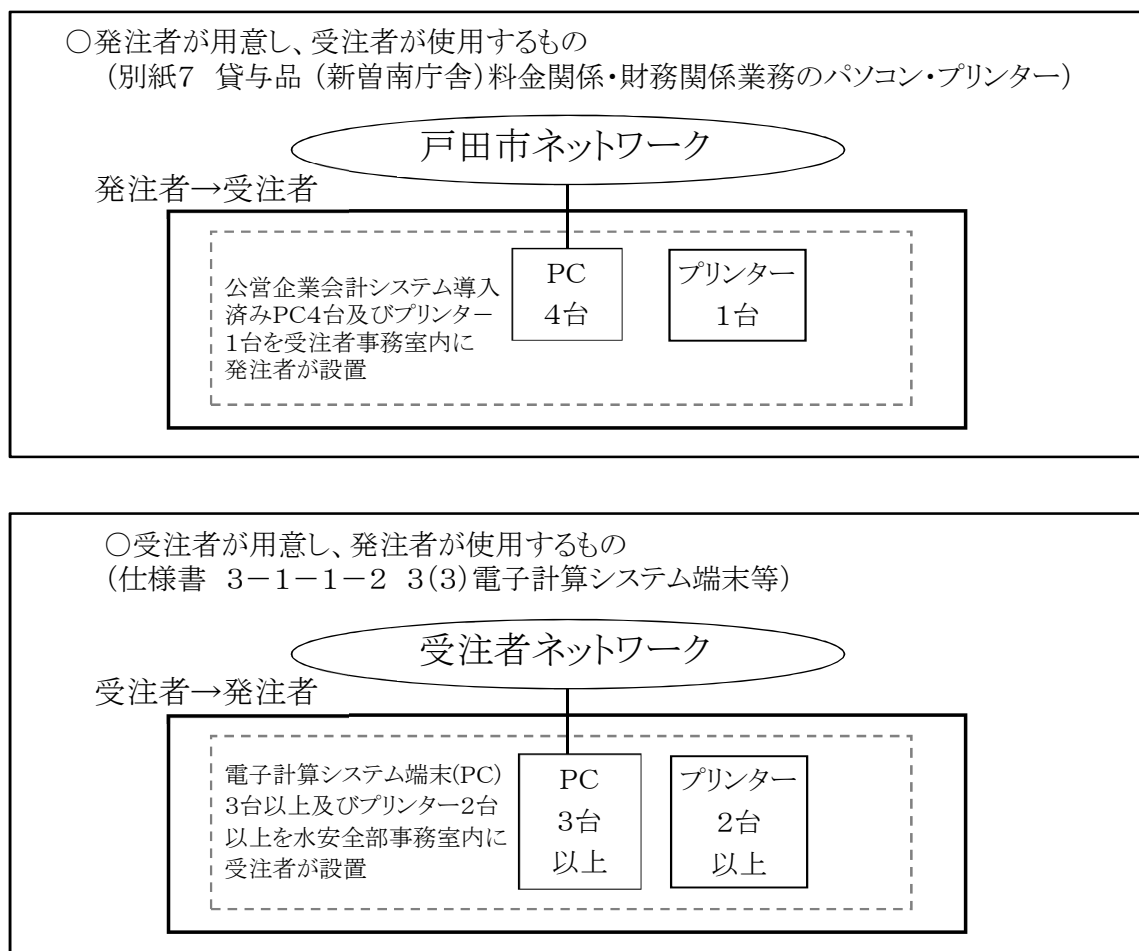
3-1-1-2 電子計算業務

1 電子計算業務

(1) 電子計算業務は、次の方法及び下図により行う。

- ①電子計算システムの設置、構築、導入、運用及び保守管理（付属機器含む）
- ②ハンディターミナル（検針用携帯端末）の導入、運用及び保守管理
- ③事務機器の導入及び保守管理
- ④上下水道料金データの入力及び管理
- ⑤上下水道料金の計算
- ⑥各種統計データの作成及び出力等
- ⑦その他、発注者が必要とする電子計算業務を行う。

【図3-1-1-2 電子計算業務システム構成図】



2 その他電子計算業務に付帯する業務

その他、電子計算業務に付帯する業務が発生した場合は、発注者及び受注者が協議して決定する。

3 電子計算システムの遵守事項

業務の遂行に伴い、次の事項を遵守する。

(1) データの移行(本業務開始時)

- ① 現行受注者が使用しているシステムデータを、受注者が使用している新システムに移行する時は、発注者の指示のもと、移行に必要なデータをオープンシステム用の汎用的なフォーマットで現行受注者から提供を受ける。受注者は、受け取ったデータを新システムで動作するように変換を行い、データを確認するとともに、新システムにセットアップし、データ及び動作の確認を行い、水道使用者等に支障が生じないようにする。なお、移行費用は受注者の負担とする。
- ② システムにおいては、J I S・標準外文字（拡張漢字、拡張非漢字及び外字）に対応できること。
- ③ 本業務に係る契約期間が終了したとき、又は本業務に係る契約が途中解除されたときは、料金業務に係る全電子データを発注者に無償にて引き渡す。

(2) データの移行(本業務終了時)

- ① 受注者が使用しているシステムデータを次期受注者が使用している新システムに移行する時は、発注者の指示のもと、移行に必要なデータをオープンシステム用の汎用的なフォーマットで次期受注者に提供する。次期受注者は、受け取ったデータを新システムで動作するように変換を行い、データを確認するとともに、新システムにセットアップし、データ及び動作の確認を行い、水道使用者等に支障が生じないようにすること。なお、移行費用は受注者の負担とする。

(3) 電子計算システム端末等

- ① 電子計算システム端末3台以上及びプリンター2台以上を用意し、発注者事務室内に設置する。なお、設置場所については、事前に発注者に確認する。

(4) セキュリティ対策

- ① ネットワークは、外部アクセス対策及びウイルス対策を十分に行い、また、業務従事者によるハッキング等の違法行為がないよう厳重に管理監督する。
- ② 情報セキュリティ実施手順書の作成や業務従事者への研修など、十分なセキュリティ対策を行う。
- ③ ネットワーク内の通信データは、すべて暗号化しセキュリティを確保する。なお、外部に持ち出すハンディターミナル(検針用携帯端末)等については、紛失等にならないよう十分に管理するとともに、万が一、紛失等した場合でも、セキュリティにより、情報が第三者に知られることのないよう対策を万全にする。
- ④ 業務の遂行に当たっては、戸田市情報セキュリティポリシー等を遵守する。

(5) 電子計算システムの機能

- ① 仕様書に定める上下水道料金業務に対応していること。
- ② 口座振替情報の伝送業務に対応できること。
- ③ コンビニ収納(G S 1-1 2 8)及び電子マネー収納業務に対応していること。
- ④ クレジットカード収納業務に対応していること。
- ⑤ 現行受注者のシステムで作成された納入通知書等の収納消込みが行えること。
- ⑥ 将来の消費税、水道料金及び下水道使用料の改定に対応ができ、改定後の料金シミュレーション及び収益の試算を発注者の職員でも容易にできること。
- ⑦ 統計データをテキスト形式で出力できること。
- ⑧ 口座振替加入者に対する割引システムを導入(導入時)できること。

4 作業マニュアルの策定・更新

初年度(令和8年度)中に業務内容や手順について作業マニュアルを策定し、発注者の承諾を得る。策定した作業マニュアルは、業務の実施状況及び発注者との協議に応じて毎年度更新し、提出する。

3-1-2 財務関係業務

3-1-2-1 財務会計業務

受注者は、発注者が行う予算・決算に関する事務及び日計等事業収入・支出に関する事務等の

財務会計業務を行う。受注者は、各種書類の素案作成やデータ入力及び作成を行うことで、発注者のサポートを行う。

1 予算・決算事務

発注者が指定する期日までに予算書及び決算書を作成し、発注者に提出する。作成に当たっては、以下の事務及び書類作成を行う。

(1) 決算書

- ①減価償却費及び前受金に関する資料の作成
- ②固定資産に関するシステム登録の事務
- ③決算仕訳に関する整理簿の作成及び伝票の起票
- ④決算財源内訳表、消費税計算書、決算書、及び決算状況調査（決算統計）の作成
- ⑤その他決算に関する事務の補助

(2) 予算書

- ①業務の予定量、総括表、及び予算書の作成
- ②その他予算に関する事務の補助

2 日計等事業収入・支出に関する事務

日常に発生する収入及び支出に関する事務補助を以下のとおり行う。

(1) 収入

- ①出納取扱金融機関からの支払済通知書等の受領及び格納
- ②収納金の資料作成及び資金移動事務
- ③公営企業会計システムでの収納処理及び伝票起票
- ④その他収入に関する事務

(2) 支出

- ①支出伝票の作成及び決裁済支出伝票の格納
- ②支払通知書等支払に関する資料の作成
- ③支払データの伝送事務
- ④公営企業会計システムでの支払確定処理
- ⑤その他支払事務の補助

3 例月現金出納検査等監査資料の作成

毎月実施する例月現金出納検査及びその他監査において必要となる、次に挙げる資料については、事前に月締め処理及び確認を行った上で、発注者の指定日に提出する。

(1) 例月現金出納検査

- ①収入・支出・振替に関する月締め処理及び確認
- ②対象資料のデータ出力及び格納
- ③例月現金出納検査資料の作成
- ④口述書等の作成
- ⑤その他例月現金出納検査に係る資料の作成

(2) 決算監査

- ①対象資料のデータ出力及び格納
- ②その他決算監査に係る資料の作成

4 作業マニュアルの策定・更新

初年度（令和8年度）中に業務内容や手順について作業マニュアルを策定し、発注者の承諾を得る。策定した作業マニュアルは、業務の実施状況及び発注者との協議に応じて毎年度更新し、提出する。

5 その他財務会計業務全般

その他財務会計業務全般の事務の補助を行う。

3-1-2-2 経営分析補助業務

受注者は、戸田市上下水道事業経営の意思決定に際して、必要な各種統計資料及び重要情報についての資料を作成する。

1 配水量及び口径別料金収入の分析補助

集計・分析方法を発注者と協議したうえで、月次及び年度毎に情報を整理する。

2 各種指標を用いた資料作成（P I 算定、経営比較分析表策定等）

過年度までの書式に準じて、又は発注者が新たに指定する書式により、年度毎に情報を整理する。なお、指定する書式、集計方法が変更となった場合は、これに対応して整理する。

3 上下水道事業統計の作成

過年度までの書式に準じて、又は発注者が新たに指定する書式により、年度毎に情報を整理する。なお、発注者との協議に応じて、項目及び計算方法等の変更に対応し、上下水道事業統計に組み入れる。

4 その他経営に影響を与える重要事項の調査

震災、渇水、感染症蔓延など、上下水道の需要量や収支に大きく影響する事態が生じた場合は、発注者の要望に応じて月次単位で配水量及び口径別料金収入の分析等に必要な資料の作成を行う。

5 作業マニュアルの策定・更新

初年度（令和8年度）中に業務内容や手順について作業マニュアルを策定し、発注者の承諾を得る。策定した作業マニュアルは、業務の実施状況及び発注者との協議に応じて毎年度更新し、提出する。

3-1-3 施設関係業務

3-1-3-1 上下水道施設共通業務

受注者は、施設関係業務を十分に理解し、適切な実施体制で臨み、窓口サービスの向上等、効率的な業務遂行を図る。なお、過去5か年の業務実績について「別紙10 施設関係業務実績一覧」に示す。

1 戸田市宅地開発事業等指導条例に係る事前協議(再協議含む)に関する補助業務

(1) 各課協議書の内容確認及び指導

- ①戸田市宅地開発事業等指導条例の技術基準及び指導要領に適合していることを確認
- ②戸田市宅地開発事業等指導条例の技術基準及び指導要領に適合していない場合は、協議書の訂正を指導

(2) 各課協議書の受付及び管理台帳への登録

- ①発注者が用意する台帳（電子データ）へ必要事項を入力

(3) 発注者へ各課協議書の決裁依頼

(4) 各課協議書の返却

- ①協議者へ各課協議書の引取連絡
- ②引取後、発注者が用意する台帳（電子データ）へ必要事項を入力

(5) 完了検査の補助業務

- ①完了検査の実施(受注者は発注者に同行)

2 国道・県道・河川（国・県管轄）占用許可申請関係書類等の受付及び補助業務

(1) 占用許可申請書の内容確認及び指導

- ①占用許可申請関係書類に不備が無いか、内容に間違いがないか確認
- ②不備や間違いがある場合は、書類の訂正を指導

(2) 各占用許可申請の受付及び管理台帳への登録

(3) 占用許可申請書及び添付資料の作成

- ①工事施工業者から受領した資料を基に、占用許可申請書及び添付資料を作成

(4) 発注者へ国道・県道・河川（国・県管轄）管理者との協議依頼

(5) 発注者から占用許可書の写しを受領

(6) 工事施工業者への連絡

(7) 着手届の作成及び提出を発注者へ依頼

(8) 仮復旧届用添付資料の内容確認及び指導

- ①資料に不備が無いか、内容に間違いがないか確認
- ②不備や間違いがある場合は、書類の訂正を指導

(9) 仮復旧届用添付資料の受付

(10) 仮復旧届の作成及び提出を発注者へ依頼

(11) 完了届用添付資料の内容確認及び指導

- ①完了届用添付資料に不備が無いか、内容に間違いがないか確認
- ②完了届用添付資料に不備や間違いがある場合は、書類の訂正を指導
- (12) 完了届用添付資料の受付
- (13) 完了届の作成及び提出を発注者へ依頼

3 諸収入金の収納業務

諸収入金（水道分担金、水道利用加入金、水道設計審査手数料、水道工事検査手数料、量水器紛失弁償金、水道指定給水装置工事事業者及び下水道指定工事店事務手数料、下水道排水設備工事責任技術者登録事務手数料）に係る収納業務

- (1) 諸収入金の調定書及び納入通知書の作成
 - ①発注者の会計システムを使用し、調定書及び納入通知書の作成
- (2) 発注者へ諸収入金の調定書の決裁依頼
- (3) 諸収入金の納入通知書の引渡し。
 - ①対象者への引取りの連絡及び納入通知書の引渡し。
- (4) 諸収入金の納入済通知書の受領

4 水道指定給水装置工事事業者及び下水道指定工事店の新規等指定申請関連業務

- (1) 指定申請書の内容確認及び指導
 - ①申請書に不備が無いか、内容に間違いがないか確認
 - ②不備や間違いがある場合は、書類の訂正を指導
- (2) 指定申請書の受付及び管理台帳への登録
- (3) 発注者へ指定申請書の決裁依頼
- (4) 指定給水装置工事事業者証及び指定工事店証の引渡し及び説明
 - ①対象者に引取りの連絡
 - ②書式や基準等を渡し内容の説明

5 窓口対応及び電話の問い合わせ対応

- (1) 施設関係業務に係る窓口及び電話対応
 - ①対象業務を十分理解し適切な実施体制で臨み、窓口サービスの向上等、効率的な業務遂行を図る。
 - ②各業務について速やかに対応する。また、要望や問い合わせについては適宜記録し、適切な対応を行うとともに、受注者が特に必要と判断する事項は速やかに発注者へ報告。
- (2) 上下水道施設埋設物の案内、台帳の提供及び印刷枚数の記録
 - ①給水台帳ファイリングシステム、下水道台帳システム及び私道下水道管の図面を使用し埋設物案内
 - ②発注者が用意する台帳（電子データ）に1日の印刷枚数の記録（上水道埋設物と下水道埋設物は別で集計を行う。）

3-1-3-2 給水装置関係業務

1 給水装置に係る申請書の受付及び補助業務

給水装置に係る申請については、「戸田市給水装置工事施行基準」に基づき内容を確認し、適切に指導する。

- (1) 給水装置工事《新設・改造・修繕》申込書及び給水装置工事計画書の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、誤りがあれば訂正を指導
 - ②計画内容が基準に適合するか確認し、不適合である場合は適合するよう計画の変更を指導
- (2) 給水装置工事申請の受付及び管理台帳への登録
- (3) 発注者へ給水装置工事(新設・改造・修繕)申込書及び給水装置工事計画書の決裁依頼
- (4) 給水装置撤去工事届出書及び給水装置工事計画書の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、誤りがあれば訂正を指導
 - ②計画内容が基準に適合するか確認し、不適合である場合は適合するよう計画の変更を指導
- (5) 発注者へ給水装置撤去工事届出書及び給水装置工事計画書の決裁依頼

- (6) 給水装置所有者名義変更届の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、誤りがあれば訂正を指導
- (7) 発注者へ給水装置所有者名義変更届の決裁依頼
- (8) 給水装置工事しゅん工届の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、誤りがあれば訂正を指導
 - ②計画時の内容と変更がないかを確認し、変更された結果基準と適合しない箇所がある場合は、発注者へ報告
- (9) 発注者へ給水装置工事しゅん工届の決裁依頼

2 直結給水（3階直圧給水及び直結増圧給水）申請の受付及び補助業務

直結給水（3階直圧給水及び直結増圧給水）に係る申請については、「戸田市給水装置工事施行基準」に基づき内容を確認し、適切に指導する。

- (1) 水圧調査依頼書の受付及び管理台帳への登録
 - ①書類の内容を確認し、誤りがあれば訂正を指導
 - ②水圧調査の対象となる消火栓を選定し、発注者へ当該消火栓での水圧調査を依頼する。また、当該消火栓において既存の水圧データがある場合は、発注者へ既存データを渡す。
 - ③管理台帳へ登録
- (2) 設計確認協議書及び添付書類の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、不備や誤りがあれば訂正を指導
 - ②計画内容が基準に適合するか確認し、不適合である場合は適合するよう計画の変更を指導
- (3) 水理計算書の内容確認及び指導
 - ①3階直圧給水の場合においては、申請者から提出された水理計算書の数値が適した数値であるか、水理計算を行い確認。ただし、直結増圧給水の場合においては、発注者が、申請者から提出された水理計算書の数値が適した数値であるか、水理計算を行い確認。
- (4) 発注者へ設計確認協議書及び添付書類の決裁依頼

3 特定住宅申請の受付及び補助業務

特定住宅に係る申請については、「戸田市給水装置工事施行基準」に基づき内容を確認し、適切に指導する。

- (1) 特定住宅認定申請書及び添付書類の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、不備や誤りがあれば訂正を指導
 - ②計画内容が基準に適合するか確認し、不適合である場合は適合するよう計画の変更を指導
- (2) 特定住宅申請の受付及び管理台帳への登録
- (3) 発注者へ特定住宅認定申請書及び添付書類の決裁依頼
- (4) 特定住宅認定申請書の決裁結果通知
 - ①申請者（水道指定給水装置工事事業者）へ結果を通知
- (5) 特定住宅契約関係書類の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、不備や誤りがあれば訂正を指導
- (6) 発注者へ特定住宅契約関係書類の決裁依頼等

4 給水装置工事主任技術者選任等申請関連業務

- (1) 給水装置工事主任技術者選任又は解任届の内容確認及び指導
 - ①書類の内容を確認し、不備や誤りがあれば訂正を指導
- (2) 給水装置工事主任技術者選任又は解任届の受付及び管理台帳への登録
- (3) 発注者へ給水装置工事主任技術者選任又は解任届の決裁依頼

5 量水器の出庫及び返却受付業務

- (1) 給水装置工事しゅん工届決裁後の量水器出庫業務
 - ①しゅん工届の発注者による決裁後、「3－1－3－1 上下水道施設共通業務 3（3）」で挙げている諸収入金の内、該当するものについて、収納されたことを確認

のうえ、しゅん工届の内容に従い量水器を申請者（水道指定給水装置工事事業者）へ引き渡す。

- ②量水器出庫について、発注者が用意する台帳（電子データ）に必要事項を記入
- (2) 量水器出庫に伴う出庫伝票の作成
 - ①発注者のシステムを使用し、量水器の出庫伝票を作成
- (3) 水道所有者等からの量水器返却、預かり受付及び台帳管理
 - ①水道所有者（水道指定給水装置工事事業者）から量水器の返却、預かりを受け
 - ②受付内容を管理台帳への登録
 - ③受付けた量水器は窓口内において適切に管理し、一定の数量が溜まったときは発注者へ別保管場所への運搬を依頼

6 給水台帳ファイリングシステム関連業務

給水装置の申請等の内容について、操作マニュアルに基づき給水台帳ファイリングシステムへ正確に登録し、また、既存データに誤りを発見したときは発注者へその都度報告し、当該システムのデータ整備に貢献する。

- (1) 給水装置工事申込書及び給水装置工事計画書の受付内容のシステム登録
- (2) 給水装置撤去工事届出書及び給水装置工事計画書の受付内容のシステム登録
- (3) 量水器返却、預かり受付のシステム登録
- (4) 給水装置工事しゅん工届及び給水装置所有者名義変更届のスキヤニング
 - ①申請書類を電子データ化し発注者へ引き渡す。また、発注者によるシステムデータ更新業務が円滑に行えるよう、計画的に電子データ化作業を進める。

7 給水装置取出し・撤去工事の立会い業務

給水装置取出し・撤去工事の立会いについては、「別紙10 施設関係業務実績一覧」に示す過去の立会い件数の実績を踏まえ、適切な体制を整え実施する。

- (1) 給水装置取出し・撤去工事の日程調整
 - ①水道指定給水装置工事事業者から給水装置取出し・撤去工事の申込みを受け、日程を調整
 - ②受付内容を管理台帳への登録
- (2) 給水装置取出し・撤去工事の立会い及びチェックシートの記入
 - ①工事日当日に現場で立会い、次に掲げる事項等について確認し、発注者が用意するチェックシートへ記入
 - ア 給水装置耐圧試験（0.75Mpaの値で2分間）
 - イ 配水管穿孔状況
 - ウ 残留塩素濃度
 - エ 密着コア挿入状況
 - オ 犠牲陽極材設置状況
 - カ 防食フィルム装着状況
 - キ 既設給水装置の撤去状況
 - ク 給水装置取出し・撤去工事の立会いの実績報告等

8 給水装置しゅん工検査補助業務

- (1) 給水装置しゅん工検査の日程調整
 - ①水道指定給水装置工事事業者から給水装置しゅん工検査の申込みを受け、日程を調整
 - ②検査予定日までに次に掲げるものを用意
 - ア 該当する給水装置工事しゅん工届
 - イ 該当する水栓番号の水道門標（発注者が購入）
 - ウ 該当する水栓番号のシール（受注者が作成）
 - エ 該当する水栓番号の水道使用開始申込のハガキ類
- (2) 給水装置しゅん工検査の実施及びチェックシートの記入
 - ①発注者が行う検査の補助を行い、発注者が用意するチェックシートへ記入
- (3) 給水装置しゅん工検査の実績報告

9 漏水調査業務

水資源の有効利用と地下漏水による道路陥没等の事故防止のため、漏水の早期発見及び有収率の向上を目的として、戸田市水道事業区域内にある未耐震の配水管及び給水管を対象に、下表の仕様を目安とする漏水調査を行う。

【表 3-1-3-2 漏水調査】

実施項目別 調査実施目安	
調査項目	値
戸別音聴調査	38,504戸
音圧水圧調査	25箇所
弁栓音聴調査	274.6km
路面音聴調査（夜間）φ300mm以上	26.3km
路面音聴調査（夜間）河川占用区域	4.6km
相関調査	1.8km
緊急漏水調査	37日 ※1日当たり最大3件

(1) 調査結果の報告

- ①毎週始めの開庁日に調査報告書を提出する。ただし、緊急性がある場合は、直ちに報告する。

(2) 成果品の提出

- ①毎年度当初に実施計画書を提出
- ②毎年度末に結果報告書を提出

10 休日漏水受付・現地確認業務

(1) 休日漏水受付・現地確認業務の実施及び報告

- ①漏水通報の受付業務及び現地確認業務の受付時間は平日勤務時間外（17時15分～翌日8時30分）、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）の全日を対象とする。
- ②市民等から漏水に関する通報があった場合において、量水器手前の一次側漏水（以下「一次側漏水」という。）と判断したときは、通報者の氏名、連絡先、住所、漏水発生箇所及び通報者宅は通常どおり水が出るかを確認する。確認後、勤務時間外、週休日及び休日であるため、基本的に修理対応が出来ないことを通報者に丁寧に説明する。発注者の費用負担で修理を行うサービスは翌営業日以降の対応となり、所有者都合により緊急で修理を行う等、所有者が業者手配し費用負担することは妨げない。
- ③量水器奥の二次側漏水（以下「二次側漏水」という。）の場合、修理業者の手配及び修理費用は所有者負担となることを案内する。
- ④同じ箇所の漏水通報が重複する公道漏水の場合や、漏水による出水不良の場合は、漏水現場に駆け付け通報者に応対し、現地確認した旨のマーキング等を行う。通報者から話を聞き取り、修理の際は水が使用出来ない時間帯が生じることを案内するとともに、現地の動画及び写真を撮影し、電子メールにて報告する。
- ⑤現地確認業務を行う者は、発注者が貸与する身分証及び腕章を必ず携帯し、市民応対を行う。また、現場で必要となるマーキング等にかかる用具は発注者が指定したものを受注者が用意する。
 - ア 必要用具：ウェットマーカー（マーキング用）
屋外用ラベル（漏水修理調整中のお知らせ、データは発注者提供）
- ⑥通報及び現地駆け付けを行った場合は、速やかに電子メールで報告する。
- ⑦漏水により道路交通が不能となり警察官が現地対応している状況等、緊急を要する通報があった場合は、発注者に速やかに連絡する。なお、この場合は発注者が通報のあった漏水現場に向かうため、休日漏水受付・現地確認業務は実施しない。

1 1 検定満期の量水器交換に関する業務

(1) 検満関係

- ①検定満期量水器の抽出
- ②抽出箇所一覧表及び交換カードの作成・打ち出し
- ③交換カード読込み、データ作成及び読込み後のデータ確認
- ④検定満期量水器のリスト帳票の作成
- ⑤上下水道料金システムのデータ更新
- ⑥検定満期量水器の交換履歴の管理に関する業務

(2) 新設・撤去関係

- ①上下水道料金システムへの新設入力
- ②上下水道料金システム上の口径変更・撤去処理

1 2 その他業務

(1) 購入量水器の納入関係作業

- ①購入量水器の入荷時の搬入・搬出作業

(2) 検定満期に伴う交換量水器関係作業

- ①検定満期に伴う交換量水器の仕分け補助作業

(3) 給水装置関係業務の受付件数報告

- ①給水装置関係業務にて受付した件数について、発注者が用意する台帳（電子データ）により報告

3-1-3-3 下水道関係業務

1 排水設備等計画確認申請関連業務

(1) 排水設備等計画確認申請書の内容確認及び指導

- ①戸田市下水道条例等に基づき、申請書の内容について記載すべき事項を確認し、合致していないものについては、訂正・再提出等の指導

(2) 排水設備等計画確認申請書の受付及び管理台帳への登録

- ①申請書内容確認の上、排水設備受付簿への登録

(3) 発注者へ排水設備等計画確認申請書の決裁依頼

(4) 排水設備等計画確認通知書の返却

- ①排水設備受付簿へ登録した物件については、申請者に通知書を渡し、受領確認

(5) 排水設備竣工届及び公共下水道使用開始届の内容確認及び指導

- ①排水設備等計画確認申請書と排水設備竣工届の整合を確認
- ②竣工届の内容で戸田市下水道条例等を満たす場合には、それを受領
- ③竣工届の内容が戸田市下水道条例等に合致しない場合は、再度指導し、基準を満たすよう指導する。なお、指導が難しい場合は、発注者に報告し、発注者と共に対応する。

(6) 排水設備竣工届及び公共下水道使用開始届の受付等

- ①排水設備竣工届及び公共下水道使用開始届の受付
- ②排水設備立入検査日程調整及び排水設備立入検査

(7) 検査済証交付

(8) 排水設備等計画確認申請書等の整理及び管理台帳への登録

- ①排水設備検査終了後、排水設備受付簿への検査終了の入力と、竣工届に検査日と検査者の氏名を記す。

(9) 下水道台帳システムへの登録作業（図形登録及び属性データ登録）

- ①検査終了の書類について、1か月程度を目安に排水の図面をスキャンし、下水道台帳システムに登録（図形登録及び属性データ登録）

(10) 給水装置しゅん工届の経由印押印及び管理台帳への登録

- ①給水装置しゅん工届について、排水設備受付簿や排水設備等計画確認申請書で確認し、給水装置しゅん工届の摘要欄に「排水設備確認申請未提出」、「排水設備工事済」、「処理区域外」等を押印

- ②紙面の「給水装置しゅん工届受付簿」に同様の押印をし、申請業者を記入

(11) 排水設備受付簿と給水装置しゅん工届の照合

- ①排水設備受付簿と給水装置しゅん工届の摘要欄で下水道整備状況の確認
- ②給水設備しゅん工届押印後、おおむね1か月経過したものについて、排水設備の竣工状況を確認し「排水設備工事済」となったものについては押印を修正。また「排水設備確認申請未提出」のものについては、コピーをとり、約1か月ごとに排水設備竣工状況の電話確認。

2 汚水枳設置等申請関連業務

- (1) 汚水枳及び雨水枳設置等申請書の内容確認及び指導
 - ①申請に必要な書類が添付されているか、必要事項が記入されているか確認し、適切でない場合は指導
- (2) 汚水枳及び雨水枳設置等申請書の受付及び管理台帳への登録
 - ①申請受領後、枳設置申請受付簿に入力し、受付番号を申請書に押印
- (3) 発注者へ汚水枳及び雨水枳設置等申請書の決裁依頼
- (4) 施工状況の検査（抜打検査）
 - ①5件に1件程度の割合で、施工の抜打ち検査を行い指導
- (5) 汚水枳及び雨水枳設置等完了時提出書類の内容確認及び指導
 - ①枳設置終了後に、完了時の提出書類を請求
 - ②内容を確認の上、完了届を受領
- (6) 汚水枳及び雨水枳設置等完了時提出書類の受付及び管理台帳への登録

3 排水設備工事責任技術者申請関連業務

- (1) 責任技術者登録申請書等の内容確認及び指導
- (2) 責任技術者登録申請書等の受付
- (3) 発注者へ責任技術者登録申請書等の決裁依頼
- (4) 発注者が作成した責任技術者証の引渡し及び説明
 - ①責任技術者証の引渡し及び説明

4 その他窓口関連業務

- (1) その他窓口関連業務
 - ①下水道法に基づく特定事業場一覧の案内等。なお、ディスポーザ排水処理システム及び特定施設に係る届出関連業務、及び下水道管詰まり等問合せ対応については、発注者が実施。

3-2 上下水道施設運転管理業務

3-2-1 運転管理業務

3-2-1-1 浄水場運転管理業務

- (1) 浄水場運転管理業務は、毎日24時間連続で水道施設（浄水場、取水井、末端監視局）の運転状況の監視及び運転操作を行う。
- (2) 運転状況の監視及び運転操作は、西部浄水場2階中央管理室にて中央監視し、遠方運転操作により各浄水場の機器類の運転及び制御を行う。ただし、現場にて監視及び操作が必要な場合は、現場で対応する。
- (3) 現場責任者は、平日昼間（午前8時30分～午後5時15分）西部浄水場に常駐しなければならない。現場責任者が不在の場合は、副責任者が代理する。
- (4) 水道水を安定的に供給するための原水（地下水および県営水道からの受水）の確保（市内の井戸から取水する地下水の取水量、県営水道から購入する水道用水の購入量の算出等の業務）は、発注者が行う。

1 運転操作監視業務

受注者は、次の（１）、（２）、（３）の仕様を最低限満たすよう、運転状況の監視及び運転操作を行い、安全な水を安定して配水する。

- (1) 水質管理
 - ①原水の取水から配水施設までの水道施設を適切に運転操作、監視し、原水の水質及び水量に応じた浄水処理を行い、浄水及び給水が通常状態において「表3-2-1-1-1」

の仕様を最低限満足する。なお、懸念すべき原水の水質について「表 3-2-1-1-2」に示す。

【表 3-2-1-1-1 浄水及び給水水質】

水質項目	水質基準値 【法定水質基準】	水質 【契約水質基準】			
		給水末端	西部浄水場	東部浄水場	中部浄水場
色度	5 度以下	3 度以下	3 度以下		
濁度	2 度以下	1 度以下	1 度以下		
残留塩素	0.1 mg/L 以上	0.1 mg/L 以上	0.3 mg/L 以上		

注釈 1：県水の配水残塩については、受水残塩による。

注釈 2：給水末端については、末端監視局 4 か所と川岸公園を指す。

【表 3-2-1-1-2 懸念すべき原水の水質】

項目	水準
トリクロロエチレン	3号、9号取水井の原水は過去に当時の給水栓水における水質基準値 0.05 mg/L を超えたことがある。
マンガン及びその化合物	6号、7号取水井の原水は、給水栓水における水質基準値の50%を超えることがある。
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	4号、5号、10号取水井の原水は給水栓水における水質基準値の50%を超えることがある
亜硝酸態窒素	2号取水井の原水は給水栓水における水質基準値を超えることがある。

注釈 1：トリクロロエチレンについては、現在は水質基準値以下だが、トリクロロエチレン除去設備により処理している。また、3号取水井は、現在水質悪化により停止中である。

(2) 水圧調整

①管末での減圧給水や給水栓から赤水が発生しないように、各浄水場の配水圧力及び末端監視局の圧力を「表 3-2-1-1-3」の仕様を目安として水圧管理する。

【表 3-2-1-1-3 水圧管理】

施設名		水圧 (MPa)
西部浄水場		県水：0.26 ～ 0.3 自己水：0.26 ～ 0.3
東部浄水場		0.25 ～ 0.33
中部浄水場		0.25 ～ 0.33
末端監視局	番匠免公園	0.20 ～ 0.30
	早瀬公園	0.20 ～ 0.30
	後第二公園	0.20 ～ 0.30
	下戸田ポンプ場	0.20 ～ 0.30

(3) 水位調整

①配水状況により必要な本施設を運転し、県水の受水量、取水井の取水量のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、「表 3-2-1-1-4」の仕様を目安とし、

「表３－２－１－１－５」の想定水量を参考として、施設能力に応じた配水量の調整を行う。なお、修繕、工事等により水位調整が必要な場合はこの限りではない。

【表３－２－１－１－４ 配水池水位】

施設名	項目	水位 (m)	オーバーフロー水位 (m)
西部浄水場	県水	8.00 ～ 11.80	15.5
	自己水	3.00 ～ 4.65	5.0
東部浄水場	県水	9.00 ～ 14.50	15.5
中部浄水場	県水・自己水	3.00 ～ 4.50	4.5

注釈１：西部浄水場の県水水位上限については、鋼板製配水池の耐震の面から設定しているものであり、範囲内での運用が望ましいが、一時的な超過であれば問題ない。

【表３－２－１－１－５ 想定水量】

履行期間中で 想定する水量	項目	想定水量 (m ³ /日)				
	年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	平均県水受水量	約 35,300				
	平均取水量	約 8,800				
	平均配水量	約 44,100				
	自己水の最大取水量	許可水量 11,400m ³ /日までとする。				

注釈１：県水の受水量については、前年度３月に確定。

２ 水質管理業務

(１) 水質管理業務

- ①「表３－２－１－１－１」の仕様を満たす上で必要な水質分析を行う。
- ②水道法２０条に基づく毎日検査（残留塩素、色及び濁り）を市内公園３か所（番匠免公園、川岸公園、後第二公園）の給水栓で実施する。
- ③発注者が水質検査機関に委託し実施する法定水質検査及び臨時水質検査の採水に立ち会う。
- ④発注者が水質検査機関に委託し実施する法定水質検査及び臨時水質検査の採水に係る準備や運転操作等を行い、発注者を支援する。
- ⑤おいしい水の創意工夫を行う。

３ 緊急事態対応業務

(１) 緊急事態対応業務

- ①業務従事者にて対応ができる緊急事態が発生した場合、適切に対応しなければならない。特に、停電や設備の故障、システムトラブル等により施設の全部又は一部の機能が停止した場合、適切な応急措置により被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧する。
- ②設備の故障や不具合、システムトラブルにより、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに発注者に報告する。なお、緊急の措置には突発に発生した修繕も含める。
- ③緊急事態が発生した場合、緊急時対応体制の確立、発注者をはじめとする関係諸機関への通報、連絡等の初動対応を速やかに実施し、必要に応じて増員できるように待機要員を確保する。
- ④「３－２－７－４ 緊急事態対応マニュアル業務」で作成した緊急事態対応マニュアルに基づき、緊急連絡体制、資機材の調達、管理、配備等、各事象への具体的な対応を行う。

- ⑤県水施設の停電や故障、送水管の事故、渇水、震災、感染症拡大などの外因的要件により予定したリソース（水量、物資、人員）を確保できない場合においても、発注者と協力して、減断水せず配水する。また、減断水が必要な場合は、発注者に報告し、承認を受けた後、実施する。

4 その他業務

- (1) 浄水場（西部浄水場、東部浄水場、中部浄水場）及び末端監視局（番匠免公園、早瀬公園、後第二公園、下戸田ポンプ場）の量水器を毎月1日に検針し、結果をまとめ報告する。
- (2) 西部浄水場に臨時給水に來た事業者に対応し、臨時給水の伝票を作成し、集計表を毎月報告する。報告時期については、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (3) 取水井10か所の静水位及び動水位を2回/月以上測定し、月間業務実施報告書で報告する（3号取水井については静水位のみ）。
- (4) 安全性及び効率性に寄与する運転管理を行う。
- (5) 調達品の最適な管理を行う。

3-2-1-2 ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ運転管理業務

- (1) 新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場
 - ①ポンプ場運転管理業務は、毎日24時間連続で新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場の運転状況の監視及び運転操作を行う。
 - ②運転状況の監視及び運転操作は、基本的に新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場それぞれの2階中央管理室にて中央監視し、遠方操作により各ポンプ場内の機器類の運転及び制御を行う。ただし、現場にて監視及び操作が必要な場合は、現場で対応する。
 - ③現場責任者は、原則として平日昼間（午前8時30分～午後5時15分）新曽ポンプ場に常駐しなければならない。現場責任者が不在の場合は、副責任者が代理する。
- (2) 雨水貯留排水施設（14施設）
 - ①雨水貯留排水施設運転管理業務は、無人の自動運転を基本とするが、必要に応じて現場にて運転状況の監視及び運転操作を行う。
- (3) 汚水マンホールポンプ（3施設）
 - ①汚水マンホールポンプ運転管理業務は、無人の自動運転を基本とするが、必要に応じて現場にて運転状況の監視及び運転操作を行う。

1 運転操作監視業務

- (1) 新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場
 - ①ポンプの運転は、設定されたポンプ井水位による自動運転を基本とする。晴天時は適正な汚水排水を行い、降雨時は流入水位及び気象情報を常時監視し、浸水被害を発生させることがないように、ポンプ場に流入した下水を滞りなく送水、排水する。また、必要に応じてポンプ・ゲート等の手動操作、補助ポンプの運転等、適切な対応を行う。
 - ②各施設の設備機器の性能を十分理解し、適切な運転管理を行う。
 - ③運転状況に異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、適切な処置を講ずる。
 - ④原水ポンプ及び雨水ポンプは晴天時に運転は行わない。
 - ⑤河川への未処理下水放流量削減のため、原水ポンプは雨水ポンプより先に運転する。
 - ⑥契約電力は実量制のため、節電に努める。
 - ⑦下戸田ポンプ場について、雨水ポンプ等の運転時には、進相コンデンサを中央監視装置にて投入し、力率改善に努める。
 - ⑧新曽ポンプ場について、降雨終了後、残水排水ポンプ等を用い雨水井のドライ化を行う。
 - ⑨高速ろ過施設について、晴天日が続く場合には、ろ過施設内の雨水の腐食を防止するため、完全洗浄を実施する。（中央監視装置にて手動起動、自動洗浄）
- (2) 雨水貯留排水施設（14施設）
 - ①ポンプの運転は、設定されたポンプ井水位による無人の自動運転を基本とする。降雨時は水路側上流水位、河川側下水水位等及び気象情報を適宜監視し、浸水被害を発生させる

- ことがないよう、必要に応じてポンプ・ゲート等の手動操作等、適切な対応を行う。
- ②各施設の設備機器の性能を十分理解し、適切な運転管理を行う。
 - ③運転状況に異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、適切な処置を講ずる。
 - ④適宜スクリーン等の確認を行う。
- (3) 汚水マンホールポンプ（3施設）
- ①ポンプの運転は、設定された水位による無人の自動運転を基本とする。
 - ②各施設の設備機器の性能を十分理解し、適切な運転管理を行う。
 - ③運転状況に異常がある場合は、速やかに発注者に報告し、適切な処置を講ずる。
 - ④適宜マンホール内部の確認を行う。

2 緊急事態対応業務

- (1) 緊急事態が発生した場合、「3-2-7-4 緊急事態対応マニュアル業務」により作成した緊急事態対応マニュアルに基づき、適切に対応しなければならない。特に、故障等により施設の全部又は一部の機能が停止した場合や、大雨等により施設の処理能力が不足する事態となった場合は、適切な応急措置により被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるよう努める。
- (2) 設備の故障や不具合、システムトラブルにより、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに発注者に報告する。なお、緊急の措置には突発に発生した修繕も含める。
- (3) 緊急事態が発生した場合、緊急時対応体制の確立、発注者をはじめとする関係諸機関への通報・連絡等の初動対応を速やかに実施し、必要に応じて増員ができるように待機要員を確保する。
- (4) 「3-2-7-4 緊急事態対応マニュアル業務」により作成した緊急事態対応マニュアルに基づき、緊急連絡体制、資機材の調達・管理・配備等、各事象への具体的な対応を行う。
- (5) 集中豪雨及び局地的な大雨発生時においては、発注者と協力して、浸水被害を軽減することに努める。

3 その他業務

- (1) 雨天時放流水の水質検査を実施（1回／年）すること。詳細は、「別紙11 雨天時放流水の採水の条件」による。
 - ①実施確認：降雨状況を監視し採水可能と判断した場合、発注者に報告し実施の承諾を得る。
 - ②採水場所：新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場の吐出槽とする。
 - ③採水量：新曽ポンプ場1L 容器に10本、下戸田ポンプ場1L 容器に10本
 - ④採水方法：5分毎に流入水及び流出水を同時に採水する。
 - ⑤分析項目：BOD
- (2) 排水施設の遠隔監視装置利用料を遠隔監視装置維持管理業者へ直接支払う。

3-2-2 保守点検業務

3-2-2-1 定期点検業務

- (1) 対象施設への予防保全の観点から専門事業者による定期点検（1回以上／年）を実施し、施設を常に最良の状態で稼働させるとともに、施設の性能及び劣化状態を確認し、運転上支障がある場合は適宜報告する。
- (2) 定期点検業務の詳細は、受注者が作成した業務履行計画書に記載した内容に基づき実施をする。

1 中央監視装置点検（浄水場、取水井、末端監視局、ポンプ場）

- (1) 対象施設は下記とし、詳細は「別紙12 中央監視装置点検対象一覧」とする。
 - ①浄水場、取水井、末端監視局 1式
 - ②新曽ポンプ場 1式
 - ③下戸田ポンプ場 1式
- (2) 定期点検を実施した場合、受注者は点検作業に立会い、月間業務実施報告書、点検

報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。

- (3) 定期点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。

2 非常用発電機点検（浄水場、ポンプ場）

- (1) 対象施設は下記とする。

- ①西部浄水場 1 式（ガスタービン発電機）
- ②中部浄水場 1 式（ガスタービン発電機）
- ③東部浄水場 1 式（ガスタービン発電機）
- ④新曽ポンプ場 1 式（ガスタービン発電機）
- ⑤下戸田ポンプ場 1 式（ガスタービン発電機）

- (2) 定期点検を実施した場合、受注者は点検作業に立会い、月間業務実施報告書、点検報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。
- (3) 定期点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。

3 脱臭設備点検（ポンプ場）

- (1) 対象施設は下記とする。

- ①新曽ポンプ場 1 式（活性炭脱臭設備）
- ②下戸田ポンプ場 1 式（活性炭脱臭設備）

- (2) 定期点検を実施した場合、受注者は点検作業に立会い、月間業務実施報告書、点検報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。
- (3) 定期点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。
- (4) 脱臭用活性炭の交換頻度は、新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場それぞれ 1 回以上／年とする。

4 水質監視モニター保守点検（末端監視局）

- (1) 対象施設は下記の末端監視局に設置する自動水質監視装置とし、部品交換及び点検整備を行う。詳細は「別紙 1 3 水質監視モニター点検対象一覧」に示す。

- ①設置場所：番匠免公園 1 式（自動水質監視装置）
早瀬公園 1 式（自動水質監視装置）
後第二公園 1 式（自動水質監視装置）
下戸田ポンプ場 1 式（自動水質監視装置）
- ②対象機器：AN700A形無試薬式配水水質監視モニター 4 台

- (2) 定期点検を実施した場合、受注者は点検作業に立会い、業務実施報告書、点検報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。
- (3) 定期点検の結果、対象機器に破損、故障、不具合箇所等を発見したときは、速やかに技術者を派遣し、修理を行い、その詳細を発注者に報告する。

3-2-2-2 日常点検業務

- (1) 対象施設への予防保全の観点から日常点検を実施し、施設を常に最良の状態で稼働させるとともに、施設の性能及び劣化状態を確認し、運転上支障がある場合は適宜発注者に報告する。日常点検業務には、施設の性能を正常な状態に維持するために必要となる劣化部材及び消耗品の取替え、注油、清掃、部品の調整等の簡易的な処置を行う。なお、劣化部材及び消耗品の取替えを行う場合は、性能等が現状と同等以上の物に交換する。
- (2) 日常点検業務の詳細は、受注者が作成した業務履行計画書に記載した内容に基づき実施をする。なお、下水道施設の標準点検項目及び頻度は「別紙 1 4 下水道施設の標準点検項目及び頻度」に示す。

1 建築・土木構造物、建築付帯設備等の保守点検

- (1) 建築・土木構造物、建築付帯設備等の巡回点検、保全及び管理を行う。
- (2) 使用頻度の少ない設備については、性能を確認するための試運転等を適宜行い、常に運転ができるように備える。
- (3) 建物点検マニュアルに基づく点検記録の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は建築・土木構造物、建築付帯設備等に故障が発生したときには速やかに発注者に報告し、必要な初期対応を行う。

2 機械、電気、計装設備の保守点検

- (1) 機械、電気、計装設備の日常点検を行い、施設を常に最良の状態で稼働させるとともに、施設の性能及び劣化状態を確認する。
- (2) 使用頻度の少ない設備については、性能を確認するための試運転等を適宜行い、常に運転ができるように備える。
- (3) 点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときには速やかに発注者に報告し、必要な初期対応を行う。
- (4) 施設の性能を正常な状態に維持するために必要となる劣化部材、消耗品の交換作業及び汚れ、ほこり等の清掃作業を適宜行う。

3-2-2-3 法令点検業務

- (1) 法令点検が必要な設備については、受注者の責任のもと、関係法令を順守し遅延なく実施する。
- (2) 法令点検を実施した場合は、月間業務実施報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。

1 自家用電気工作物点検（浄水場、ポンプ場、雨水貯留排水施設の一部）

- (1) 対象施設は下記とし、詳細は「別紙15 自家用電気工作物一覧」に示す。
 - ①西部浄水場 1式
 - ②中部浄水場 1式
 - ③東部浄水場 1式
 - ④新曽ポンプ場 1式
 - ⑤下戸田ポンプ場 1式
 - ⑥雨水貯留排水施設（笹目第4排水施設） 1式
 - ⑦雨水貯留排水施設（笹目第6排水施設） 1式
 - ⑧雨水貯留排水施設（菖蒲川第3排水施設） 1式
- (2) 関係法令に基づき月次点検、年次点検及び精密点検を実施し月間業務実施報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。
- (3) 法定点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。

2 消防設備点検（浄水場、ポンプ場）2回／年

- (1) 対象施設は下記とし、詳細は「別紙16 消防施設一覧」とする。
 - ①西部浄水場 1式
 - ②中部浄水場 1式
 - ③東部浄水場 1式
 - ④新曽ポンプ場 1式
 - ⑤下戸田ポンプ場 1式
- (2) 関係法令に基づき法定点検を実施し月間業務実施報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。
- (3) 法定点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。
- (4) 受注者は、3年に一度消防本部へ提出する報告書の作成及び提出を行う。なお、本業務の契約期間においては、以下のとおり。
 - ①西部浄水場、中部浄水場、東部浄水場：令和10年8月

②新曽ポンプ場、下戸田ポンプ場：令和11年8月

3 天井クレーン点検（ポンプ場）

（1）対象施設は下記とする。

①新曽ポンプ場 1式（令和9、11年度実施）

②下戸田ポンプ場 1式（令和10、12年度実施）

（2）関係法令に基づき法定点検を実施し、月間業務実施報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。

（3）法定点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。

（4）発注者は、労働基準監督署へ提出する報告書の作成及び提出を行う。

4 地下灯油タンク点検（新曽ポンプ場のみ）

（1）対象施設は下記とする。

①新曽ポンプ場 1式（令和10年度実施）

（2）関係法令に基づき法定点検を実施し、月間業務実施報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。

（3）法定点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。

5 第一種特定製品点検（浄水場、ポンプ場）

（1）対象施設は下記とする。なお、対象機器、点検項目は「別紙17 第一種特定製品機器一覧、点検項目」に示す。

①西部浄水場、中部浄水場、東部浄水場 1式（簡易点検4半期に一度実施）

②新曽ポンプ場 1式（簡易点検4半期に一度実施）

③下戸田ポンプ場 1式（簡易点検4半期に一度実施）

（2）4半期に一度簡易点検を実施し、月間業務実施報告書にて発注者に点検結果を報告する。

（3）新曽ポンプ場の空調機（型式RAS-AP450DSR1）については、3年（令和8、11年度）に一度定期点検を実施し、月間業務実施報告書にて発注者に点検結果を報告する。

（4）点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。

6 地下タンク貯蔵所点検（浄水場）

（1）対象施設は下記とする。

①西部浄水場 1式（地下タンク貯蔵所：令和9、12年度実施）

ア 型式：危険物の規制に関する政令第13条第2項第1号のロに示す鋼製強化プラスチック製二重殻タンク

イ 燃料：特A重油 7,000L

（2）定期点検を実施した場合、受注者は点検作業に立会い、月間業務実施報告書、点検報告書と合わせてその詳細を発注者に報告する。

（3）定期点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告する。

3-2-2-4 保守点検結果の登録業務

1 浄水場点検結果データの設備台帳登録

保守点検業務で行った点検結果で浄水場に関するデータは当該設備台帳に登録する。

3-2-3 維持管理業務

3-2-3-1 清掃業務

対象施設における作業環境や美観、衛生状態を良好に保つよう、適宜、対象施設の管理棟内、場内及び周辺道路の清掃や整理整頓を行う。なお、対象施設の清掃範囲等の詳細につ

いては、「別紙 18 清掃範囲一覧」に示す。

1 浄水場及びポンプ場の場内及び周辺道路の清掃

(1) 浄水場、ポンプ場の場内及び周辺道路の清掃や整理整頓を行う。

(2) ポンプ場の沈砂、し渣を発注者が搬出(実績は、「別紙 18 清掃範囲一覧」に示す。)するまで、適切な状態に保つよう管理する。

2 無人浄水場の管理棟内の定期清掃(中部、東部浄水場)

中部、東部浄水場(無人浄水場)の管理棟内の定期清掃を行う。

3-2-3-2 樹木等外構管理業務

1 樹木、植栽の管理

樹木、植栽を含む外構施設全般について、安全性、美観、衛生状態等を適切な状態に保ち、また、周辺住民に不快感を与えないよう管理する。なお、対象施設の樹木及び植栽の種類、除草及び草刈の範囲等の詳細については、「別紙 19 樹木等一覧」に示す。

2 樹木、植栽等の病害虫の防除作業

浄水場、ポンプ場の樹木、植栽等について、適宜、薬剤散布等を行い病害虫の防除作業を行う。

3 樹木、植栽等の剪定、刈込作業

浄水場、ポンプ場の樹木、植栽等について、風で折れたり倒れたりすることのないよう、適宜、剪定、刈込作業を行う。

4 台風等で折れた枝等の撤去

浄水場、ポンプ場の樹木、植栽等が台風等で折れた場合、撤去し、適切に廃棄処分する。

5 芝、草等の除草及び草刈

浄水場、取水井の一部、ポンプ場の草等について、適宜、除草及び草刈を行う。

3-2-3-3 無人施設機械警備業務

1 無人浄水場(中部、東部浄水場)の機械警備による24時間警備

無人施設である中部及び東部浄水場に警備装置を設置し、機械警備により24時間警備を実施する。なお、設置場所等の詳細については、「別紙 20 機械警備対象施設一覧」に示す。

2 警報発報時の対応、報告及び記録管理

(1) 巡回点検の際に、警備装置の稼働状況、施錠を確認する。

(2) 警報が発報した際は、受注者が責任をもって対応するものとし、発注者に状況や経過等を報告し、記録を管理する。

3-2-4 小修繕業務

対象施設及び設備について、劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させるために、下記に示す条件の中で、突発的な破損や故障等に対応する修理、交換(小修繕の範囲内)、分解整備、調整等を行う。ただし、受注者の責により施設の損傷や故障があった場合の修繕は、小修繕業務の対象外とし、受注者の責により機能回復を行う。

(1) 対象範囲

① 建築・土木構造物、建築付帯設備等の破損、故障に対応する小修繕

② 機械、電気、計装設備の故障に対応する小修繕

③ 故障等が発生した場合の事後保全的対応だけでなく、重大な故障等を未然に防ぐための対象施設への予防保全的措置として有効と考えられる場合の小修繕

(2) 年間及び1件当たりの修繕費

受注者が行う突発的な修繕は、次の費用の範囲内で行う。

① 水道施設(浄水場、取水井、末端監視局)は、年間の累計金額で150万円(税込)以下とし、1件当たり50万円(税込)未満とする。

② 下水道施設(ポンプ場・雨水貯留排水施設等)は、年間の累計金額で200万円(税込)以下とし、1件当たり50万円(税込)未満とする。

(3) 使用材料等

受注者が修繕に使用する材料等は、性能等が原状と同等以上の物を使用する。

(4) 実施手順

受注者は、対象施設や設備の破損や故障、不具合を確認し小修繕が必要と判断した場合、修繕費の見積金額を取得し、修繕費に応じて以下の対応を行う。

1 修繕提案書の作成、提案

1件当たりの修繕費が50万円(税込)以上、又は年間の累計金額を超える場合、発注者へ修繕提案書を作成し、提出する。

3-2-5 調達管理業務

3-2-5-1 ユーティリティ調達管理業務

西部、中部浄水場の運転管理に必要な薬品類（次亜塩素酸ナトリウム、並塩）、停電や災害時に対象施設（浄水場、ポンプ場）の非常用発電機等の運転に必要な燃料（特A重油、A重油、灯油）、ポンプ場の設備類の清掃等に使用する工業用水を調達し、管理する。なお、過去5か年の使用実績については、「別紙21 調達管理業務実績一覧」に示す。

1 薬品類（次亜塩素酸ナトリウム、並塩）の調達、品質及び残量管理（浄水場）

- (1) 浄水処理に使用する薬品類について、事前に発注者の承諾を得ること。
- (2) 西部、中部浄水場の運転管理に必要な、次亜塩素酸ナトリウム（消毒設備用）、並塩（硬水軟水化装置用）を調達する。
- (3) 次亜塩素酸ナトリウムの品質劣化を抑えるため、適切な管理を行う。
- (4) 薬品類の受け入れに立会い、付随する操作を行う。
- (5) 使用量及び補充の実績について、毎月まとめ、月間業務実施報告書にて、発注者へ報告する。
- (6) 契約期間終了時、次亜貯蔵タンク内の残量が業務開始時と同量以上となるように補充する。

2 燃料の調達、残量管理

- (1) 浄水場については、浄水場の非常用発電機用の特A重油を調達及び管理する。
- (2) ポンプ場については、非常用発電機及び雨水ポンプ用のA重油（下戸田）、灯油（新曽ポンプ場）を調達及び管理する。
- (3) 燃料の使用と給油の実績について毎月取りまとめ、月間業務実施報告書にて、発注者へ報告する。
- (4) 契約期間終了時、燃料タンク残量が業務開始時と同量以上となるように給油する。

3 薬品類、燃料の受け入れ立会い及び付随する操作の実施

- (1) 受け入れ立会の際は、危険物取扱者免状（乙種第4種）を持つ従業員が立ち会う。
- (2) 燃料の受け入れに立会い、付随する操作を行う。

4 工業用水の調達及び残量管理

ポンプ場の設備類の清掃等に使用する工業用水について（対象施設：新曽ポンプ場及び下戸田ポンプ場）調達及び管理する。契約水量は、両ポンプ場共に、91m³/日であり、使用量の目安は、3.7m³/hとなる。

3-2-5-2 消耗品調達管理業務

上下水道施設運転管理業務の履行に必要な貸与品、消耗品等を適切に管理し、施設運転に支障を与えないよう、必要な数量及び品質を常に確保する。なお、必要な消耗品等については、「別紙22 消耗品調達管理業務に係る消耗品一覧」に示す。

1 上下水道施設の設備機能管理に要する部品、その他消耗品類の管理、調達

- (1) 業務を履行する上で必要な消耗品等を適切に管理し、必要な数量及び品質を常に確保する。また、購入する際は、発注者の了承を得るものとし、購入実績について、毎月まとめ、月間業務実施報告書にて、発注者へ報告する。
- (2) 上下水道施設の運用に係る「別紙22 消耗品調達管理業務に係る消耗品一覧」の消耗品について、年間の累計金額で水道施設及び下水道施設それぞれ30万円(税込)以内で調達し、管理する。また、「別紙22 消耗品調達管理業務に係る消耗品一覧」に未記載の消耗品を購入する場合は、年間の累計金額の範囲内で、1品当たり5万円(税込)未満で調達し、管理する。調達の際には、発注者の承諾を得る。
- (3) 消耗品等を調達する際は、適正な品質及び規格の物品を調達し、施設の性能や耐用

年数等に影響を与えないようにする。

3-2-6 閉庁時電話対応業務

次に示す時間帯について、水安全部宛ての市民、他自治体、事業者等からの電話に親切、丁寧に
対応し、受付及び初期対応を行う。また、前日に対応した案件については、件数や内容等を記
録し、翌開庁日の午前9時までに水安全部宛てに報告する。

- ・平日夜間（午後5時15分～午前8時30分）
- ・土日祝日（翌開庁日の午前8時30分まで終日）
- ・年末年始（12月29日～1月3日の終日）

1 給水栓の開閉栓受付対応

給水栓の開閉栓に関する電話がかかってきた場合、受付を行う。

2 給水停止者への電話対応

給水停止者から電話がかかってきた場合、翌開庁日に「上下水道料金窓口048-229-4318」に再度連絡するよう、相手に伝える。

3 漏水、濁り、下水道のつまり、問い合わせの受付及び初期対応

閉庁時間に漏水、濁り、下水道のつまり、問い合わせの電話がかかってきた場合、状況や
内容を確認した後、初期対応を行う。初期対応の内容については、業務準備期間中に、発
注者と受注者の協議により定める。

3-2-7 上下水道施設事務

3-2-7-1 業務履行計画書業務

1 業務履行計画書（5か年、年間、月間）の作成・変更・提出

- (1) 発注者と協議を行い、戸田市上下水道事業包括委託業務契約書及び仕様書、その他関
係書類（受注者の提案書含む）を含めた本件告示資料一式に基づき、業務履行計画書
を作成して業務開始の10日前の日（当該日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日）
までに発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 業務履行計画書には、次の事項について記載する。
 - ①本業務における管理の基本方針及びその概要など、委託業務に対する考え方
 - ②業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織、業務分担、緊急時、
その他の組織などの体制を、その目的毎に、系統及び分担が明確に把握できる内容。
 - ③本委託における主たる業務の工程
 - ④主たる業務、報告書類の提出、業務検査に関する計画

2 改善計画の作成、提出

発注者による検査の結果、仕様書の未達事項が確認された場合は、改善計画書を作成
し、提出する。

3-2-7-2 業務実施報告書業務

1 業務日報の作成（浄水場、ポンプ場）、保管

毎日の運転管理記録、保守点検記録、その他実施した業務内容や特記事項について業務日報
として整理し、保管する。なお、発注者に報告すべき事項があった場合には、速やかに報告
を行う。

2 業務実施報告書（年間、月間）の作成、提出

- (1) 月間業務実施報告書の作成・提出（浄水場・ポンプ場・雨水貯留排水施設等）
 - ①月単位で月間業務実施報告書を作成し、翌月の10日（当該日が土・日・祝日の場合
は、直前の営業日）までに発注者へ提出する。
 - ②月間業務実施報告書には、以下の事項を記載する。特に、維持管理上の懸案事項があ
る場合は、写真、その他のデータを示し、内容を明確に把握できるように作成する。
 - ア 運転管理業務の総括（主要機器の運転状況、異常の有無等）
 - イ 保守点検業務の総括（保守点検業務の実施内容、異常の有無等）
 - ウ 小修繕業務の総括（小修繕業務の実施内容、発生費用）
 - エ 調達管理業務の総括（ユーティリティの使用量、発生費用、備品の在庫数量等）
 - オ 1か月間の業務日報

- カ その他、発注者への報告事項
- (2) 年間業務実施報告書の作成、提出（浄水場・ポンプ場・雨水貯留排水施設等）
- ①年度ごとに年間業務実施報告書を作成し、翌年度の4月15日（当該日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日）までに発注者へ提出。ただし最終年度については、発注者と提出時期を協議し、決定する。
- ②年間業務実施報告書には、以下の事項を記載。特に、維持管理上の懸案事項がある場合は、内容を明確に把握できるように作成する。
- ア 運転管理業務の総括（主要機器の運転状況、異常の有無等）
- イ 保守点検業務の総括（保守点検業務の実施内容、異常の有無等）
- ウ 小修繕業務の総括（小修繕業務の実施内容、発生費用）
- エ 調達管理業務の総括（ユーティリティの使用量、発生費用、貸与品の在庫数量等）
- オ その他、発注者への報告事項

3 改善計画の作成、提出

- (1) 月間業務実施報告書について、発注者による検査の結果、仕様書の未達事項が確認された場合は、改善計画書を作成し、提出する。
- (2) 年間業務実施報告書について、発注者による検査の結果、仕様書の未達事項が確認された場合は、改善計画書を作成し、提出する。

3-2-7-3 施設機能確認業務

1 主要機器(別紙2(3)主要設備一覧に記載がある機器とする)ごとのデータ蓄積

- (1) 業務開始前の施設機能確認
発注者及び受注者は双方立会いの下、仕様書に定める対象施設の有無及び機能等の確認を行う。なお、確認すべき事項については、業務準備期間中に発注者及び受注者が協議によって定める。
- (2) 契約終了前の施設機能確認
発注者及び受注者は双方立会いの下、業務開始前の施設機能確認の対象とした施設の有無及び機能等の確認を行う。なお、確認すべき事項については、原則として業務開始前の施設機能確認で実施した事項に準ずる。

2 施設機能確認報告書の作成、提出

機能確認の完了後、その確認結果を記載した「施設機能確認報告書」を作成・管理し、本業務契約終了の10日前の日（当該日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日）までに発注者に提出する。なお、様式は受注者が作成し発注者の承諾を得たものとする。

3-2-7-4 緊急事態対応マニュアル業務

1 緊急事態対応マニュアルの作成・変更・提出

- (1) 発注者と協議を行い、戸田市上下水道事業包括委託業務契約書及び仕様書、その他関係書類（受注者の提案書含む）を含めた本件告示資料一式に基づき、緊急事態対応マニュアルを作成して業務開始の10日前の日（当該日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日）までに発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 緊急事態対応マニュアルへの表記事項等については、契約締結後、発注者と協議の上、決定する。

2 緊急事態に備えた教育、訓練の実施

教育・研修を実施し、業務従事者の知識及び技術の向上を図る。

3 改善計画の作成、提出

発注者による検査の結果、仕様書の未達事項が確認された場合は、改善計画書を作成し、提出する。

3-2-7-5 施設及び設備改築等業務

1 上下水道施設及び設備の改築、更新等の請求に係る書類の作成、提出

上下水道施設及び設備の改築、更新の請求に係る書類について作成し、発注者へ提出する。

2 上下水道施設及び設備の改良等に関する提案書の作成、提出

- (1) 上下水道施設及び設備の改良等に関する提案書について作成し、発注者へ提出する。
受注者は、発注者の承認を得て、当該施設の改良等を自己の費用で行うことができ

る。その際、当該施設の改良部分の所有権は受注者に帰属する。

- (2) 契約期間が終了したとき、自己の責任と費用により、速やかに(1)に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は設置をした設備を撤去する。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示要請を行った場合はこの限りでない。

3 対象施設の改築、更新に関する協議、打ち合わせの支援

対象施設・設備の改築、更新に関し、必要に応じ発注者との協議を行い、改築、更新等の支援をする。

3-2-7-6 業務開始及び引継業務

1 業務準備期間中に引き継ぐ項目の整理

基本的な運転方法、機器の使用方法等を業務準備期間中に引継書としてまとめる。なお、この期間でまとめた引継書は発注者へ提出し、発注者は内容が不明瞭な部分がある場合には、内容について協議・調整を行う。

2 業務準備期間中における現行受注者から引き継いだ内容の整理、管理

業務準備期間中に現行受注者から引き継いだ内容を整理、管理する。

3 履行期間中に次期受注者へ引き継ぐ項目の整理

履行期間中に次期受注者へ引き継ぐ項目を整理する。

4 履行期間中における次期受注者への引継ぎ項目の引継ぎ、指導、管理

履行期間中に次期受注者への引継ぎ項目を滞りなく行い、引継ぎの際に助言する。なお、発注者は、現行受注者から次期受注者への引継ぎが滞りなく行われるよう誠意をもって対応する。

5 履行開始時の既存施設の機能確認

発注者及び受注者は双方立会いの下、仕様書に定める対象施設の有無及び機能等の確認を行う。なお、確認すべき事項については、業務準備期間中に発注者及び受注者が協議によって定める。

6 契約終了時の既存施設の機能確認

発注者及び受注者は双方立会いの下、仕様書に定める対象施設の有無及び機能等の確認を行う。なお、確認すべき事項については、業務準備期間中に発注者及び受注者が協議によって定める。

3-2-7-7 その他の業務

1 随時の実施状況の検査に係る必要な各種報告書類の作成・提出

- (1) 定期保守点検、法令点検を実施した際は、別途その結果を取りまとめ、報告書を発注者へ提出する。その際、点検結果等に応じて、修繕、更新、継続使用可等の受注者としての判断を発注者へ助言する。また、発注者の求めに応じて、調査、資料の作成等を行う。
- (2) 施設の異常や故障及び事故等、業務の遂行に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、その後の経過や対応と合わせて報告書を発注者へ提出する。
- (3) その他、発注者から要請があった場合は、要請された事項について報告する。

2 運転管理マニュアル、作業マニュアル、その他マニュアルの作成・変更

運転管理マニュアル、作業マニュアルを作成（既存マニュアルの改変を含む）し、発注者へ提出する。また、その他必要なマニュアルの作成・変更についても随時行う。なお、受注者作成（改変を含む）のマニュアルは、契約終了時に発注者に無償譲渡する。

3 対象施設に関する図書類の保管管理

対象施設に関する図書類の保管管理については、発注者の指定する場所、方法で適宜実施する。

4 運転、水質、点検、補修その他資料、データの記録と保管

運転、水質点検、補修、その他資料やデータの記録と保管について、受注者は、発注者へ提出した報告書の控えを現場に保管する。（雨水貯留排水施設等の報告書は新曽ポンプ場へ保管する。）

5 運転管理記録（配水量、圧力、水位等）のデータ化

運転に係る毎日の配水量、圧力、水位その他の数値データを中央監視装置から定期的にバックアップし、電子化を行う。データは電子記録媒体に保管し、常に提供できる状態にする。

6 施設見学の対応

発注者が施設への見学者を受け入れる場合は、発注者の要請に協力し、適宜対応する。

7 協議・打ち合わせ議事録の作成・記録

発注者との打ち合わせの際の議事録をその都度作成し、必ず発注者の確認をとる。

8 各種対応

- (1) 契約期間中に予定される関連工事（閲覧資料）及び修繕等の実施に当たっては、発注者の要請に協力し、適宜対応する。
- (2) 開庁時間に周辺住民等から問い合わせ等が寄せられた場合には、理解と協力が得られるように誠意を持って対応するとともに、その日時や苦情の内容等を記録し、速やかに発注者へ報告する。

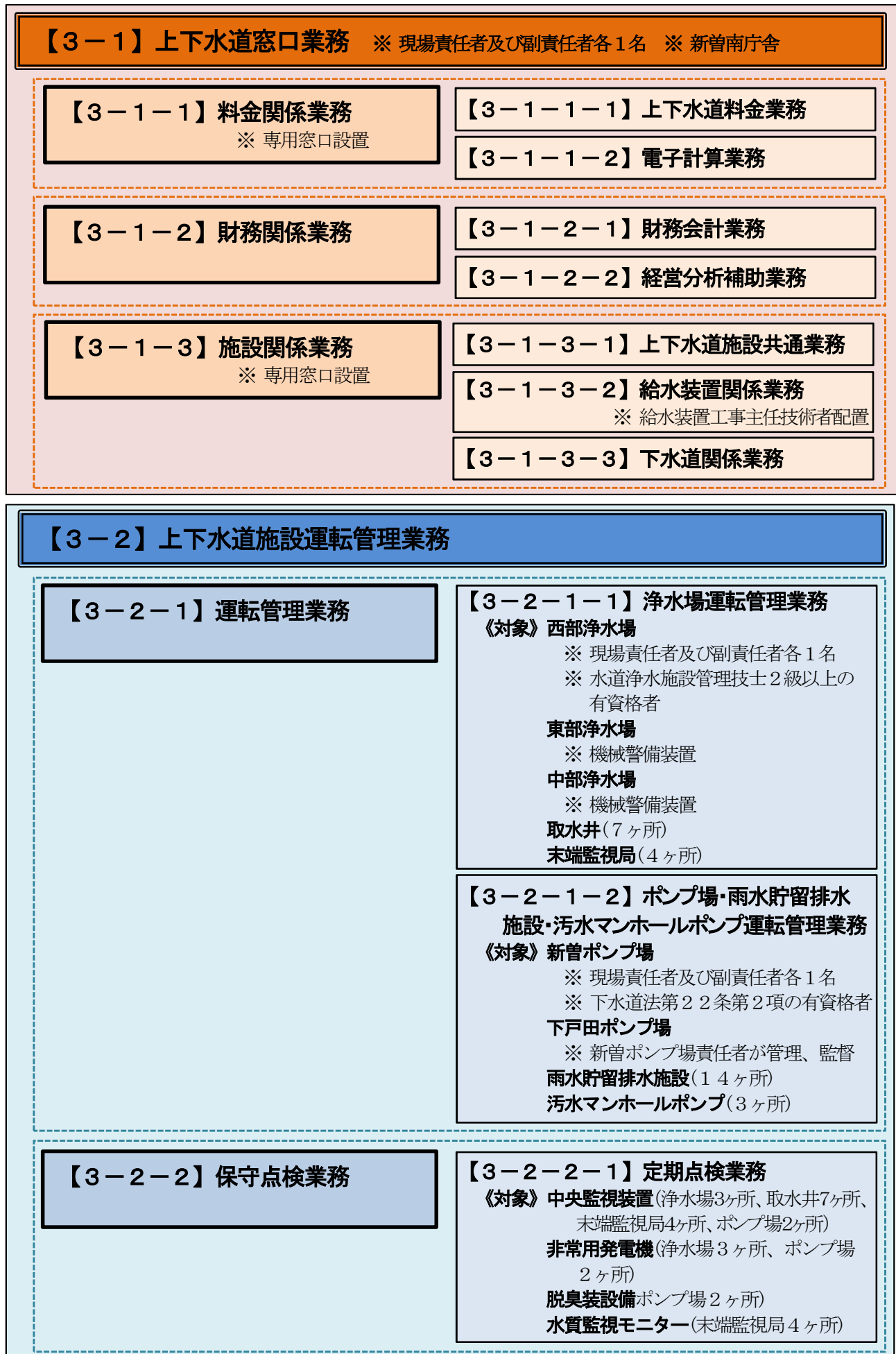
9 水道法に基づく健康診断

水道施設に係る業務に従事する者について、水道法第21条に基づく定期及び臨時の健康診断を行い、診断結果を発注者に提出する。

以 上

【別紙 1 業務体系図】

総括責任者は、新曽南庁舎に常駐する。図中「〇－〇」等の数字は、仕様書第3章の業務番号に対応する。



【別紙２ 対象施設一覧及び主要設備一覧】

１ 公共施設等の管理者の名称 戸田市上下水道事業 戸田市長

２ 対象施設一覧

(１) 新曽南庁舎

分 類	施 設 名	所 在	備 考
新曽南庁舎	新曽南庁舎	新曽南３－１－５	４階

(２) 浄水場等

分 類	施 設 名	所 在	備 考
浄水場等	西部浄水場	笹目 2－2 3－2 5	有人施設 (2 4時間監視)
	4 号取水井		
	中部浄水場	下前 1－7－5	
	9 号取水井		
	東部浄水場	中町 2－2 1－1 5	
	1 号取水井		
取水井	2 号取水井	中町 2－1 4－3	
	3 号取水井	下戸田 1－5－6	
	5 号取水井	笹目 1－1 3－2 0	
	6 号取水井	喜沢南 1－7－6	
	7 号取水井	笹目南町 2－1 6	
	8 号取水井	笹目 3－2 1－1 7	
	1 0 号取水井	笹目 1－3 8	
末端監視局	早瀬公園	笹目 8－5	
	番匠免公園	美女木 8－6	毎日検査(西部系)
	後第二公園	喜沢 1－8	毎日検査(東部系)
	下戸田ポンプ場	喜沢南 1－6－2 0	
そ の 他	川岸公園	川岸 2－1 1	毎日検査(中部系)

(３) ポンプ場・雨水貯留排水施設等 (注)有人施設以外は、遠隔監視装置設置済

分 類	施 設 名	所 在	備 考
ポンプ場	新曽ポンプ場	新曽南３－１－８	有人施設 (２４時間監視)
	下戸田ポンプ場	喜沢南１－６－２０	
雨水貯留排水施設	笹目第１排水施設	美女木北２－２－６	
	笹目第４排水施設	笹目１－１	
	笹目第５排水施設	笹目２－１	
	笹目第６排水施設	笹目２－５	
	笹目第８排水施設	笹目南町４	
	荒川左岸第１６排水施設	早瀬２－２８	
	喜沢２丁目排水施設	喜沢２－１５	
	喜沢２丁目第２排水施設	喜沢２－１７	
	菖蒲川第１排水施設	川岸１－９	
	菖蒲川第２排水施設	川岸２－２	
	菖蒲川第３排水施設	喜沢南２－２	
	新曽中央地区調整池	大字新曽１８７５－１	
	笹目２丁目排水施設	笹目２－１２－３	
	北大通り雨水貯留管	新曽２５２５－１外	
汚水マンホールポンプ	汚水マンホールポンプ１号	大字新曽１８５２	
	汚水マンホールポンプ２号	大字新曽１６７７	
	汚水マンホールポンプ３号	大字新曽８５７	

3 主要設備一覧

※備考欄 OH = オペーホル

(1) 西部浄水場系

施設概要		形式	能力	数量	設置年	備考	
県水用	配水池	鋼板製	直径25.0 × 高さ15.0 (容量7,500 m³)	2	1973		
	配水ポンプ	両吸込うず巻ポンプ	26.0 m³/min × 250 kw (インバーター制御式)	2	1973	1996,1997年 OH	
		両吸込うず巻ポンプ	30.8 m³/min × 280 kw	1	1977	2011年OH	
	真空ポンプ	水封式真空ポンプ(大口径用)	0.3m³/分×0.75kw	2	1991	3号配水ポンプ用	
	水位計器	静電容量式	有効水位 15m	2	2007		
	流量計器	電磁流量計(φ 350)	0～1,000 m³/h	1	1997	受水用	
		電磁流量計(φ 500)	0～4,000 m³/h	1	2008	配水用	
	残留塩素計	無試薬式残留塩素計	0～2.0 ppm	2	2013	受水・配水用	
自己水用	取水ポンプ	4号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.50 m³/min × 45 kw	1	1963	2022年更新
		5号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.50 m³/min × 45 kw	1	1964	2016年更新
		7号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.57 m³/min × 37 kw	1	1966	2017年更新
		8号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.40 m³/min × 37 kw	1	1966	2017年更新
		10号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.57 m³/min × 30 kw	1	1967	2012年更新
	次亜注入設備	着水井	SUS製	2.5 × 7.6 × 3.1 m	1	2013	
		貯蔵タンク	ポリエチレン製	貯蔵槽3m³	2	2019	
		注入ポンプ	液中バルブレスポンプ	最大注入量7.02ℓ/H	2	2019	
		流量計器	電磁流量計(φ 2.5)	0～10 L/h	2	2019	
	配水池	コンクリート(RC造)	25.0× 13.5×5.0 m =1,600 m3	2	1963 1964	2013年 耐震化工事	
	配水ポンプ	両吸込うず巻ポンプ	5.5m³/min × 55 kw	1	1973		
		両吸込うず巻ポンプ	5.5m³/min × 55 kw (速度制御式)	1	1973		
	真空ポンプ	水封式真空ポンプ	0.2m³/分 × 0.59kw	1	1991		
	水位計器	超音波式	有効水位 5 m	2	2013	配水池用	
	流量計器	超音波式	0～500 m³/h	1	2013	取水用	
		電磁流量計(φ 400)	0～1,500 m³/h	1	2013	配水用	
	残留塩素計	無試薬式残留塩素計	0～2.0 ppm	1	2013	配水用	
受電設備		—	3 相 6,600 V	1	—	1系統受電	
非常電用機	発電設備	ガスタービン発電機	6,600V×1,500rpm × 1,000KVA	1	2018		
	燃料タンク	地下タンク貯蔵所 + 小出層	7,000ℓ + 1,950ℓ	1	2018	特A重油	

(2) 東部浄水場系

施設概要		形式	能力	数量	設置年	備考
県水用	配水池	コンクリート(PC造)	(容量7,500m ³)	1	1997	
	配水ポンプ	両吸込うず巻ポンプ	11.8m ³ /min × 110 kw	3	1997	2006年OH
	真空ポンプ	水封式真空ポンプ	1.1m ³ /分×200V×2.2kw	2	2011	
	水位計器	静電容量式	有効水位 15.91 m	1	2015	
	流量計器	電磁流量計(φ 400)	0~1,500 m ³ /h	1	1997	受水用
		電磁流量計(φ 500)	0~3,000 m ³ /h	1	1997	配水用
	残留塩素計	無試薬式残留塩素計	0~2.0 ppm	2	1997	受水・配水用
受電設備		—	3 相 6,600 V	1	—	1系統受電
非常電用機	発電設備	ガスタービン発電機	6,600V×1,500rpm× 500KVA×800ps	1	2001	
	燃料タンク	小出層	1,950ℓ	1	2001	特A重油

(3) 中部浄水場系

施設概要		形 式	能 力	数量	設置年	備 考	
県水用	流量計器	電磁流量計(φ 350)	0～1,000 m ³ /h	1	2019	受水用	
自己水用	取水ポンプ	1号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.25 m ³ /min × 37 kw	1	1998	
		2号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.25 m ³ /min × 37 kw	1	1998	
		3号取水井	水中ポンプ(φ 125)	2.10 m ³ /min × 22 kw	1	1960	1990年更新
		6号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.25 m ³ /min × 37 kw	1	1965	2011年更新
		9号取水井	水中ポンプ(φ 150)	2.40 m ³ /min × 37 kw	1	1967	1990年更新
	トリクロロエチレン除去装置		充填塔 円筒型堅形	処理量310m ³ 処理濃度 0.008mg/ℓ以下	2	1990	
	着水井		コンクリート(RC造)	16.4m×22.0m×5.0m(容量 3,600m ³)	1	1968	
	次亜注入設備	薬液タンク	ポリエチレン製	貯蔵槽2m ³	2	2007	
注入ポンプ		油圧シングルダイヤフラム式制御容量ポンプ	最大注入量11.46ℓ/H	2	2007	2012年OH	
軟水装置		全自動軟水装置	100V 50Hz 樹脂量50L	1	2006	2014年更新	
県水・自己水兼用	配水池	コンクリート(RC)製	16.4 × 22.0 × 5.0 m(容量 1,800m ³)	2	1968		
	配水ポンプ	両吸込うず巻ポンプ	4.5m ³ /min × 45 kw	2	1991	2017,2019年 OH	
		両吸込うず巻ポンプ	4.5m ³ /min × 45 kw(インバーター制御式)	2	1991	2018,2020年 OH	
	真空ポンプ	水封式真空ポンプ	0.3m ³ /分 × 200V × 0.75kw	1	1991		
	水位計器	静電容量式	有効水位 5 m	1	2017		
	流量計器	電磁流量計(φ 350)	0～700 m ³ /h	1	1991	取水用	
		電磁流量計(φ 400)	0～1,400 m ³ /h	1	2014	配水用	
	残留塩素計	無試薬式残留塩素計	0～2.0 ppm	2	2006	受水・配水用	
	色度・濁度計	—	色度:0～10度 濁度:0～4度	2	2006	受水・配水用	
受電設備		—	3 相 6,600 V	1	—		
非常発電機	発電設備	ガスタービン発電機	210V × 1,500rpm × 300KVA × 530ps	1	1991		
	燃料タンク	燃料小出層	1,950ℓ	1	1991	特A重油	

(4) 取水井用非常発電機

名 称	形 式	能 力	数量	設置年	備 考
非常用発電機	2号取水井	ディーゼル発電機	65 KVA, 155 L(軽油)	1	2000
	3号取水井		50 KVA, 125 L(軽油)	1	1998
	5号取水井		80 KVA, 225 L(軽油)	1	2012
	7号取水井		65 KVA, 155 L(軽油)	1	1997
	8号取水井		65 KVA, 155 L(軽油)	1	1996

(5) 末端監視局

名 称	設置場所	能 力	数量	設置年	備 考
無試薬式配水水質監視モニター	早瀬公園	残留塩素、色度、濁度、導電率、pH、水温、水圧の7項目の自動水質測定	1	2011	日立製作所製
	番匠免公園		1	2012	
	後第二公園		1	2012	
	下戸田ポンプ場		1	2011	

(6) 新曽ポンプ場

(注)計画降雨50mm/hrで整備済み

施設概要	形 式	能 力	数量	設置年	備 考
汚水ポンプ	電動立軸斜流ポンプ(φ400)	45kw、吐出量18m ³ /min、全揚程9.3m	2 1	2008 2009	

施設概要	形 式	能 力	数量	設置年	備 考
雨水ポンプ	ガスタービン立軸斜流ポンプ(φ1200)	吐出量283m ³ /min、 全揚程11.6m	2	2008	
雨水ポンプ用 ガスタービン	雨水ポンプ用ガスタービン	定格出力735kW	2	2008	
自動除塵機	汚水除塵機	水路幅1,200mm、深さ4,100mm、 掻揚速度7.5m/min	2	2009	
	雨水除塵機	水路幅3,000mm、深さ4,300mm、 掻揚速度7.5m/min	2 2	2008 2010	
天井クレーン	電動天井クレーン	定格荷重20t、揚程15m スパン11.59m、走行距離 36.6m	1	2009	
燃料貯油槽	円筒鋼板製タンク	有効容量6,600L 直径φ3,000mm、全長 10,380mm	1	2007	
脱臭塔	カートリッジ式添着 活性炭吸着塔	風量 90m ³ /min アルカリ成分用吸着材 1,100kg 酸性成分用吸着材 930kg 中性成分用吸着材 930kg	1	2010	
合流改善施設	高速ろ過施設	ろ過池 寸法 : 1.63m(W)×2.0m(L)×3.0m(H)×4 池 処理水量:13,000m ³ /日 ろ過速度:1,000m/日 原水ポンプ(φ300): 37kw、吐出量9.02m ³ /min、 全揚程15.3m	1	2013	
水位計器	流入側水位計(圧力式)	測定範囲:0～4.2m	2	2008	
	汚水井水位計(圧力式)	測定範囲:0～7.3m	1	2009	
	雨水井水位計(圧力式)	測定範囲:0～7.3m	1	2009	
	流出側水位計(圧力式)	測定範囲:0～4.4m	1	2008	
流量計器	汚水吐出電磁流量計(φ600)	測定範囲:0～60m ³ /min	1	2009	
受電設備	—	3相 6,600V	1	2010	2系統受電
非常用発電機	ガスタービン発電装置	375KVA、6600V	1	2010	
監視制御装置	LCD,SQC	—	1式	2007	一部出力等不 具合有 令和9年度更新 予定

(7) 下戸田ポンプ場 (注)計画降雨50mm/hrで整備済み

施設概要	形 式	能 力	数量	設置年	備 考
汚水ポンプ	電動 立軸斜流ポンプ(φ350)	22kw、吐出量15.7m ³ /min、 全揚程6.0m	1 1 1	1995 1996 1998	
雨水ポンプ	電動 立軸斜流ポンプ(φ800)	80kw、吐出量90m ³ /min、 全揚程3.8m	1 1	1973 1973	2000,2011年 OH 2000,2012年 OH
	ディーゼル立軸斜流 ポンプ(φ1200)	吐出量180m ³ /min、 全揚程3.7m	1 1 1	1973 1973 1973	2017年OH 2018年OH 2018年OH
雨水ポンプ用 ディーゼル機関	雨水ポンプ用 ディーゼル機関	定格出力169kW	1 2	2017 2018	
自動除塵機	汚水除塵機	水路幅1200mm、深さ4070mm、 掻揚速度6m/min	1	1997	
	雨水除塵機	水路幅1200mm、深さ4070mm、 掻揚速度6m/min	1 1 2	1995 1996 1997	

施設概要	形 式	能 力	数量	設置年	備 考
天井クレーン	電動天井クレーン	定格荷重10t、揚程13m スパン10.2m、走行距離27m	1	1973	
燃料貯油槽	円筒鋼板製タンク	有効容量10,000L 直径φ2300mm、高さ2680mm	1	1973	
	角型鋼板製タンク	有効容量 10,000L 1988mm× 2988mm、高さ1866.5mm	1	1998	
脱臭塔	カートリッジ式 添着活性炭吸着塔	風量65m ³ /min アルカリ成分用吸着材828kg 酸 性成分用吸着材690kg 中性成分用吸着材690kg	1	1998	
合流改善施設	高速ろ過施設	ろ過池寸法：1.5m(W)× 2.45m(L)×3.0m(H)×4池 処理水量：14,700m ³ /日 ろ過速度：1,000m/日 原水ポンプ(φ300)：22kw、 吐出量10.2m ³ /min、全揚程 10.0m	1	2012	
水位計器	流入側水位計(圧力式)	測定範囲：0～5.0m	1	2012	
	汚水井水位計(エアパージ式)	測定範囲：0～6.0m	1	2012	
	汚水井水位計(電波式)	測定範囲：0～6.0m	1	2007	
	雨水井水位計(エアパージ式)	測定範囲：0～7.0m	1	1995	
	雨水井水位計(電波式)	測定範囲：0～7.0m	1	2007	
	流出側水位計(圧力式)	測定範囲：0～5.0m	1	1997	
流量計器	汚水吐出電磁流量(φ500)	測定範囲：0～2500m ³ /h	1	1994	
受電設備	—	3相 6,600V	1	1994	2系統受電
非常用発電機	ガスタービン発電装置	500KVA、6600V	1	1998	
監視制御装置	LCD,SQC	—	1式	2015	

(8) 雨水貯留排水施設

(注)全施設に遠隔監視装置設置済

(注)計画降雨50mm/hrで整備済み

施設概要	形 式	能 力	数量	設置年	備考
笹目第1排水施設	水中ポンプ(φ500)	30kw 0.5m ³ /sec	2	1982	
笹目第4排水施設	水中ポンプ(φ500)	22kw 0.5m ³ /sec	2	1991	
笹目第5排水施設	水中ポンプ(φ500)	30kw 0.5m ³ /sec	2	1982	2015年OH
笹目第6排水施設	水中ポンプ(φ600)	37kw 0.75m ³ /sec	2	1978	
	水中ポンプ(φ700)	55kw 0.95m ³ /sec	2	1984	
笹目第8排水施設	水中ポンプ(φ600)	30kw 0.635m ³ /sec	2	2007	
荒川左岸第16排水施設	水中ポンプ(φ500)	18.5kw 0.5m ³ /sec	2	1982	
喜沢2丁目排水施設	水中ポンプ(φ250)	15kw 0.12m ³ /sec	2	1995	
喜沢2丁目第2排水施設	水中ポンプ(φ300)	15kw 0.178m ³ /sec	3	2002	
菖蒲川第1排水施設	水中ポンプ(φ100)	3.7kw 0.025m ³ /sec	2	2004	
菖蒲川第2排水施設	水中ポンプ(φ350)	15kw 0.266m ³ /sec	3	2004	
菖蒲川第3排水施設	水中ポンプ(φ500)	30kw 0.425m ³ /sec	4	2005	
新曽中央地区調整池	水中ポンプ(φ65)	1.5kw 0.009m ³ /sec	2	2019	
笹目2丁目排水施設	水中ポンプ(φ150)	22kw 0.085m ³ /sec	2	2020	
北大通り雨水貯留管	水中ポンプ(Φ200)	22kw 0.076m ³ /sec	2	2025	
	水中ポンプ(Φ80)	5.5kw 0.005m ³ /sec	1	2025	

(9) 汚水マンホールポンプ

(注)全施設に遠隔監視装置設置済

施設概要	形 式	能 力	数量	設置年	備 考
汚水マンホールポンプ1号	水中ポンプ(φ80)	1.5kw 0.0145m ³ /sec	2	2012	
汚水マンホールポンプ2号	水中ポンプ(φ150)	3.7kw 0.0247m ³ /sec	2	2015	
汚水マンホールポンプ3号	水中ポンプ(φ65)	1.5kw 0.0090m ³ /sec	2	2022	

【別紙3 その他費用負担】

1 上下水道窓口業務

(1) 料金業務

負担の種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
保険料	委託業務に伴う賠償責任保険料等		○
車両費	営業車両に関わる全経費		○
郵便料	委託業務で使用する通知書等の郵送費用	○	
光熱水費	受注者が委託業務で使用する事務所の電気・ガス・水道料金	○	
通信費	受注者が委託業務で使用する事務所の電話使用料	○	
	データ受信通話料	○	
	受注者が使用する直通電話及び携帯電話		○
備消耗品費	プリンタートナー及びインクカートリッジ(発注者貸与のプリンター)		○
電算費	電子計算システム維持管理に関わる経費		○
	水道料金及び下水道使用料料金改定等に伴うシステム改修費(各1回)		○
	回線費用		○
	保守費用		○
	口座振替割引導入費用		○
	システムデータの移行費用(本業務開始時及び終了時)		○
収納手数料	口座振替手数料	○	
	郵便振替手数料	○	
	コンビニ(電子マネー)収納代行手数料等	○	
	クレジットカード収納手数料	○	
	口座振替情報伝送費用	○	

(2) 施設関係業務

負担の種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
通信費	受注者が委託業務で使用する事務所の電話使用料	○	
	受注者が使用する直通電話及び携帯電話		○
光熱水費	受注者が委託業務で使用する事務所の電気・ガス・水道料金	○	
備消耗品費	プリンタートナー及びインクカートリッジ(発注者貸与のプリンター)		○
	ラベルライター及びラベルライターテープ		○

2 上下水道施設運転管理業務

(注) 電力供給契約は発注者が実施

負担の種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
運転管理業務	施設の運転・監視に関する消耗品類の管理・調達費		○
	施設の運転管理上の水質分析及び毎日検査に関する機器類及び薬品等の消耗品の管理・調達費		○
	法定水質検査及び臨時水質検査の検査費用	○	
	緊急時対応における人件費(受注者の責めに帰す事故等への対応時、及び通常勤務時間内での対応時)		○
	緊急時対応における人件費(不可抗力時、及び通常勤務時間を超えての対応等上記以外への対応時)	○	
	臨時給水用の納品書(請求書付)の管理・調達費		○

負担の種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
	取水井水位測定に関する機器類の管理・調達費		○
	排水施設の遠隔監視装置利用料（396,000円(税抜)/年）		○
	雨天時放流水水質検査の検査費用		○
保守点検業務	施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
	設備の日常点検に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費		○
	施設の定期点検費用		○
	施設の法令点検費用		○
	施設の改築・更新に関する設計費、施工費	○	
維持管理業務	施設の清掃業務に係る費用		○
	ポンプ場の沈砂・し渣の運搬費及び廃棄処分費	○	
	樹木等外構管理業務に係る費用		○
	無人施設機械警備業務に係る費用		○
小修繕業務	小修繕業務に係る費用（1件税込50万円未満及び年間の上限金額以内）		○
	小修繕業務に係る費用（1件税込50万円以上及び年間の上限金額超過）	○	
調達管理業務	施設の水道、電力の管理・調達費	○	
	施設の通信（市所有の固定電話）、ガスの管理・調達費		○
	薬品類（次亜塩素酸ナトリウム・並塩）の管理・調達費		○
	燃料（特A重油・A重油・灯油）の管理・調達費		○
	ポンプ場の工業用水の管理・調達費（2,138,170円(税抜)/年） （契約水量：91m ³ /日、使用量目安：3.7m ³ /h以下）		○
	消耗品類の管理・調達費		○
閉庁時電話対応業務	閉庁時電話対応業務に関する機器等の管理・調達費（提案による）		○
上下水道施設事務	事務機器、事務用品、福利厚生費等、受注者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
	水道法第21条に基づく定期及び臨時の健康診断費用（浄水場施設に係る業務に従事する者のみ）		○
	施設機能確認の実施に係る費用（確認方法は提案による）		○
	発注者の承諾を得て受注者が行う施設改良等の費用		○
	業務準備期間における現行受注者からの引継ぎに係る費用		○
	次期受注者への引継ぎに係る費用		○
	運営開始時の既存施設の機能確認に係る費用	○	○
	契約終了時の既存施設の機能確認に係る費用	○	○
	施設見学会に関する人件費		○
	施設見学会にて配布する備品費	○	

【別紙4 リスク分担表】

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		発注者	受注者
契約説明責任	上下水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、本件施設及び発注者から提示した条件に対するの瑕疵	○	—
	上下水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、本件施設及び発注者から提示した条件に対する受注者の理解の誤り	—	○
	仕様書等の条件における発注者の責めによる誤りや条件の変更	○	—
	仕様書等の条件における受注者の理解の誤り	—	○
制度・法令等	本業務に直接関係する新たな法整備又は規制強化により本業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	○	—
	本業務に直接関係する新たな法整備又は規制強化について、受注者の不備又は遅滞により本業務の履行が不可能、又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	—	○
	発注者の責めに伴う関係機関の行政指導等により本業務の中断、停止又はこれに伴うコスト増を招くようになった場合	○	—
	受注者の責めに伴う関係機関の行政指導等により本業務の中断、停止又はこれに伴うコスト増を招くようになった場合	—	○
住民・法人対策	発注者の責めによる住民等の反対運動、本業務の履行に支障のある反対運動	○	—
	受注者の責めにより住民等の反対運動、本業務の履行に支障のある反対運動	—	○
個人情報	発注者の責めによる本業務に係る個人情報漏えい	○	—
	受注者の責めによる本業務に係る個人情報漏えい	—	○
契約	発注者の責めにより、受注者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	—
	受注者の責めにより、発注者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	—	○
契約不履行	供給及び支給等、本業務の契約に規定された発注者の義務が履行されない場合	○	—
	供給及び支給等、本業務の契約に規定された受注者の義務が履行されない場合	—	○
環境保全	発注者の責めにより、施設及び周辺環境汚染が発生した場合	○	—
	受注者の責めにより、施設及び周辺環境汚染が発生した場合	—	○
	発注者の責めによる、又は原因不明の環境汚染が発見され処理費用の増加が生じた場合	○	—
	受注者の責めによる環境汚染が発見され処理費用の増加が生じた場合	—	○
配水量・水質	災害、事故、気象等により県水受水量が計画値より増減し、配水量へ影響が生じた場合	○	—
	受注者の運転管理の責めにより県水受水量が計画値より増減した場合	—	○
	災害、事故、気象状況等による原水水質悪化が生じた場合	○	—
	受注者の運転管理の責めによる原水水質悪化が生じた場合	—	○
薬品	災害、事故、気象等による配水量の増加により、薬品費用に増加が生じた場合	○	—
	受注者の運転管理の責めにより、薬品費用に増加が生じた場合	—	○
雨水・排水	災害、事故、気象等により流下機能に支障をきたした場合	○	—
	受注者の運転管理の責めにより流下機能に支障をきたした場合	—	○
	発注者の責めにより、産業廃棄物の増加、操業障害、排水環境の悪化が発生した場合	○	—
	受注者の責めにより、産業廃棄物の増加や操業障害、排水環境の悪化が発生した場合	—	○

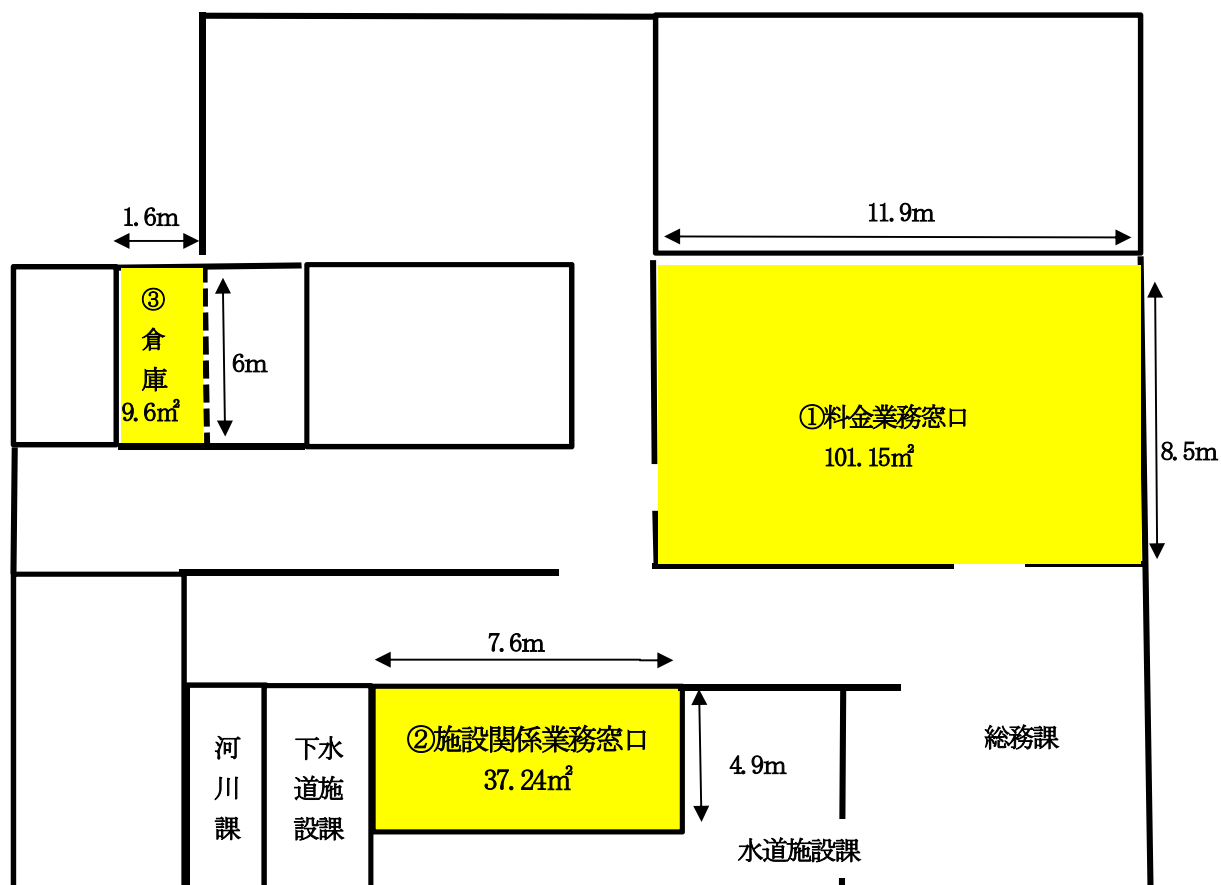
リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		発注者	受注者
修繕・改築・更新	発注者計画による修繕又は改築・更新における施工不良等により、費用の増加が生じた場合	○	—
	受注者の小修繕業務における施工不良等により、費用の増加が生じた場合	—	○
施設更新	発注者の責めにより業務内容や用途変更等が生じ、それに起因する費用の増加が生じた場合	○	—
	受注者の責めにより業務内容や用途変更等が生じ、それに起因する費用の増加が生じた場合	—	○
施設損傷	不可抗力により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合	○	—
	受注者による施設の不適切な改築、更新、改良、修繕により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合	—	○
	受注者による不適切な運転操作により、施設に損傷や損害を与え、費用の増加が生じた場合	—	○
	施設以外の施設や事象からの波及事故により、施設が損傷を受け配水供給または流下機能に支障をきたした場合	○	—
不可抗力	自然災害、事故等の事象等により、本業務に支障をきたした場合	○	—
	自然災害、事故等の事象等について、受注者の対応の責めにより、本業務に支障をきたした場合	—	○
第三者賠償	発注者の責めにより生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	—
	受注者の責めにより生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合	—	○
事故発生	発注者の計画による施設の不適切な改築、更新、改良、修繕等により、事故が発生した場合	○	—
	受注者による施設の不適切な改築、更新、改良、修繕や不適切な運転操作等により、事故が発生した場合	—	○
	施設・設備の使用による経年的な劣化等により事故が生じた場合	○	—
	点検の中で感知しうる施設・設備の劣化等に関し、受注者の注意義務違反により事故が発生した場合	—	○
	発注者の責めによる人身事故が発生した場合	○	—
	受注者の責めによる人身事故が発生した場合	—	○
財務・事業中止	発注者の支払遅延、不払等が発生した場合	○	—
	受注者の倒産等が発生した場合	—	○
	発注者の責めにより事業を中止する場合	○	—
	受注者の責めにより事業を中止する場合	—	○
上下水道窓口	受注者の責めにより、盗難、紛失、横領等の現金取扱い上のトラブルが生じた場合	—	○
	発注者の責めにより、土地・建物の立ち入りに関してトラブルが発生した場合	○	—
	受注者の責めにより、土地・建物の立ち入りに関してトラブルが発生した場合	—	○

【別紙5 新曽南庁舎4階 受注者使用面積】

1 使用面積 . . . 147.99㎡

《内訳》①：101.15㎡、②37.24㎡、③9.6㎡

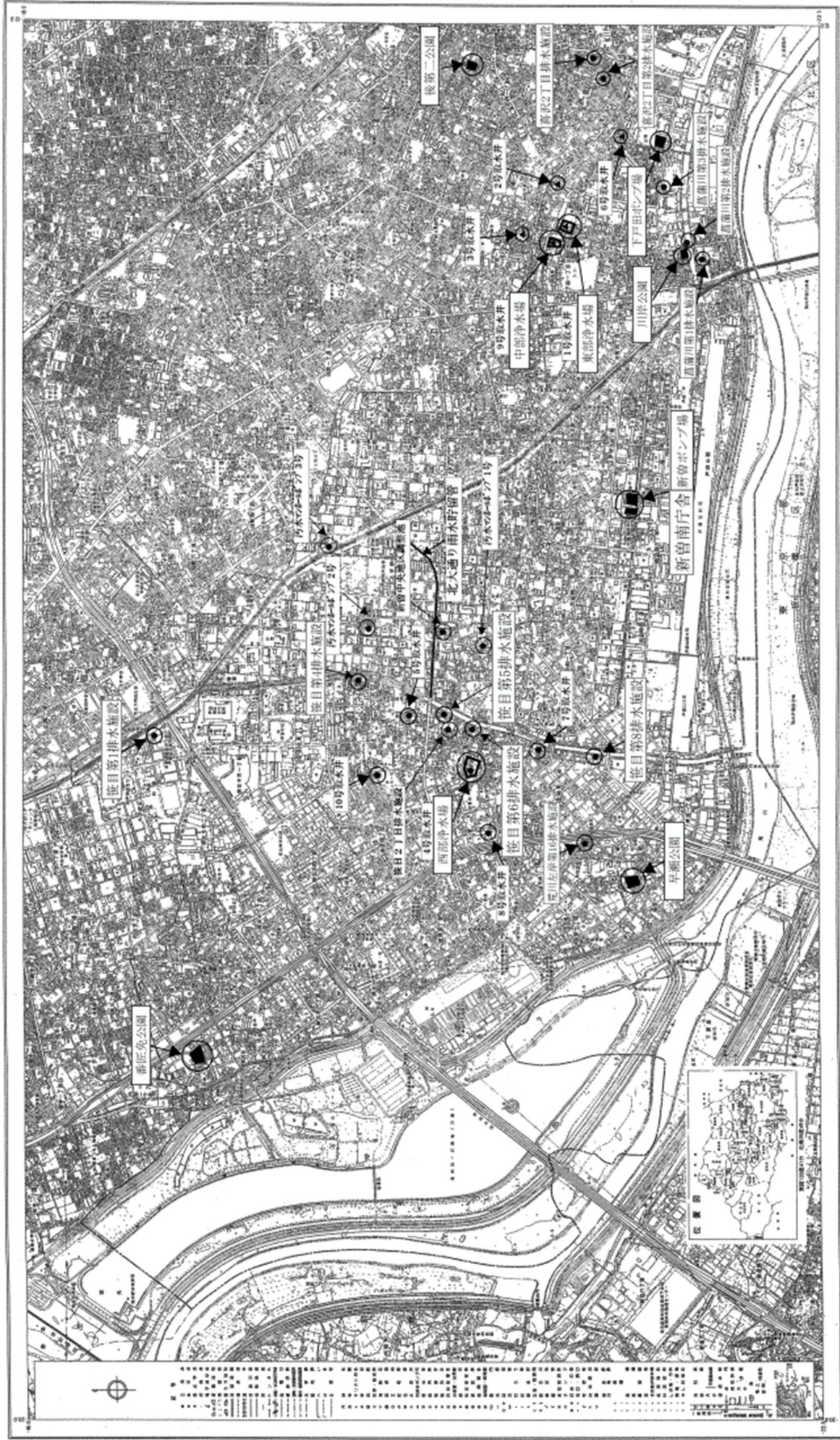
2 使用箇所



【別紙6 対象施設配置図】

図 全 市 田 戸

1:20,000



（注）本図は、国土交通省国土院の「全国市町村界図」に基づき作成されたもので、実際の境界と異なる場合があります。また、本図は、国土交通省国土院の「全国市町村界図」に基づき作成されたもので、実際の境界と異なる場合があります。

1:20,000

図 全 市 田 戸

【別紙 7 貸与品一覧】

1 新曽南庁舎（料金関係・財務関係業務）

品 名	数 量	仕 様 等	備考
身分証明書	人数分	—	
プリンター	1台	戸田市庁内LAN接続	
電話機	9台	親機1台、子機8台	
パソコン	4台	戸田市庁内LAN接続、会計システムインストール済	
給水停止用キャップ	230個	L型首下カット加工φ25：100個、同φ34：120個、 停水装置Aタイプ：10個	

2 新曽南庁舎（施設関係業務）

品 名	数 量	仕 様 等	備考
身分証明書	人数分	—	
カウンター	3台	—	
机	3台	—	
椅子	3台	—	
電話機	2台	—	
キャビネット（大）	5台	2連式	
キャビネット（小）	2台	1連式	
パソコン	2台	戸田市庁内LAN接続、会計システムインストール済	
給水台帳ファイリングシステム用パソコン	3台	—	
下水道台帳システム用パソコン	3台	—	
プリンター	1台	EPSON LP-S8180	
スキャナー	1台	EPSON DS-50000	
給配水施設管理図	1台	キャビネットを含む	
下水道台帳管理図	1台	キャビネットを含む	
腕章	人数分	休日漏水受付・現地確認業務用	
車両掲示用ラミネート	必要数	「戸田市漏水対応中」	

3 西部浄水場

品 名	数 量	仕 様 等	備考
身分証明書	人数分	—	
机	4台	—	
椅子	6台	—	
ロッカー	3台	—	
電話機	1台	—	
FAX	1台	—	

4 新曽ポンプ場

品 名	数 量	仕 様 等	備考
身分証明書	人数分	—	
机	7台	2階監視室 3台、1階事務室 4台	
椅子	7台	2階監視室 3台、1階事務室 4台	
ロッカー（4連式）	2台	1階事務室 2台	
電話機	2台	—	

5 下戸田ポンプ場

品 名	数 量	仕 様 等	備考
身分証明書	人数分	—	
机	6台	2階事務室 6台	
椅子	7台	2階監視室 2台、2階事務室 5台	
ロッカー（2連式）	1台	2階電気室 1台	
ロッカー（3連式）	1台	2階電気室 1台	
ロッカー（4連式）	2台	1階倉庫 1台、2階電気室 1台	
電話機	1台	—	

【別紙8 調達消耗品一覧】

1 上下水道窓口業務

(1) 料金関係業務

品 名	予 定 数 量	仕 様 等	備 考
領収印	7個	—	
ビニール袋	約10,000枚/年	使用開始届用	
印刷用紙 A4	約240,000枚/年	上質紙	
水道使用開始説明書	約10,000枚/年	B5 色上質紙	
納入通知書(兼督促状)	約200,000枚/年	—	
催告書	約10,000枚/年	—	
ハンディターミナル (検針用携帯端末)用検針票	約4,300巻/年	—	
白紙ロール	約100巻/年	—	
目隠しシール	約10,000枚/年	—	
封筒 窓付き	約25,000枚/年	—	
封筒 長形3号	約20,000枚/年	—	
封筒 その他	約10,000枚/年	—	
委託業者変更に伴う通知	HT用検針票に準ずる	HTより出力した検針票に記載	

(2) 施設関係業務

品 名	予 定 数 量	仕 様 等	備 考
台帳システム関係	印刷用紙 (A4)	約9,000枚/年	上質普通紙
	印刷用紙 (A3)	約6,000枚/年	上質普通紙
検定満期量水器交換票	約11,000枚/年	—	
事務用品等	1式	—	

2 上下水道施設運転管理業務

(1) 浄水場運転管理業務

品 名	予 定 数 量	仕 様 等	備 考
精製水	—	—	毎日検査用
DPD試薬	—	—	毎日検査用
納品書 (請求書付)	—	3枚複写タイプ	臨時給水伝票処理用

(2) ポンプ場・雨水排水施設運転管理業務

品 名	予 定 数 量	仕 様 等	備 考
PH標準液	—	PH4, PH7, PH9	PH計校正用

(3) 保守点検業務

品 名	予 定 数 量	仕 様 等	備 考
精製水	—	—	スパン校正等維持管理用
DPD試薬	—	—	スパン校正等維持管理用

(4) 上下水道施設事務

品 名	予 定 数 量	仕 様 等	備 考
印刷用紙 A4	—	—	報告書、FAX用
印刷用紙 A3	—	—	報告書

【別紙 9 料金業務実績一覧】

業 務	内 容	実 績 (件 数)					
		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均
上下水道 料金業務	検針業務	439,239	444,893	49,911	454,165	458,306	449,302
	開栓受付業務	9,852	9,544	9,708	10,191	9,366	9,732
	閉栓受付業務	8,759	8,589	8,641	8,661	8,183	8,566
	調定件数	409,079	409,313	418,342	418,551	427,707	416,598
	督促状発送業務	33,401	29,611	30,324	29,649	30,088	30,614
	給水停止予告書 発送業務	1,757	1,358	1,598	2,689	3,526	2,185
	給水停止執行業務	529	380	456	565	653	516
	給水停止後の 開栓業務	466	362	430	533	615	481
	新設入力業務	2,678	1,162	1,084	991	690	1,321
	検満処理業務	7,892	10,195	9,229	10,069	10,306	9,538
	その他窓口関連業務 (汚水排水量申告書 受付数)	362	352	343	351	354	352

【別紙 10 施設関係業務実績一覧】

業 務	内 容	実 績 (件 数)						備考					
		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均						
上下水道 施設共通 業 務	宅地開発事業等指導条例に係る 事前協議(再協議含む)に関する 補助業務	42	35	57	49	63	49	上水					
		42	31	52	42	62	46	下水					
	国道・県道・河川(国・県 管轄) 占用 許可申請関係 書類等の受付及び補助業務	14	9	11	9	6	10	上水					
		4	2	4	4	1	3	下水					
	諸収入金の収納業務	1,068	1,091	930	866	881	967	上水					
		23	75	113	36	25	54	下水					
	水道指定給水装置工事業 者及び下水道指定工事店の 新規等指定申請関連業務	54	77	103	103	141	96	上水					
		38	28	110	22	24	44	下水					
給水装置 関係業務	給水装置に係る申請書の受付及 び補助業務	5,198	4,672	4,142	3,725	2,939	4,135						
	直結給水(3階直圧給水 及び直結増圧給水) 申請 の受付及び補助業務	174	128	130	115	116	133						
	特定住宅申請の受付及び補助業 務	1	2	1	1	0	1						
	給水装置工事主任技術 者選任等申請関連業務	23	26	34	40	55	36						
	量水器の出庫及び返却受付業務	1,803	1,654	1,653	1,604	1,049	1,553						
	給水台帳ファイリングシステム 関連業務	6,237	9,996	6,623	6,222	4,636	6,743						
	給水装置取出し・撤去工事の立 会い業務	461	411	401	370	348	398						
	給水装置しゅん工検査(補助) 業務	739	729	605	540	575	638						
	休日漏水受付・現地確認業務												
		対応件数、(内、カッコ内は現地確認を実施)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月
R5年度			1(0)	6(2)	4(1)	5(0)	8(2)		4(2)	9(3)	2(0)	1(0)	3(0)
R6年度	2(0)	1(1)	2(0)	5(1)	6(2)	1(0)	8(2)	2(1)	3(2)	2(0)	6(2)	未	
下 水 道 関係業務	排水設備等計画確認申請関連業 務	595	545	520	490	443	519						
	汚水桝設置等申請関連業務	145	120	106	125	102	120						
	排水設備工事責任技術者申請関 連業務	1	46	5	13	2	13						

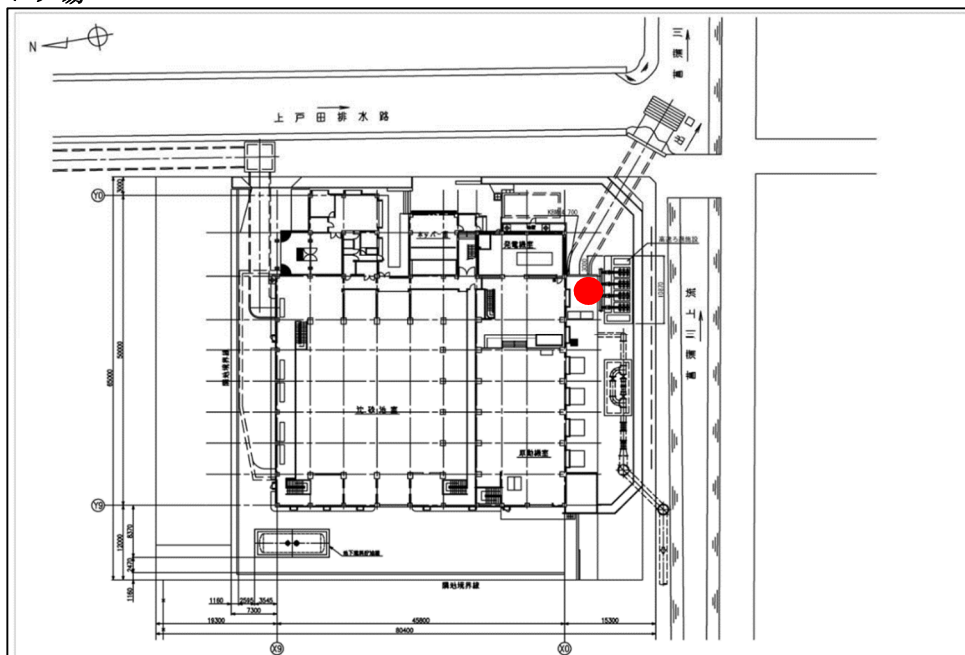
【別紙 1 1 雨天時放流水の採水の条件】

1 条件等

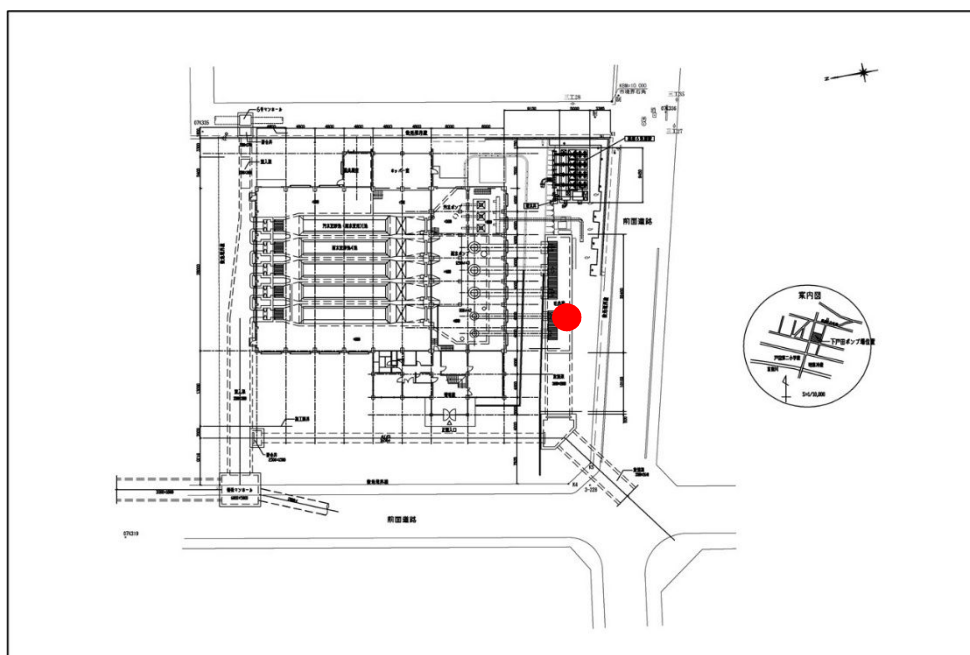
条件①	総降雨量が 10 mm～30 mmが予想される場合で、総降雨量が、どちらかのポンプ場で10 mmを超えた場合に実施する
条件②	新曽、下戸田の2つのポンプ場における、高速ろ過施設の運転が通常通り運転された場合に実施する
条件③	条件①、②が成立後、発注者に連絡し採水実施の承諾を得る。
条件④	原則として平日の8時30分から16時までの間に採水を実施する
採水方法	採水は5分ごとに、吐出槽から、それぞれ1リットル容器に10検体採水する。 5分×10回（10検体） 50分間で実施する
参考	測定項目(BOD) 採水時刻、流速（m/日）、+総降雨量 基準値 BOD 40 mg / リットル

2 採水場所

(1) 新曽ポンプ場



(2) 下戸田ポンプ場



【別紙 1 2 中央監視装置点検対象一覧】

浄水場3か所については、西部浄水場の監視制御装置（上位計算機）のみ、毎年度定期点検を行い、上位計算機以外は1年間で1回以上精密点検を行うものとする。併せて、障害復旧対応の保守契約についても結ぶこととする。

1 西部浄水場

(1) 監視制御装置（上位計算機）（毎年度点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
LCD監視制御装置（1）	BD103
LCD監視制御装置（2）	BD104
管理サーバA系	BCP101
管理サーバB系	BCP101

(2) 監視制御装置（コントローラ）（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
管理サーバ（制御設定コントローラ）	BCP102
西部浄水場系監視操作卓コントローラ	BP101
中部浄水場系監視操作卓コントローラ	BP102
東部浄水場系監視操作卓コントローラ	BP103
受変電シーケンスコントローラ	BP104
プラントシーケンスコントローラ	BP105
取水・配水ポンプ用補助継電器盤（1）	BRM101
取水・配水ポンプ用補助継電器盤（2）	BRM101
取水・配水ポンプ用補助継電器盤（3）	BRM102
ポンプ補機用補助継電器盤（1）	BR11
ポンプ補機用補助継電器盤（2）	BR12
建築付帯動力用補助継電器盤	BR21
遠方監視制御装置（末端局対向）	BTM101
遠方監視制御装置（取水井対向）	BTM103

(3) 監視制御装置（リモート I/O）（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
西部浄水場系受変電監視操作卓リモート I/O	BD102
西部浄水場系水処理監視操作卓リモート I/O	BD101
中部浄水場系受変電監視操作卓リモート I/O	BD105
東部浄水場系受変電監視操作卓リモート I/O	BD107
東部浄水場系水処理監視操作卓リモート I/O	BD106
受変電リモート I/O	BRM101
プラントシーケンスコントローラリモート I/O	BRM102
遠方監視制御装置（末端局対向）リモート I/O	BD108

(4) テレメータ装置（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
遠方監視制御装置（末端局）早瀬公園親局	BTM101
遠方監視制御装置（末端局）番匠免公園親局	BTM101

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
遠方監視制御装置（末端局）後第二公園親局	B T M 1 0 1
遠方監視制御装置（末端局）下戸田ポンプ場親局	B T M 1 0 1
遠方監視制御装置（取水井） 5号取水ポンプ親局	B T M 1 0 3
遠方監視制御装置（取水井） 7号取水ポンプ親局	B T M 1 0 3
遠方監視制御装置（取水井） 8号取水ポンプ親局	B T M 1 0 3
遠方監視制御装置（取水井） 10号取水ポンプ親局	B T M 1 0 3
遠方監視制御装置（中部浄水場対向）親局	B T M 1 0 4
遠方監視制御装置（東部浄水場対向）親局	B T M 1 0 5

(5) テレメータ装置（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
末端局監視盤（早瀬公園）子局	—
末端局監視盤（番匠免公園）子局	—
末端局監視盤（後第二公園）子局	—
末端局監視盤（下戸田ポンプ場）子局	—
5号取水ポンプ盤（子局）	L 7
7号取水ポンプ盤（子局）	L 5
8号取水ポンプ盤（子局）	L 4
10号取水ポンプ盤（子局）	L 6

2 中部浄水場

(1) 監視制御装置（コントローラ）（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
シーケンスコントローラ	C P 1 0 1
配水ポンプ補機補助継電器（1）	C R M 1 0 1
配水ポンプ補機補助継電器（2）	C R M 1 0 1
取水補機動力補助継電器盤	C R 1 1
建築付帯動力補助継電器盤	C R 2 1

(2) 監視制御装置（リモート I/O）（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
シーケンスコントローラリモート I/O	C D 1 0 1

(3) テレメータ装置（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
遠方監視制御装置（西部浄水場対向）子局	C T M 1 0 1
遠方監視制御装置（取水井） 2号取水ポンプ親局	C T M 1 0 2
遠方監視制御装置（取水井） 3号取水ポンプ親局	C T M 1 0 2
遠方監視制御装置（取水井） 6号取水ポンプ親局	C T M 1 0 2
2号取水ポンプ盤（子局）	L 2
3号取水ポンプ盤（子局）	L 2
6号取水ポンプ盤（子局）	L 3

3 東部浄水場

(1) 監視制御装置〔コントローラ〕（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
シーケンスコントローラ（1／2）	DP101／2
配水ポンプ補機補助継電器（1）	DRM101
配水ポンプ補機補助継電器（2）	DRM101

(2) 監視制御装置〔リモート I／O〕（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
シーケンスコントローラリモート I／O	DD02

(3) テレメータ装置（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
遠方監視制御装置（西部浄水場対向）子局	DTM101

4 新曽ポンプ場

(1) 監視制御装置〔上位計算機〕（毎年度点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
中央監視操作卓	CD
入出力中継盤	IOC

(2) 監視制御装置〔コントローラ〕（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
中央監視操作卓	CD
入出力中継盤	IOC
プリンタ	PRT
雨水No. 1 ポンプ制御盤	LCV-RP1
雨水No. 2 ポンプ制御盤	LCV-RP2
ポンプ設備共通補機制御盤	LMC
汚水ポンプ制御盤	LCV-DP
自動始動盤	A01
沈砂設備補助継電器盤	RY-S05
計装変換器盤	KP

5 下戸田ポンプ場

(1) 監視制御装置（毎年度点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
監視操作制御卓	CRT
監視操作制御卓	CRT01
監視操作制御卓	CRT02
プリンタ	AT
プリンタ	LT
プロセスコントロール盤	PC01
プロセスコントロール盤	PC02
監視制御盤（受変電設備）	KP01
監視制御盤（雨水汚水電動ポンプ）	KP02
監視制御盤（沈砂池設備）	KP03

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
補助継電器盤沈砂池設備（1）	R Y 0 1 A
補助継電器盤沈砂池設備（4）	R Y 0 1 D
補助継電器盤汚水ポンプ設備（1）	R Y 0 3 A
補助継電器盤雨水ポンプ設備（1）	R Y 0 2 A
補助継電器盤雨水ポンプ設備（3）	R Y 0 2 C

(2) 監視制御装置〔上位計算機〕（毎年度点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
LCD監視装置（1）	L C D 0 1
LCD監視装置（2）	L C D 0 2

(3) 監視制御装置〔コントローラ〕（5年間で1回以上点検）

名 称（盤 名 称）	盤 記 号
プリンタ	P R T
プロセスコントロール盤	P C 0 1
補助継電器盤沈砂池設備（1）	R Y 0 1 A
補助継電器盤沈砂池設備（4）	R Y 0 1 D
補助継電器盤汚水ポンプ設備（1）	R Y 0 3 A
補助継電器盤雨水ポンプ設備（1）	R Y 0 2 A
補助継電器盤雨水ポンプ設備（3）	R Y 0 2 C

【別紙 1 3 水質監視モニター一点検対象一覧】

1 令和8年度

◆水質モニター交換部品及び点検整備箇所一覧

令和8年度

項目	内容	点検	交換	交換部品名称	数量				
					早瀬	下戸田	番匠免	後第二	合計
乾燥剤	交換	－	○	乾燥剤（4回分）	－	－	3	3	6
試料水フィルタ	フィルタの点検・洗浄	○	－		－	－	－	－	－
	フィルタの交換	－	○	色・濁度ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
				残留塩素ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
	カップリング部の交換	○	－	カップリングボディ	－	－	－	－	－
		○	－	カップリングインサート	－	－	－	－	－
		○	－	フィルターソケットB	－	－	－	－	－
		○	－	フィルターソケットB2（残塩用）	－	－	－	－	－
ゼロ水フィルタ	カートリッジの活性化	○	－		－	－	－	－	－
	カートリッジ交換	－	○	ゼロ水フィルタ用カートリッジ	1	1	1	1	4
定流量弁	流量チェック・調整	○	－		－	－	－	－	－
	エア抜き	○	－		－	－	－	－	－
	オリフィス部の洗浄	○	－		－	－	－	－	－
	定流量弁の交換	○	－		－	－	－	－	－
シリンジポンプ	シリンジポンプの動作確認	○	－		－	－	－	－	－
	シリンジポンプの交換	－	○	シリンジポンプ	－	－	1	1	2
残留塩素センサ	初期ゼロ設定 （試運転・電極交換・定期点検）	○	－		－	－	－	－	－
	感度校正	○	－		－	－	－	－	－
	ビーズ噴流の確認	○	－		－	－	－	－	－
	測定槽の点検・洗浄	○	－		－	－	－	－	－
	ビーズ交換	－	○	洗浄用ビーズ（2回分）	1	1	1	1	4
	電極面の点検	○	－		－	－	－	－	－
	電極の交換	－	○	検知電極（残塩用）	－	－	1	1	2
色度センサ	感度校正	○	－		－	－	－	－	－
	測定セル洗浄（マニュアル洗浄）	－	○	洗浄液（100mL）	1	1	1	1	4
	測定セル交換	－	○		1	1	－	－	2
	モジュール交換	－	○	色度モジュール	－	－	1	1	2
濁度センサ	感度校正	○	－		－	－	－	－	－
	モジュール交換	－	○	濁度モジュール	－	－	1	1	2
pHセンサ	感度校正	○	－		－	－	－	－	－
	pH電極洗浄	○	－		－	－	－	－	－
	pH電極交換	－	○	pH電極	－	－	1	1	2
	3点校正 ①フタル酸塩pH標準液（pH4.01）	－	○	フタル酸塩pH標準液（pH4.01）				1	1
	3点校正 ②中性リン酸塩pH標準液（pH6.86）	－	○	中性リン酸塩pH標準液（pH6.86）				1	1
	3点校正 ③ほう酸塩pH標準液（pH9.18）	－	○	ほう酸塩pH標準液（pH9.18）				1	1
導電率センサ	感度校正	○	－		－	－	－	－	－
水温センサ	温度校正	○	－		－	－	－	－	－
圧力センサ	ゼロ・スパン校正	○	－		－	－	－	－	－
電磁弁	交換	－	○	小型電磁バルブ（気泡洗浄用）	－	－	2	2	4
		－	○	小型電磁バルブ（試料水・ゼロ水用）	－	－	9	9	18
Oリング	セル用のOリング交換	－	○	セル用Oリング（15個入）	15	15	15	15	60
脱気装置	動作確認（LEDによる異常表示）	○	－		－	－	－	－	－
	交換	－	○	脱気装置	－	－	1	1	2
タッチパネル付LCD	表示用バックアップ電池交換	－	○	表示用バックアップ電池	－	－	1	1	2
AN700A形 サンプリング部	AN700A形 サンプリング部交換	－	○	後第二公園用AN700A取付キット	－	－	－	1	1
その他	作業全般 ハイゼガーゼ（250×250 300枚入り）	－	○	ハイゼガーゼ（250×250 300枚入り）	75	75	75	75	300

2 令和9年度

◆水質モニター交換部品及び点検整備箇所一覧

令和9年度

項目	内容	点検	交換	交換部品名称	数量				
					早瀬	下戸田	番匠免	後第二	合計
乾燥剤	交換	—	○	乾燥剤（4回分）	3	3	—	—	6
試料水フィルタ	フィルタの点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	フィルタの交換	—	○	色・濁度ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
				残留塩素ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
	カップリング部の交換	○	—	カップリングボディ	—	—	—	—	—
				カップリングインサート	—	—	—	—	—
				フィルターソケットB	—	—	—	—	—
				フィルターソケットB2（残塩用）	—	—	—	—	—
ゼロ水フィルタ	カートリッジの活性化	○	—		—	—	—	—	—
	カートリッジ交換	—	○	ゼロ水フィルタ用カートリッジ	1	1	1	1	4
定流量弁	流量チェック・調整	○	—		—	—	—	—	—
	エア抜き	○	—		—	—	—	—	—
	オリフィス部の洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	定流量弁の交換	○	—		—	—	—	—	—
シリンジポンプ	シリンジポンプの動作確認	○	—		—	—	—	—	—
	シリンジポンプの交換	—	—	シリンジポンプ	—	—	—	—	—
残留塩素センサ	初期ゼロ設定 （試運転・電極交換・定期点検）	○	—		—	—	—	—	—
	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ噴流の確認	○	—		—	—	—	—	—
	測定槽の点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ交換	—	○	洗浄用ビーズ（2回分）	1	1	1	1	4
	電極面の点検	○	—		—	—	—	—	—
	電極の交換	—	○	検知電極（残塩用）	1	1	—	—	2
色度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	測定セル洗浄（マニュアル洗浄）	—	○	洗浄液（100mL）	1	1	1	1	4
	測定セル交換	—	○		—	—	1	1	2
	モジュール交換	—	—	色度モジュール	—	—	—	—	—
濁度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	モジュール交換	—	—	濁度モジュール	—	—	—	—	—
pHセンサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極交換	—	○	pH電極	1	1	—	—	2
	3点校正 ①フタル酸塩pH標準液（pH4.01）	—	○	フタル酸塩pH標準液（pH4.01）	1				1
	3点校正 ②中性リン酸塩pH標準液（pH6.86）	—	○	中性リン酸塩pH標準液（pH6.86）	1				1
	3点校正 ③ほう酸塩pH標準液（pH9.18）	—	○	ほう酸塩pH標準液（pH9.18）	1				1
導電率センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
水温センサ	温度校正	○	—		—	—	—	—	—
圧力センサ	ゼロ・スパン校正	○	—		—	—	—	—	—
電磁弁	交換	—	—	小型電磁バルブ（気泡洗浄用）	—	—	—	—	—
		—	—	小型電磁バルブ（試料水・ゼロ水用）	—	—	—	—	—
Oリング	セル用のOリング交換	—	○	セル用Oリング（15個入）	15	15	15	15	60
脱気装置	動作確認（LEDによる異常表示）	○	—		—	—	—	—	—
	交換	—	—	脱気装置	—	—	—	—	—
タッチパネル付LCD	表示用バックアップ電池交換	—	○	表示用バックアップ電池	1	1	—	—	2
AN700A形 サンプリグ部	AN700A形 サンプリグ部交換	—	○	後第二公園用AN700A取付キット	—	—	—	1	1
その他	作業全般 ハイゼガーゼ（250×250 300枚入り）	—	○	ハイゼガーゼ（250×250 300枚入り）	75	75	75	75	300

3 令和10年度

◆水質モニター交換部品及び点検整備箇所一覧

令和10年度

項目	内容	点検	交換	交換部品名称	数量				
					早瀬	下戸田	番匠免	後第二	合計
乾燥剤	交換	—	○	乾燥剤（4回分）	—	—	3	3	6
試料水フィルタ	フィルタの点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	フィルタの交換	—	○	色・濁度ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
				残留塩素ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
	カップリング部の交換	○	—	カップリングボディ	—	—	—	—	—
				カップリングインサート	—	—	—	—	—
				フィルターソケットB	—	—	—	—	—
				フィルターソケットB2（残塩用）	—	—	—	—	—
ゼロ水フィルタ	カートリッジの活性化	○	—		—	—	—	—	—
	カートリッジ交換	—	○	ゼロ水フィルタ用カートリッジ	1	1	1	1	4
定流量弁	流量チェック・調整	○	—		—	—	—	—	—
	エア抜き	○	—		—	—	—	—	—
	オリフィス部の洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	定流量弁の交換	○	—		—	—	—	—	—
シリンジポンプ	シリンジポンプの動作確認	○	—		—	—	—	—	—
	シリンジポンプの交換	—	○	シリンジポンプ	1	1	—	—	2
残留塩素センサ	初期ゼロ設定 （試運転・電極交換・定期点検）	○	—		—	—	—	—	—
	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ噴流の確認	○	—		—	—	—	—	—
	測定槽の点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ交換	—	○	洗浄用ビーズ（2回分）	1	1	1	1	4
	電極面の点検	○	—		—	—	—	—	—
	電極の交換	—	○	検知電極（残塩用）	—	—	1	1	2
色度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	測定セル洗浄（マニュアル洗浄）	—	○	洗浄液（100mL）	1	1	1	1	4
	測定セル交換	—	○		1	1	—	—	2
	モジュール交換	—	○	色度モジュール	1	1	—	—	2
濁度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	モジュール交換	—	○	濁度モジュール	1	1	—	—	2
pHセンサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極交換	—	○	pH電極	—	—	1	1	2
	3点校正 ①フタル酸塩pH標準液(pH4.01)	—	○	フタル酸塩pH標準液(pH4.01)	1				1
	3点校正 ②中性リン酸塩pH標準液(pH6.86)	—	○	中性リン酸塩pH標準液(pH6.86)	1				1
	3点校正 ③ほう酸塩pH標準液(pH9.18)	—	○	ほう酸塩pH標準液(pH9.18)	1				1
導電率センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
水温センサ	温度校正	○	—		—	—	—	—	—
圧力センサ	ゼロ・スパン校正	○	—		—	—	—	—	—
電磁弁	交換	—	○	小型電磁バルブ（気泡洗浄用）	1	1	—	—	2
		—	○	小型電磁バルブ（試料水・ゼロ水用）	9	9	—	—	18
Oリング	セル用のOリング交換	—	○	セル用Oリング（15個入）	15	15	15	15	60
脱気装置	動作確認（LEDによる異常表示）	○	—		—	—	—	—	—
	交換	—	○	脱気装置	1	1	—	—	2
タッチパネル付LCD	表示用バックアップ電池交換	—	—	表示用バックアップ電池	—	—	—	—	—
AN700A形 サンプリグ部	AN700A形 サンプリグ部交換	—	○	後第二公園用AN700A取付キット	—	—	—	1	1
その他	作業全般 ハイゼガーゼ(250×250 300枚入り)	—	○	ハイゼガーゼ(250×250 300枚入り)	75	75	75	75	300

4 令和11年度

◆水質モニター交換部品及び点検整備箇所一覧

令和11年度

項目	内容	点検	交換	交換部品名称	数量				
					早瀬	下戸田	番匠免	後第二	合計
乾燥剤	交換	—	○	乾燥剤（4回分）	3	3	—	—	6
試料水フィルタ	フィルタの点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	フィルタの交換	—	○	色・濁度ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
				残留塩素ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
	カップリング部の交換	○	—	カップリングボディ	—	—	—	—	—
		○	—	カップリングインサート	—	—	—	—	—
		○	—	フィルターソケットB	—	—	—	—	—
		○	—	フィルターソケットB2（残塩用）	—	—	—	—	—
ゼロ水フィルタ	カートリッジの活性化	○	—		—	—	—	—	—
	カートリッジ交換	—	○	ゼロ水フィルタ用カートリッジ	1	1	1	1	4
定流量弁	流量チェック・調整	○	—		—	—	—	—	—
	エアー抜き	○	—		—	—	—	—	—
	オリフィス部の洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	定流量弁の交換	○	—		—	—	—	—	—
シリンジポンプ	シリンジポンプの動作確認	○	—		—	—	—	—	—
	シリンジポンプの交換	—	○	シリンジポンプ	—	—	1	1	2
残留塩素センサ	初期ゼロ設定 （試運転・電極交換・定期点検）	○	—		—	—	—	—	—
	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ噴流の確認	○	—		—	—	—	—	—
	測定槽の点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ交換	—	○	洗浄用ビーズ（2回分）	1	1	1	1	4
	電極面の点検	○	—		—	—	—	—	—
	電極の交換	—	○	検知電極（残塩用）	1	1	—	—	2
色度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	測定セル洗浄（マニュアル洗浄）	—	○	洗浄液（100mL）	1	1	1	1	4
	測定セル交換	—	○		—	—	1	1	2
	モジュール交換	—	○	色度モジュール	—	—	1	1	2
濁度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	モジュール交換	—	○	濁度モジュール	—	—	1	1	2
pHセンサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極交換	—	○	pH電極	1	1	—	—	2
	3点校正 ①フタル酸塩pH標準液（pH4.01）	—	○	フタル酸塩pH標準液（pH4.01）					1
	3点校正 ②中性リン酸塩pH標準液（pH6.86）	—	○	中性リン酸塩pH標準液（pH6.86）					1
	3点校正 ③ほう酸塩pH標準液（pH9.18）	—	○	ほう酸塩pH標準液（pH9.18）					1
導電率センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
水温センサ	温度校正	○	—		—	—	—	—	—
圧力センサ	ゼロ・スパン校正	○	—		—	—	—	—	—
電磁弁	交換	—	○	小型電磁バルブ（気泡洗浄用）	—	—	2	2	4
		—	○	小型電磁バルブ（試料水・ゼロ水用）	—	—	9	9	18
Oリング	セル用のOリング交換	—	○	セル用Oリング（15個入）	15	15	15	15	60
脱気装置	動作確認（LEDによる異常表示）	○	—		—	—	—	—	—
	交換	—	○	脱気装置	—	—	1	1	2
タッチパネル付LCD	表示用バックアップ電池交換	—	○	表示用バックアップ電池	—	—	1	1	2
AN700A形 サンプリグ部	AN700A形 サンプリグ部交換	—	○	後第二公園用AN700A取付キット	—	—	—	1	1
その他	作業全般 ハイゼガーゼ（250×250 300枚入り）	—	○	ハイゼガーゼ（250×250 300枚入り）	75	75	75	75	300

5 令和12年度

◆水質モニター交換部品及び点検整備箇所一覧

令和12年度

項目	内容	点検	交換	交換部品名称	数量				
					早瀬	下戸田	番匠免	後第二	合計
乾燥剤	交換	—	○	乾燥剤（4回分）	—	—	3	3	6
試料水フィルタ	フィルタの点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	フィルタの交換	—	○	色・濁度ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
				残留塩素ライン試料水フィルタ	1	1	1	1	4
	カップリング部の交換	○	—	カップリングボディ	—	—	—	—	—
				カップリングインサート	—	—	—	—	—
				フィルターソケットB	1	1	1	1	4
				フィルターソケットB2（残塩用）	1	1	1	1	4
ゼロ水フィルタ	カートリッジの活性化	○	—		—	—	—	—	—
	カートリッジ交換	—	○	ゼロ水フィルタ用カートリッジ	1	1	1	1	4
定流量弁	流量チェック・調整	○	—		—	—	—	—	—
	エア抜き	○	—		—	—	—	—	—
	オリフィス部の洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	定流量弁の交換	○	—		—	—	—	—	—
シリンジポンプ	シリンジポンプの動作確認	○	—		—	—	—	—	—
	シリンジポンプの交換	—	—	シリンジポンプ	—	—	—	—	—
残留塩素センサ	初期ゼロ設定 （試運転・電極交換・定期点検）	○	—		—	—	—	—	—
	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ噴流の確認	○	—		—	—	—	—	—
	測定槽の点検・洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	ビーズ交換	—	○	洗浄用ビーズ（2回分）	1	1	1	1	4
	電極面の点検	○	—		—	—	—	—	—
	電極の交換	—	○	検知電極（残塩用）	—	—	1	1	2
色度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	測定セル洗浄（マニュアル洗浄）	—	○	洗浄液（100mL）	1	1	1	1	4
	測定セル交換	—	○		1	1	—	—	2
	モジュール交換	—	—	色度モジュール	—	—	—	—	—
濁度センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	モジュール交換	—	—	濁度モジュール	—	—	—	—	—
pHセンサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極洗浄	○	—		—	—	—	—	—
	pH電極交換	—	○	pH電極	—	—	1	1	2
	3点校正 ①フタル酸塩pH標準液 (pH4.01)	—	○	フタル酸塩pH標準液 (pH4.01)	1				1
	3点校正 ②中性リン酸塩pH標準液 (pH6.86)	—	○	中性リン酸塩pH標準液 (pH6.86)	1				1
	3点校正 ③ほう酸塩pH標準液 (pH9.18)	—	○	ほう酸塩pH標準液 (pH9.18)	1				1
導電率センサ	感度校正	○	—		—	—	—	—	—
水温センサ	温度校正	○	—		—	—	—	—	—
圧力センサ	ゼロ・スパン校正	○	—		—	—	—	—	—
電磁弁	交換	—	—	小型電磁バルブ（気泡洗浄用）	—	—	—	—	—
		—	—	小型電磁バルブ（試料水・ゼロ水用）	—	—	—	—	—
Oリング	セル用のOリング交換	—	○	セル用Oリング（15個入）	15	15	15	15	60
脱気装置	動作確認（LEDによる異常表示）	○	—		—	—	—	—	—
	交換	—	—	脱気装置	—	—	—	—	—
タッチパネル付LCD	表示用バックアップ電池交換	—	○	表示用バックアップ電池	1	1	—	—	2
AN700A形 サンプルング部	AN700A形 サンプルング部交換	—	○	後第二公園用AN700A取付キット	—	—	—	1	1
その他	作業全般 ハイゼガーゼ (250×250 300枚入り)	—	○	ハイゼガーゼ (250×250 300枚入り)	75	75	75	75	300

【別紙 1 4 下水道施設の標準点検項目及び頻度】

1 ポンプ場日常点検項目

(1) 新曽ポンプ場

名 称			判定基準	単位
機器名他	計測場所	計測内容		
汚水水位計	汚水ポンプ井	水位	管理値(通常値) -6.2m	m
汚水 pH計	-	pH	管理値	-
工水流量計	-	工水量	管理値(通常値) 3.0m3/h	m3/h
汚水流入側水位計		水位	管理値	m
汚水流入ゲート	No.1・No.2	外観	外観点検	-
汚水自動除塵機	No.1	電流値	管理値(通常値) 50A以下	A
		外観	目視点検	-
	No.2	電流値	管理値(通常値) 50A以下	A
		外観	目視点検	-
汚水ポンプ 1号	電流計	電流値	管理値(通常値) 120A以下	A
	電圧計	電圧	管理値(通常値)	V
	流量計	吐出量	管理値(通常値) 5.0m3/min	m3/min
	外 観		異音・振動・発錆等	-
汚水ポンプ 2号	電流計	電流値	管理値(通常値) 120A以下	A
	電圧計	電圧	管理値(通常値)	V
	流量計	吐出量	管理値(通常値) 5.0m3/min	m3/min
	外 観		異音・振動・発錆等	-
汚水ポンプ 3号	電流計	電流値	管理値(通常値) 120A以下	A
	電圧計	電圧	管理値(通常値)	V
	流量計	吐出量	管理値(通常値) 5.0m3/min	m3/min
	外 観		異音・振動・発錆等	-
脱臭ファン	電流計	電流値	管理値(通常値) 21A	A
	圧力計	圧力	管理値(通常値) 2.4kPa	kPa
	外 観		異音・振動・発錆等	-
雨水水位計	雨水ポンプ井	水位	管理値(通常値) -8.67m	
起伏堰圧縮機	外 観		目視点検	
雨水流入ゲート	No.1	開度	開度確認	
		外観	外観点検	
	No.2	開度	開度確認	
		外観	外観点検	
	No.3	開度	開度確認	
		外観	外観点検	
	No.4	開度	開度確認	
		外観	外観点検	
雨水自動除塵機	No.1～4	外観	目視点検	
雨水ポンプ 1号	現場盤	盤選択	中央に選択	
	蓄電池	電圧	管理値(通常値) 54V	
	減速機	潤滑油量	管理値(赤マーク)以上	
	外 観		目視点検	
雨水ポンプ 2号	現場盤	盤選択	中央に選択	
	蓄電池	電圧	管理値(通常値) 54V	
	減速機	潤滑油量	管理値(赤マーク)以上	
	外 観		目視点検	
流出側水位計	吐出槽	水位	管理値(通常値) 0.42～0.86m	
自家発電機	現場盤	盤選択	中央に選択	
	蓄電池	電圧	管理値(通常値) 26.8V	
中央蓄電池	蓄電池	電圧	管理値(通常値) 120V	
しき処理・移送ほか機器	外 観 ①		目視点検	
	外 観 ②		各機器電流値	
沈砂処理機器	外 観		目視点検	
上水圧力ポンプ	外 観		目視点検	
洗浄水圧力ポンプ	外 観		目視点検	
消火ポンプ	外 観		目視点検	
ろ過機圧縮機	外 観		目視点検	
ろ過機空気槽	圧力計	圧力値	管理値(赤マーク)以上	

(2) 下戸田ポンプ場

名 称			判定基準	単位
機器名他	計測場所	計測内容		
汚水水位計	汚水ポンプ井	水位	管理値	m
汚水 pH計	-	pH	管理値	-
汚水流入ゲート	5号	動作・外観	異常・異音・振動他	-
汚水自動除塵機	5号	電流値	管理値(赤マーク)	A
		動作・外観	アーム、スプロケット等、異音・振動	-
汚水ポンプ 1号	電流計	電流値	管理値(赤マーク)	A
	流量計	流量	管理値	m3/hr
	その他管理値・外観		管理値異常・異音・振動他	-
汚水ポンプ 2号	電流計	電流値	管理値(赤マーク)	A
	流量計	流量	管理値	m3/hr
	その他管理値・外観		管理値異常・異音・振動他	-
汚水ポンプ 3号	電流計	電流値	管理値(赤マーク)	A
	流量計	流量	管理値	m3/hr
	その他管理値・外観		管理値異常・異音・振動他	-
脱臭ファン	電流計	電流値	管理値(赤マーク)	A
	その他管理値・外観		管理値異常・異音・振動他	-
雨水水位計	雨水ポンプ井	水位	管理値	m
雨水流入ゲート	1～4号	外 観	目視点検	-
雨水自動除塵機	1～4号	外 観	目視点検	-
雨水ポンプ (電動)	1号	外 観	目視点検	-
	2号	外 観	目視点検	-
雨水ポンプ 3号(エンジン)	本体および空気槽外観		漏水・漏油・漏気音等	-
	空気槽	圧力値	管理値	MPa
雨水ポンプ 4号(エンジン)	本体および空気槽外観		漏水・漏油・漏気音等	-
	空気槽	圧力値	管理値	MPa
雨水ポンプ 5号(エンジン)	本体および空気槽外観		漏水・漏油・漏気音等	-
	空気槽	圧力値	管理値	MPa
予備用空気槽	外 観		漏気音等	-
	圧力値		管理値	Mpa
空気圧縮機	1～2号	外 観	目視点検	-
しき処理・移送他機器	外 観		異音・振動・発錆等	-
	その他管理値		管理値異常他	-
ホッパ室機器	外観・施設		外観・施設等	-
圧力水ポンプ	電流計	電流値	管理値(赤マーク)	A
	その他管理値・外観		管理値異常・異音・振動他	-
圧力水タンク	圧力計	圧力値	管理値(赤マーク)	Mpa
	その他管理値・外観		管理値異常・漏水他	-
冷却水ポンプ	電流計	電流値	管理値(赤マーク)	A
	その他管理値・外観		管理値異常・異音・振動他	-
洗浄ポンプ	電流計	電流値	管理値(赤マーク)	A
	その他管理値・外観		管理値異常・異音・振動他	Mpa
注水ポンプ	1号	圧力値	管理値(赤マーク)	Mpa
	外 観		異音・振動他	-
高速ろ過機 圧縮機	1号	外観	異音・振動・発錆等	-
	2号	外観	異音・振動・発錆等	-
ろ過機空気槽	圧力計	圧力値	管理値(赤マーク)	Mpa
重油タンク【2ヶ所】	外観・施設		漏れ・臭気・施設他	-
排気ファン	外 観		異音・振動等	-
吸気ファン	外 観		異音・振動等	-
1. 2F電気室	外 観		外観・ランプ表示異常等	-
蓄電池設備	画面	電圧	画面表示・管理値	V
自家発電機	電圧計	電圧	ランプ表示・管理値	V

2 ポンプ場定期点検項目

(1) 新曽ポンプ場

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
汚水No.1・2流入ゲート				
電動機開閉(異音・振動・過熱)	○			
電動機開閉確認(開度計)	○			
(開)電流値の測定	○			
(閉)電流値の測定	○			
全開時間(分:秒)		○		
全閉時間(分:秒)		○		
緊急閉試験		○		
スピンドルねじ部のグリス塗布			○	
雨水No.1・2・3・4流入ゲート				
電動機開閉(異音・振動・過熱)	○			
電動機開閉確認(開度計)	○			
(開)電流値の測定	○			
(閉)電流値の測定	○			
全開時間(分:秒)		○		
全閉時間(分:秒)		○		
緊急閉試験		○		
スピンドルねじ部のグリス塗布			○	
起伏堰				
(空気圧縮機)電流値の測定	○			
コンプレッサタンクのドレン実施	○			
圧力確認	○			
配管類の漏れ	○			
汚水No.1・2除塵機				
サイクロ減速機(異音・振動・過熱)	○			
サイクロ減速機の油量の確認	○			
電流値の測定	○			
掻揚チェーン(張り・伸び・磨耗)	○			
レーキの異常	○			
ワイバーの損傷	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
各所グリスアップ			○	
雨水No.1・2・3・4除塵機				
サイクロ減速機(異音・振動・過熱)	○			
サイクロ減速機の油量の確認	○			
電流値の測定	○			
掻揚チェーン(張り・伸び・磨耗)	○			
レーキの異常	○			
ワイバーの損傷	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
各所グリスアップ		○		
し 渣No.1・2・3搬出機				
減速機(異音・振動・過熱)	○			
電流値の測定	○			
各所グリスアップ		○		
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
し 渣洗浄装置水交換関係				
各部ボルトの弛み確認	○			
排水ドレーン排水確認	○			
水槽内の汚損確認	○			
し 渣No.1・2破砕機				
破砕機(異音・振動・過熱)	○			
破砕機の油漏れ	○			
No.1電流値の測定	○			
No.2電流値の測定	○			
各所グリスアップ		○		
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
カッター腐食・摩耗状況の確認	○			
し 渣No.1・2水槽攪拌機				
攪拌機(異音・振動・過熱)	○			
No.1電流値の測定	○			
No.2電流値の測定	○			
各所グリスアップ	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
し 渣No.1・2移送ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
No.1電流値の測定	○			
No.2電流値の測定	○			
外観の汚損確認	○			
潤滑油油量	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
Vベルトの確認	○			
し 渣分離機				
分離機(異音・振動・過熱)	○			
電流値の測定	○			
各所グリスアップ		○		
分離機の潤滑油油量	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
し 渣脱水機・油圧ユニット				
脱水機(異音・振動・過熱)	○			
油圧ユニット(異音・振動・過熱)	○			
脱水機電流値の測定	○			
油圧ユニット電流値の測定	○			
各所グリスアップ		○		
油圧ユニットの油量適正	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
汚水No.1・2沈砂揚砂機				
弁類・配管類からの漏れ	○			
各圧力計の確認	○			
雨水No.1・2・3・4沈砂揚砂機				
弁類・配管類からの漏れ	○			
各圧力計の確認	○			

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
原水ストレーナー				
ストレーナー本体（異音・振動・過熱）	○			
電流値の測定	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
加圧水No.1・2ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
No.1 電流値の測定	○			
No.2 電流値の測定	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
圧力計の確認	○			
加圧水タンク				
外観汚損状況確認	○			
給水状況確認	○			
沈砂分離機				
分離機（異音・振動・過熱）	○			
電流値の測定	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
各所グリスアップ		○		
沈砂搬出機				
減速機（異音・振動・過熱）	○			
電流値の測定	○			
各所グリスアップ		○		
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
原水補給ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
電流値（測定可能時のみ）	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
床排水No.1・2ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
床排水ポンプNo.1電流値	○			
床排水ポンプNo.2電流値	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
床排水ポンプ井浚渫				
ピット内残砂確認			○	
外観目視点検	○			
残水排水ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
電流値（測定可能時のみ）	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
し渣ホッパー右・左				
異音・振動・過熱	○			
し渣ホッパー右の電流値（運転待ち）	○			
し渣ホッパー左の電流値（運転待ち）	○			
ドレン配管の詰まり状況で清掃		○		
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
腐食状況確認	○			

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
沈砂ホッパー右・左				
異音・振動・過熱	○			
沈砂ホッパー右の電流値（運転待ち）	○			
沈砂ホッパー左の電流値（運転待ち）	○			
ドレン配管の詰まり状況で清掃		○		
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
腐食状況確認	○			
シャッター・エアカーテン関係				
異音・振動・過熱	○			
ホッパーシャッター	○			
ホッパーカーテン	○			
外観の汚損確認	○			
脱臭送風機・ダクト				
脱臭ファン（異音・振動・過熱）	○			
脱臭ファン電流値の測定	○			
脱臭塔（異音・振動・漏気）	○			
ダクト（異音・振動・漏気）	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
ミストセパレーター 清掃	○			
Vベルトの確認	○			
軸受け潤滑油油量の確認	○			
工水受水槽				
ボールタップの動作	○			
洗浄圧力No.1・2ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
No.1 電流値の測定	○			
No.2 電流値の測定	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
圧力計の確認	○			
工水流量計				
流量表示確認	○			
記録ペン表示確認	○			
汚水1・2・3号ポンプ・配管				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
外観汚損・塗装の剥離確認	○			
現場盤フィルター清掃		○		
軸受け・ケーシング点検	○			
軸受け・ケーシングオイル交換			○	
給油量・漏れ点検	○			
配管逆止弁動作確認	○			
吐出弁開閉（異音・振動・過熱）	○			
〃（開）電流値測定		○		
〃（閉）電流値測定		○		
〃 全開時間（分：秒）		○		
〃 全閉時間（分：秒）		○		
〃 スピンドルねじ部のグリス塗布			○	

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
雨水No.1・2タービンポンプ (1)				
(操作盤蓄電池)				
各スイッチCSIは自動	○			
表示灯の確認	○			
始動用の電圧指示	○			
操作盤フィルターの清掃		○		
(雨水ガスタービン)				
減速機初期潤滑油ポンプ	○			
パッケージ換気ファン	○			
潤滑油冷却ファン	○			
温度計表示	○			
潤滑油は適正か	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
(減 速 機)				
潤滑油油量は適正	○			
油漏れはないか	○			
歯車点検窓から目視点検	○			
軸受け・ケーシングオイル交換			○	
雨水No.1・2タービンポンプ (2)				
(吐出弁)				
開閉(異音・振動・過熱)		○		
(開)電流値測定		○		
(閉)電流値測定		○		
全開時間(分:秒)		○		
全閉時間(分:秒)		○		
スピンドルねじ部のグリス塗布			○	
外観目視点検	○			
汚水・雨水現場盤				
(汚水No.1～3ポンプ現場盤)				
端子の緩みはないか		○		
盤内フィルター清掃		○		
盤内清掃		○		
(雨水No.1, 2ポンプ現場盤)				
端子の緩みはないか		○		
盤内フィルター清掃		○		
盤内清掃		○		
(雨水ガスタービン関係現場盤)				
端子の緩みはないか		○		
盤内フィルター清掃		○		
盤内清掃		○		
外観目視点検	○			
汚水ポンプ井水位計				
中央との指示誤差はないか	○			
設定水位の警報確認	○			
測定筒の中に異物はないか	○			
ダイヤフラムの状態確認	○			
雨水ポンプ井水位計				
中央との指示誤差はないか	○			
設定水位の警報確認	○			
測定筒の中に異物はないか	○			
ダイヤフラムの状態確認	○			
流入側水位計No.1・2				
中央との指示誤差はないか	○			
設定水位の警報確認				○
測定筒の中に異物はないか				○
ダイヤフラムの状態確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
流出側水位計				
中央との指示誤差はないか	○			
設定水位の警報確認	○			
pH測定器				
校正の実施	○			
電極の清掃	○			
防波管内清掃	○			
雨量降雨強度計				
入水口の金網清掃	○			
雨量強度計受光部LED交換				○
灯油燃料地下タンク設備				
漏えい管確認	○			
油量の確認	○			
灯油搬入量	搬入時に記入			
灯油燃料移送No.1・2ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
No.1電流値の測定	○			
No.2電流値の測定	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
灯油燃料雨水ポンプ小出槽				
漏えい管確認	○			
油量の確認	○			
天井走行クレーン				
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認		○		
異音・振動・過熱		○		
巻き上げ・巻き下げ動作確認		○		
走行動作確認		○		
ワイヤロープの損傷の有無		○		
フックの損傷の有無		○		
電機室盤				
端子・ハンドルの緩みはないか	○			
各計器の"0"点調整	○			
操作室盤				
端子・ハンドルの緩みはないか	○			
各計器の"0"点調整	○			
動力変圧器				
変圧器温度	○			
異音・振動・過熱	○			
各種表示確認	○			
照明変圧器				
変圧器温度	○			
異音・振動・過熱	○			
各種表示確認	○			
コントロールセンター盤				
端子の緩みはないか		○		
汚損、変色、過熱、発錆		○		
外観目視点検	○			
直流電源設備				
端子の緩みはないか	○			
1セル当たりの電圧測定	○			
電圧確認	○			

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
発電機設備				
起動用蓄電池点検	○			
端子の緩みはないか	○			
現場盤内フィルター清掃	○			
各所配管系統に漏れはないか	○			
発電灯油燃料移送No.1・2ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
No.1電流値の測定	○			
No.2電流値の測定	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
発電換気ファン				
異音・振動・過熱	○			
発電機吸気ファン電流値の測定	○			
発電機排気ファン電流値の測定	○			
潤滑油冷却ファン電流値の測定	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
発電機用燃料小出槽				
漏えい管確認	○			
油量の確認	○			
上水受水槽				
槽内の汚れはないか	○			
水漏れは無い	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
上水供給装置No.1・2ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
No.1電流値の測定	○			
No.2電流値の測定	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
消火ポンプ・消火貯水槽設備				
(消火貯水槽)				
槽内の汚れはないか		○		
ボールタップの動作		○		
FMバルブの動作		○		
外観の汚損確認		○		
(消火ポンプ)				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
消火設備				
消火器の本数	○			
火災受信機 電源表示確認	○			
防災設備				
防排煙制御盤(1) 電圧	○			
防排煙制御盤(2) 電圧	○			
空調設備				
異音・振動・過熱	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
フィルター清掃		○		

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
換気扇				
異音・振動・過熱	○			
ポンプ室排風機電流値	○			
沈砂室排風機電流値	○			
モーター室No.1圧力扇	○			
モーター室No.2圧力扇	○			
モーター室No.3圧力扇	○			
モーター室No.4圧力扇	○			
沈砂室圧力扇No.1～4	○			
沈砂室圧力扇No.5～7	○			
外観の汚損確認	○			
建物・植木等				
外観目視点検	○			
管理棟清掃				
外観目視点検	○			
電流測定A・B				
電流測定及び動作時間測定	○			
電流測定及び動作時間測定		○		
電流測定及び動作時間測定			○	
高速ろ過用原水ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定(測定可時のみ)	○			
各部ボルトの弛み確認	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
排水弁・空気洗浄弁				
弁類からの漏れ	○			
弁類の動作確認	○			
空気圧縮機No.1・2				
異音・振動・過熱	○			
No.1電流値の測定	○			
No.2電流値の測定	○			
各所配管系統に漏れはないか	○			
外観の汚損確認	○			
塗装の剥離・発錆状況確認	○			
洗浄用兼計装用空気槽				
空気槽圧力	○			
空気槽漏れ確認	○			
高速ろ過水位計				
中央との指示誤差はないか	○			
ダイヤフラムの状態確認	○			

(2) 下戸田ポンプ場

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月
雨水1・2・3・4号流入ゲート				
バルブコントロール部の異音・振動・過熱	○			
全開・全閉動作確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
開度計指示値確認(現場・中央)		○		
手動ハンドルにて開閉動作確認			○	
電流値の測定			○	
スピンドル部グリス塗布			○	
減速機内グリス量確認				○
警報試験(過負荷)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
汚水5号流入ゲート				
バルブコントロール部の異音・振動・過熱	○			
全開・全閉動作確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
開度計指示値確認(現場・中央)		○		
手動ハンドルにて開閉動作確認			○	
電流値の測定			○	
スピンドル部グリス塗布			○	
減速機内グリス量確認				○
警報試験(過負荷)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
雨水1・2・3・4号自動除塵機				
異音・振動	○			
電流値(掻揚げ時)の確認	○			
集中グリス配管損傷確認	○			
ガイドローラー動作確認	○			
ピンラック・スプロケット動作確認	○			
レーキ・スクレーパ・ワイパー動作確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
メッセンジャーワイヤー損傷確認			○	
グリス給脂(集中給脂)			○	
警報試験(過負荷)				○
警報試験(非常停止)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
汚水5号自動除塵機				
異音・振動	○			
電流値(掻揚げ時)の確認	○			
集中グリス配管損傷確認	○			
ガイドローラー動作確認	○			
ピンラック・スプロケット動作確認	○			
レーキ・スクレーパ・ワイパー動作確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
メッセンジャーワイヤー損傷確認			○	
グリス給脂(集中給脂)			○	
警報試験(過負荷)				○
警報試験(非常停止)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月
し 渣1・2号搬出機				
異音・振動・過熱	○			
電流値の確認	○			
故障表示リスト(ランプ点検)	○			
減速機オイル漏れ確認		○		
洗浄水弁動作確認		○		
グリス(テール2、ヘッド8ヶ所集中給脂)			○	
各プーリー・ローラー回転状況確認			○	
ベルト損傷確認			○	
警報試験(蛇行検出リミット)				○
警報試験(非常停止ワイヤー)				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(非常停止ボタン)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
減速機オイル交換				○
し 渣破碎機				
異音・振動・過熱	○			
電流値の確認	○			
故障表示リスト(ランプ点検)	○			
オイル漏れ確認		○		
グリス(6ヶ所集中給脂)		○		
洗浄水弁動作確認		○		
洗浄槽内確認			○	
警報試験(過負荷)				○
警報試験(非常停止ボタン)				○
警報試験(破碎機噛込み)				○
* 破碎機噛込み異常は、運転中に現場盤内の許容負荷設定用ダイヤルを下げ方向に廻し警報発報確認				
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
オイル交換				○
し 渣移送装置				
異音・振動・過熱	○			
移送負荷計	○			
移送圧力弁動作確認	○			
移送吐出弁動作確認	○			
し 渣吸込み状況確認	○			
移送圧力弁電流値測定			○	
移送吐出弁電流値測定			○	
移送圧力弁絶縁測定				○
移送吐出弁絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
し 渣分離機用攪拌機				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
グリス(1ヶ所集中給脂)		○		
Vベルトの劣化確認			○	
プーリーの磨耗確認			○	
攪拌槽内状況確認				○
警報試験(過負荷)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
圧力水ポンプ1, 2号				
異音・振動・過熱	○			
1号電流値の測定	○			
2号電流値の測定	○			
1号吸込み圧力	○			
2号吸込み圧力	○			
1号吐出圧力	○			
2号吐出圧力	○			
原水タンク切替弁動作確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
グラント部漏れ確認		○		
軸受けオイル漏れ確認		○		
原水タンク切替弁電流値測定			○	
1号絶縁測定				○
2号絶縁測定				○
原水タンク切替弁絶縁測定				○
軸受けオイル交換				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
し 渣 脱 水 機				
異音・振動・過熱	○			
電流値の確認	○			
本体カバー開放内部確認	○			
スプロケット・チェーン動作確認	○			
洗浄水弁動作確認		○		
減速機オイル漏れ確認		○		
グリス(4ヶ所集中給脂)			○	
絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
減速機オイル交換				○
ボルトの弛み確認				○
し 渣 分 離 機 用 撚 揚 機				
異音・振動・過熱	○			
スプロケット・チェーン動作確認	○			
洗浄水弁動作確認		○		
減速機グリス給脂			○	
スクリーンベルト損傷確認・清掃			○	
電流値の測定			○	
集中グリス給脂			○	
絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
し 渣 脱 水 機・油 圧 ユ ニ ッ ト				
異音・振動・過熱	○			
油圧ポンプ吐出圧力	○			
油圧シリンダー動作確認	○			
油圧ユニットオイル漏れ確認		○		
電流値の測定			○	
警報試験(過負荷)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
油圧ユニットオイル油量確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
し 渣 ホ ッ パ ー				
ホッパー外観確認	○			
重量計の指示値確認	○			
故障表示リスト(ランプ点検)	○			
右側絶縁測定				○
左側絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
警報試験(過負荷)				○
異音・振動・過熱(搬出時)	搬出時			
全開・全閉動作確認(搬出時)	搬出時			
右側電流値の測定(搬出時)	搬出時			
左側電流値の測定(搬出時)	搬出時			
パワーシリンダー動作確認(搬出時)	搬出時			
雨水1・2・3・4号揚砂装置				
現場連動による揚砂	○			
各電動弁動作確認	○			
負圧計	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
揚砂圧力弁電流値測定			○	
揚砂吐出弁電流値測定			○	
集砂弁1号電流値測定			○	
集砂弁2号電流値測定			○	
集砂弁3号電流値測定			○	
揚砂圧力弁絶縁測定				○
揚砂吐出弁絶縁測定				○
集砂弁1号絶縁測定				○
集砂弁2号絶縁測定				○
集砂弁3号絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
沈砂分離機				
異音・振動・過熱	○			
分離機動作確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
スプロケット・チェーン動作確認		○		
分離機電流値の測定			○	
排水弁電流値の測定			○	
軸受けグリス給脂				○
減速機グリス給脂				○
分離機絶縁測定				○
排水弁絶縁測定				○
排水弁動作確認				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
汚水揚砂装置				
現場連動による揚砂	○			
各電動弁動作確認	○			
負圧計	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
揚砂圧力弁電流値測定			○	
揚砂吐出弁電流値測定			○	
集砂弁1号電流値測定			○	
集砂弁2号電流値測定			○	
集砂弁3号電流値測定			○	
揚砂圧力弁絶縁測定				○
揚砂吐出弁絶縁測定				○
集砂弁1号絶縁測定				○
集砂弁2号絶縁測定				○
集砂弁3号絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
沈砂ホッパー				
ホッパー外観確認	○			
重量計の指示値確認	○			
故障表示リスト(ランプ点検)	○			
右側絶縁測定				○
左側絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
警報試験(過負荷)				○
異音・振動・過熱(搬出時)		搬出時		
全開・全閉動作確認(搬出時)		搬出時		
右側電流値の測定(搬出時)		搬出時		
左側電流値の測定(搬出時)		搬出時		
パワーシンダ動作確認(搬出時)		搬出時		
沈砂搬出機				
異音・振動・過熱	○			
電流値の確認	○			
故障表示リスト(ランプ点検)	○			
減速機オイル漏れ確認		○		
洗浄水弁動作確認		○		
グリス(上6、下4ヶ所集中給脂)				○
各ブリー・ローラー回転状況確認				○
ベルト損傷確認				○
警報試験(蛇行検出リミット)				○
警報試験(非常停止ワイヤー)				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(非常停止ボタン)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
減速機オイル交換 150番				○
洗浄水ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
吐出圧力	○			
圧力水タンク圧力計	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
軸受けオイル漏れ確認		○		
圧力水タンク圧カスイッチ動作確認		○		
圧力水タンク空気補給器動作確認		○		
圧力水タンク各電動弁動作確認		○		
メカニカルシール部漏れ確認		○		
絶縁測定				○
軸受けオイル交換				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
圧力水タンクレベル計の動作確認				○
脱臭ファン				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
ファン差圧	○			
脱臭塔差圧	○			
脱臭塔・ミストセパレーターレン排出	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
軸受オイル漏れ確認		○		
Vベルトの劣化確認			○	
ブリーの磨耗確認			○	
ミストセパレーター清掃			○	
絶縁測定				○
軸受けオイル交換				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
計装機器(1)				
機器外観確認	○			
中央・現場指示値確認				
流入渠水位(中)	○			
流入渠水位(現)	○			
放流渠水位(中)	○			
放流渠水位(現)	○			
汚水井水位(中)	○			
汚水井水位(現)	○			
雨水井水位(中)	○			
雨水井水位(現)	○			
冷却水槽水位(中)	○			
冷却水槽水位(現)	○			
汚水流量(中)	○			
工業用水流量(中)	○			
計装機器(2)				
沈砂池pH(中央校正後)	○			
沈砂池pH(現場校正後)	○			
雨量計パルス信号動作確認	○			
デジタル雨量計パルス信号確認(中央)	○			
雨量計受水口内確認(メッシュ部)	○			
雨量計濾水器内確認	○			
雨量強度計感部、灯油量確認	○			
雨量強度計受水口内確認(メッシュ部)	○			
雨量強度計濾水器内確認	○			
雨量強度計動作確認		○		
降雨強度記録計信号確認(中央)		○		
雨量強度計感部清掃(ロート、灯油)			○	
汚水1・2・3号ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
注水電磁弁動作確認	○			
吐出圧力計	○			
負圧計	○			
通水量	○			
汚水流量値(中央指示)	○			
グランド部漏れ確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
軸受けグリス注入		○		
警報試験(ポンプ地絡)				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(非常停止ボタン)				○
流入側手動バルブ、グリス注入				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
汚水ポンプ1～3号吐出弁				
異音・振動・過熱	○			
開閉動作確認	○			
グランド部漏れ確認	○			
開度計指示値確認(現場・中央)		○		
スピンドル部グリス塗布			○	
1号電流値の測定			○	
2号電流値の測定			○	
3号電流値の測定			○	
1号絶縁測定				○
2号絶縁測定				○
3号絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(地絡)				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
1, 2号注水ポンプ				
異音・振動	○			
1号吐出圧力	○			
2号吐出圧力	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
1号逆止弁動作確認		○		
2号逆止弁動作確認		○		
1号電流値の測定			○	
2号電流値の測定			○	
1号絶縁測定				○
2号絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(地絡)				○
ボルトの弛み確認				○
冷却水ポンプ				
異音・振動	○			
吐出圧力	○			
電流値の測定	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
逆止弁動作確認		○		
絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(地絡)				○
ボルトの弛み確認				○
始動用空気槽				
3号エアータンク圧力	○			
3号エアータンク圧力(予備)	○			
4号エアータンク圧力	○			
4号エアータンク圧力(予備)	○			
5号エアータンク圧力	○			
5号エアータンク圧力(予備)	○			
ドレン排出	○			
エア漏れ確認	○			
圧力スイッチ動作確認				○
ボルトの弛み確認				○
1,2号空気圧縮機				
異音・過熱	○			
1号電流値の測定	○			
2号電流値の測定	○			
安全弁動作確認	○			
オイル漏れ確認	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
シリンダヘッド潤滑油量確認	○			
1号絶縁測定				○
2号絶縁測定				○
オイル交換				○
警報試験(1号過負荷)				○
警報試験(2号過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
水位計(汚水・雨水)				
水位計ブロー(汚水)	○			
水位計用圧縮機動作確認	○			
圧縮機安全弁動作確認	○			
圧縮機エアフィルター清掃			○	
水位計ブロー(雨水)	○			
水位計用圧縮機動作確認	○			
圧縮機安全弁動作確認	○			
圧縮機エアフィルター清掃			○	

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
雨水1・2号ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
送水吐出圧力計	○			
トロイドポンプ圧力計	○			
油温度	○			
ミッション温度	○			
軸温度	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
注水電磁弁動作確認	○			
グラント部漏れ確認		○		
モーターグリス給脂			○	
警報試験(過負荷)				○
絶縁測定				○
ボルトの弛み確認				○
雨水ポンプ1・2号初期潤滑油ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
初期潤滑油圧力計	○			
オイルユニット漏れ確認	○			
ウイングポンプ動作確認			○	
冷却水Y型ストレーナー清掃			○	
電流値の測定			○	
絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(非常停止)				○
警報試験(軸受部通水断)				○
ボルトの弛み確認				○
雨水1, 2号ポンプ吐出弁				
異音・振動・過熱	○			
開閉動作確認	○			
グラント部漏れ確認		○		
開度計指示値確認(現場・中央)			○	
グリス給脂			○	
1号電流値測定			○	
2号電流値測定			○	
1号絶縁測定				○
2号絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
雨水3・4・5号ポンプ(エンジン)(1)				
異音・振動・過熱	○			
機関、減速機潤滑油漏れ確認	○			
注水電磁弁動作確認	○			
冷却水量確認	○			
エンジン潤滑油 温度確認	○			
始動用空気、減圧値確認	○			
グラント部漏れ確認	○			
起動不良の有無	○			
回転計	○			
潤滑油圧力	○			
冷却水圧力	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
重油使用量(積算流量計) 前	○			
重油使用量(積算流量計) 後	○			
排煙色の確認				○
排気装置外観確認				○
警報試験(非常停止)				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
雨水3・4・5号ポンプ(エンジン)(2)				
排気温度3	○			
排気温度4	○			
排気温度5	○			
排気温度6	○			
機関オイルクーラー入口温度	○			
機関オイルクーラー出口温度	○			
軸受け温度	○			
ミッション温度	○			
トロイトポンプ吐出圧力	○			
送水吐出圧力計	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
分配弁・ガバナ・オイル補給			○	
始動・停止用電磁弁動作確認			○	
排煙色の確認			○	
排気装置外観確認				○
警報試験(エンジン冷却水断)				○
警報試験(軸受潤滑水断)				○
ボルトの弛み確認				○
雨水ポンプ3・4・5号初期潤滑油ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
初期潤滑油圧力計	○			
オイルユニット漏れ確認	○			
初期潤滑油オイルクーラー入口温度	○			
初期潤滑油オイルクーラー出口温度	○			
ウイングポンプ動作確認			○	
電流値の測定(減速機)			○	
絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
初期潤滑油圧力計	○			
初期潤滑油オイルクーラー入口温度	○			
初期潤滑油オイルクーラー出口温度	○			
電流値の測定(エンジン)			○	
絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
雨水3～5号ポンプ吐出弁				
異音・振動・過熱	○			
開閉動作確認	○			
開度計指示値確認(現場・中央)			○	
3号電流値測定			○	
4号電流値測定			○	
5号電流値測定			○	
3号絶縁測定				○
4号絶縁測定				○
5号絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
燃料移送ポンプ				
重油漏れ確認(貯槽・小出し・ポンプ)	○			
小出し槽重油残量	○			
貯蔵槽重油残量	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
貯蔵槽建屋内清掃			○	
ウイングポンプ動作確認			○	
異音・振動・過熱			○	
電流値の測定			○	
移送ポンプ吐出圧力確認			○	
絶縁測定				○
警報試験(過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
地下ビット及び雨水井排水ポンプ				
地下ビット排水P 異音・振動	○			
” 自動レベル運転確認(小)	○			
” 手動排水運転確認(大)	○			
” 逆止弁動作確認(大・小)	○			
” 故障表示テスト(ランプ点検)	○			
” レベル計清掃		○		
” 電流値測定(大)			○	
” 電流値測定(小)			○	
” 自動排水運転確認			○	
” 絶縁測定(大)				○
” 絶縁測定(小)				○
” 警報試験(過負荷)(大)				○
” 警報試験(地絡)(大)				○
” 警報試験(過負荷)(小)				○
” 警報試験(地絡)(小)				○
” ボルトの弛み確認				○
雨水排水P 異音・振動・過熱				○
” 絶縁測定				○
” 警報試験(過負荷・地絡)				○
屋内貯蔵所(1)				
保安距離				
保安物件新設等の有無	○			
壁体の損傷の有無	○			
保有空地				
許可外物件在置の有無	○			
建築物等				
亀裂、損傷等の有無	○			
変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	○			
滞油、滞水等の有無	○			
亀裂、損傷、くぼみ等の有無	○			
損傷の有無	○			
ためます及び排水溝				
亀裂、損傷等の有無	○			
滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	○			
本体				
漏洩の有無	○			
変形、亀裂、損傷の有無	○			
塗装状況及び腐食の有無	○			
ボルト等の緩みの有無	○			
屋内貯蔵所(2)				
本体				
基礎・架台の変形・損傷・亀裂の有無	○			
換気・排出設備等	○			
給排気パイプ等の変形、損傷の有無及び固定状況の適否	○			
引火防止網の損傷及び目づまりの有無	○			
防火ダンパー損傷の有無及び機能適否	○			
注入口				
変形、損傷の有無	○			
蓋の開閉状況の良否	○			
危険物の溢れ等防止設備 (戻り管・フローSW・差込皿・囲い等)	○			
漏油、漏水等の有無	○			
変形、亀裂、損傷の有無	○			
塗装状況及び腐食の有無	○			
固定状況の適否	○			
アース				
断線の有無	○			
取付部緩み等の有無	○			
消火器				
設置数、外観機能の適否	○			

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月
空調機				
異音・振動・過熱(室内・室外)	○			
2F事務室動作確認	○			
中央監視室動作確認	○			
1F電気室動作確認	○			
2F電気室(2台)動作確認	○			
1F応接室動作確認	○			
1F宿直室動作確認	○			
フィルター目詰まり確認 適時清掃			○	
2F事務室絶縁測定 MHP-2				○
中央監視室絶縁測定 MHP-1				○
1F電気室絶縁測定 MHP-2				○
2F電気室(2台)絶縁測定 MHP-2				○
1F応接室絶縁測定 MHP-1				○
1F宿直室絶縁測定 L-1				○
天井走行クレーン(10t用)				
外観目視点検	○			
走行・横行・巻取り装置動作確認	○			
過巻防止装置、ブレーキ動作確認	○			
ワイヤーロープ損傷確認			○	
フック損傷確認			○	
グリス塗布状況確認			○	
配電盤異常有無確認				○
電流値測定(走行)				○
電流値測定(横行)				○
電流値測定(巻上げ)				○
絶縁測定				○
軸受けグリス注入				○
各ギア・ワイヤー・スプロケットのグリス塗布				○
吸・排気ファン(2台)				
異音・振動・過熱	○			
フィルター交換・清掃(ポンプ室)	○			
軸受けグリス給脂		○		
Vベルト劣化確認			○	
ブリーの磨耗確認			○	
電流値測定(ポンプ室)			○	
電流値測定(オイル倉庫)			○	
絶縁測定(ポンプ室)				○
絶縁測定(オイル倉庫)				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(MCBトリップ)				○
ボルトの弛み確認				○
天井換気扇				
試運転動作確認(1～7号)	○			
外観、異音、振動			○	
1号排気ファン電流値の測定			○	
2号吸気ファン電流値の測定			○	
3号吸気ファン電流値の測定			○	
4号排気ファン電流値の測定			○	
5号吸気ファン電流値の測定			○	
6号吸気ファン電流値の測定			○	
7号排気ファン電流値の測定			○	
1号排気ファン絶縁測定				○
2号吸気ファン絶縁測定				○
3号吸気ファン絶縁測定				○
4号排気ファン絶縁測定				○
5号吸気ファン絶縁測定				○
6号吸気ファン絶縁測定				○
7号排気ファン絶縁測定				○

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月
シャッター				
異音・振動	○			
全開・全閉動作確認(4ヶ所)	○			
絶縁測定(ポンプ室) S-1				○
絶縁測定(沈砂池室) S-3				○
絶縁測定(ホッパ室)				○
照明(L-1電灯分電盤(1))				
異音・振動・過熱	○			
汚損・変色・発錆	○			
端子の緩みの有無(目視)	○			
外灯100V(花壇灯)18	○			
外灯100V(外壁外灯)4	○			
外灯200V LED灯(6ヶ所)	○			
各コンセント	○			
1相主幹絶縁測定				○
外灯100V絶縁測定				○
外灯200V絶縁測定				○
現場詰所クーラー200V絶縁測定				○
倉庫・変電室電灯絶縁測定				○
ホッパ室電灯絶縁測定				○
沈砂池室東側コンセント絶縁測定				○
ポンプ室 倉庫電灯絶縁測定				○
〃 コンセント絶縁測定				○
〃 北側電灯絶縁測定				○
〃 北側コンセント絶縁測定				○
照明(L-1電灯分電盤(2))				
応接室コンセント絶縁測定				○
ポンプ室南側電灯絶縁測定				○
ポンプ室南側コンセント絶縁測定				○
ポンプ室地下電灯絶縁測定				○
宿直室電灯絶縁測定				○
湯沸室電灯・コンセント絶縁測定				○
詰所電灯絶縁測定				○
廊下電灯・コンセント絶縁測定				○
トイレ電灯絶縁測定				○
玄関・コンセント電灯絶縁測定				○
倉庫コンセント電灯絶縁測定				○
宿直室クーラー100V絶縁測定				○
照明(L-2電灯分電盤)				
異音・振動・過熱	○			
汚損・変色・発錆	○			
端子の緩みの有無(目視)	○			
LED灯(8ヶ所)	○			
1相主幹絶縁測定				○
No.1HIDポンプ室LED灯絶縁測定				○
No.2HIDポンプ室LED灯絶縁測定				○
照明(L-3電灯分電盤)				
異音・振動・過熱	○			
汚損・変色・発錆	○			
端子の緩みの有無(目視)	○			
各コンセント・照明	○			
F-1換気SW盤(動力200V)絶縁測定				○
L-1絶縁測定				○
L-2絶縁測定				○
L-4絶縁測定				○
1相主幹絶縁測定				○
2F電気室・事務室電灯絶縁測定				○
電気室コンセント絶縁測定				○
事務室・廊下コンセント絶縁測定				○
廊下・階段電灯絶縁測定				○
湯沸室・トイレ電灯絶縁測定				○
無停電室電灯絶縁測定				○
操作盤室電灯・コンセント絶縁測定				○
感雨計電源絶縁測定				○

点 検 項 目	点検周期			
	1 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月
照明(L-4電灯分電盤)				
異音・振動・過熱	○			
汚損・変色・発錆	○			
端子の緩みの有無(目視)	○			
水銀灯(9ヶ所)	○			
各コンセント・照明	○			
1相主幹絶縁測定				○
No.1水銀灯絶縁測定				○
No.2水銀灯絶縁測定				○
No.3水銀灯絶縁測定				○
リモコンス絶縁測定				○
壁廻り照明絶縁測定				○
ホッパ一室上部照明絶縁測定				○
北コンセント絶縁測定				○
西コンセント絶縁測定				○
機械照明絶縁測定				○
学校側照明絶縁測定				○
外灯絶縁測定				○
1, 2階電気室・中央監視室(1)				
異音・異臭・過熱	○			
汚損・変色・発錆	○			
端子の緩み有無(目視)	○			
常用引込線	○			
予備引込線	○			
受電盤電圧	○			
電流	○			
電力値	○			
力率	○			
周波数	○			
1号主変圧器一次盤電流	○			
2号主変圧器一次盤電流	○			
1号主変圧器盤温度	○			
2号主変圧器盤温度	○			
1号低圧主幹盤主幹電圧	○			
主幹電流	○			
二次電圧	○			
二次電流	○			
1, 2階電気室・中央監視室(2)				
2号低圧主幹盤主幹電圧	○			
主幹電流	○			
二次電圧	○			
二次電流	○			
整流器盤交流電圧	○			
直流電圧	○			
汚水ポンプ設備C/C盤電圧	○			
〃 電流	○			
雨水ポンプ設備C/C盤電圧	○			
〃 電流	○			
沈砂池設備C/C盤電圧	○			
〃 電流	○			
無停電装置直送入力	○			
直流入力	○			
インバーター出力	○			
屋外監視カメラ(4台)	○			
室内モニター(1台)	○			
原水ポンプ				
異音・振動・過熱	○			
電流値の測定	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
原水ポンプ吐出圧力計	○			
絶縁測定				○
警報試験(浸水検知)				○
警報試験(過負荷)				○
警報試験(ポンプ地絡)				○
警報試験(温度上昇)				○
警報試験(非常停止ボタン)				○
オイル漏れの確認				○
ボルトの弛み確認				○

点 検 項 目	点検周期			
	1 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月
1,2号空気圧縮機				
異音・振動・過熱	○			
1号吐出圧力	○			
2号吐出圧力	○			
1号冷却温度	○			
2号冷却温度	○			
ドレン排出	○			
Vベルトの確認	○			
フィルターの清掃				○
1号電流値の測定				○
2号電流値の測定				○
1号絶縁測定				○
2号絶縁測定				○
警報試験(1号過負荷)				○
警報試験(2号過負荷)				○
ボルトの弛み確認				○
空気槽				
エアー漏れ確認	○			
空気槽圧力	○			
計装圧力	○			
パルス洗浄圧力	○			
ドレン排出	○			
ボルトの弛み確認				○
高速ろ過設備				
外観・漏水・脱落の確認	○			
配管類の確認	○			
槽内確認				○
電磁箱・操作盤・制御盤				
(システム現場制御盤)				
汚損・変色・発錆	○			
端子の緩み有無(目視)	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
ボルトの弛み確認				○
(高速ろ過設備操作盤)				
汚損・変色・発錆	○			
端子の緩み有無(目視)	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
ボルトの弛み確認				○
(ろ過池電磁箱)				
異音・漏気・脱落	○			
端子の緩み有無(目視)	○			
ボルトの弛み確認				○
ガスタービン発電装置(1)				
異音・振動・過熱	○			
重油漏れ確認(貯蔵・パッケージ内外)	○			
貯蔵槽、重油残量確認	○			
排煙色確認	○			
圧縮機圧力計	○			
潤滑油油圧計	○			
潤滑油温度計	○			
電圧計	○			
周波数計	○			
電力量計	日常点検にて毎日 数値を確認し 日報に記載			
電流計				
力率				
タービン回転数	○			
タービン排気温度	○			

点 検 項 目	点検周期			
	1	3	6	12
	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月
ガスタービン発電装置(2)				
運転時間(min)	○			
直流電圧計	○			
整流器電流計	○			
積算時間計(h)	○			
故障表示テスト(ランプ点検)	○			
タービン潤滑油量、漏れ確認		○		
排気消音装置、排気口外観確認			○	
貯蔵槽建屋内清掃			○	
盤内フィルター清掃			○	
発電機パッケージ内清掃			○	
貯蔵槽、防火ダンパ動作確認			○	
盤内接地線腐食確認				○
各警報試験				○
積算電力計(中央監視室)	○			
蓄電池(1)				
総電圧			○	
盤内外目視確認			○	
端子部			○	
蓄電池温度(上段)			○	
蓄電池温度(中段)			○	
蓄電池温度(下段)			○	
蓄電池(2)(3)(4)				
単電池電圧				
(2) 1から18			○	
(3) 19から36			○	
(4) 37から54			○	

3 排水施設点検項目

(1) 汚水マンホールポンプ

下記点検報告書による点検（月1回）を基本とする

汚水マンホールポンプ1号施設

維持管理業務点検報告書

実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者				
運 転 監 視	対象設備			計器の指示値及び測定値			運 転 状 況	対象設備		点検結果		情報確認項目		
	機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		点検箇所	点検項目	判定	メーカー名			
	引込盤	電力量計	積算電力	kwh	kwh	kwh		外観	塗装、錆、塵埃		ポ ン プ 設 備	製造年月		
	ポンプ制御盤	No.1ポンプ	時間計	h	h	h		盤内	小動物侵入			吐出量		
			電流計	A	A (定格 A)		接 触 器	荒損、摩耗		出力				
				電流計	A	A (定格 A)			振動・異常音				口径	
		絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.0 MΩ 以上)		主回路			口 径					
		No.2ポンプ	時間計	h	h	h		接点・締付						
			電流計	A	A (定格 A)			遮断器						
				絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.0 MΩ 以上)			リレー					
		内水位計	水位計		m			接地						
			電圧計	電圧	V	V			操作SW					
									1号ポンプ	運転状況				注 記
備 考							振動・異常音	-	2号ポンプ	運転状況		-		
							振動・異常音	-		水位計				
							ポンプビット	ポンプビット		ポンプビット				
							周 辺	水路		水路				
										通報装置				
							盤内	バックアップユニット						

汚水マンホールポンプ2号施設

維持管理業務点検報告書

運 転 監 視	実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者				
	対象設備			計器の指示値及び測定値			運 転 状 況	対象設備		点検結果		情報確認項目			
	機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		点検箇所	点検項目	判定					
	引込盤	電力量計	積算電力	kwh	kwh	kwh	目 視 ・ 作 動 状 況	外観	塗装、錆、塵埃	ポン プ 設 備	注	記	製造年月		
	マンホール ポンプユニット 制御盤	Na1ポンプ	時間計	h	h	h		盤内	小動物侵入					吐出量	
			電流計	A	A (定格 A)			接触器	荒損、摩耗					出力	
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.0 MΩ 以上)				振動・異常音					口径	
		Na2ポンプ	時間計	h	h	h			主回路						
			電流計	A	A (定格 A)				接点、締付						
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.0 MΩ 以上)				遮断器						
		水位計	水位		m				リレー						
								接地							
								操作SW							
		1号ポンプ	運転状況					2号ポンプ	運転状況						
			振動・異常音	-		振動・異常音			-						
		ポンプビット 周 辺	水位計					ポンプビット	水位計						
	ポンプビット					ポンプビット									
	水路					水路									
	盤内	通報装置				バックアップユニット	通報装置								
		バックアップユニット					バックアップユニット								
備 考															

汚水マンホールポンプ3号施設

維持管理業務点検報告書

実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者				
運 転 監 視	対象設備			計器の指示値及び測定値			運 転 状 況	対象設備		点検結果		情報確認項目		
	機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		点検箇所	点検項目	判定	メーカー名			
	ポンプ制御盤	引込盤	電力量計	積算電力	kwh	kwh		kwh	外観	塗装、錆、塵埃		ポン プ 設 備	製造年月	
		No1ポンプ	時間計	h	h	h		盤内	小動物侵入		吐出量			
			電流計	A	A (定格 A)			接触器	荒損・摩耗		出力			
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.0 MΩ 以上)				振動・異常音		口径			
		No2ポンプ	時間計	h	h	h			主回路					
			電流計	A	A (定格 A)				接点・締付					
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.0 MΩ 以上)				遮断器					
		内水位計	水位計	m				リレー						
			電圧計	電圧	V	V			接地					
									操作SW					
		ポンプビット 周 辺							1号ポンプ	運転状況	-		注 記	
								振動・異常音	-					
						2号ポンプ	運転状況	-						
							振動・異常音	-						
							水位計							
盤内							ポンプビット							
							水路							
							通報装置							
バックアップユニット														
備 考														

(2) 雨水排水施設

下記点検報告書による点検（月1回）を基本とする

喜沢2丁目第2排水施設

維持管理業務点検報告書

実施日		～		天気		責任者		点検者							
潮位		満潮		干潮		cm		潮状況							
対象設備			計器の指示値及び測定値			運 転 状 況	対象設備		点検結果		情報確認項目				
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量			点検項目	判定						
運 転 監 視	引込盤	電力量計	乗率 60	kwh	kwh	kwh	目 視 ・ 作 動 状 況	引込盤	外観	降 雨	雨 量	先月最大雨量/日			
	ポンプ制御盤	1号ポンプ	時間計	hr	hr	hr		ポンプ・ゲート 制御盤	引込線					mm	
			電流計	A	-	A			-			外観			
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2 MΩ 以上)			表示灯						
		2号ポンプ	時間計	hr	hr	hr			振動・異常音						最大雨量/時
			電流計	A	-	A			-		主回路			時間	mm/h
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2 MΩ 以上)			接点・締付						
		3号ポンプ	時間計	hr	hr	hr			遮断器						
			電流計	A	-	A			-		リレー				
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2 MΩ 以上)			接地						
	ポンプ制御盤	電圧計	電圧	V	V	(定格 200V)		操作SW							
			水位計		m			1号ポンプ	運転状況		-				
		ステッピン クレー						2号ポンプ	振動・異常音		-				
									3号ポンプ		運転状況	-			
	備 考								ポンプビット 周 辺		振動・異常音	-	注 記		
水位計															
水路															
流入管バフフル板															
スクリーン															

喜沢2丁目排水施設

維持管理業務点検報告書

実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者			
潮位		cm		干潮		cm		潮状況					
対象設備			計器の指示値及び測定値			運転状況	対象設備		点検結果		情報確認項目		
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		機器名	点検項目	判定	雨量	先月最大雨量/日		
運転監視	引込盤	全設備	電力量	kwh	kwh	kwh	引込盤	外観			降雨	3月29日	mm
	1号ポンプ	時間計	hr	hr	hr	レ		引込線				最大雨量/時	
		回数計	n	n	n	レ		外観					
		電流計	A	A	-	レ		表示灯					
		絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)	レ	振動・異常音							
								主回路					
	ポンプ制御盤	時間計	hr	hr	hr	レ		目視・作動状況	接点・締付		注記		
		回数計	n	n	n	レ			遮断器				
		電流計	A	A	-	レ			リレー				
		絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)	レ	接地							
									操作SW				
	2号ポンプ	時間計	hr	hr	hr	レ		1号ポンプ	運転状況				
		回数計	n	n	n	レ			振動・異常音				
電圧計	電圧	V	V (定格 200V)	レ	ポンプビット周辺		運転状況						
							振動・異常音						
							水位計						
							ポンプビット						
備考													

荒川左岸第16排水区排水施設

維持管理業務点検報告書

実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者					
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況					
運 転 監 視	対象設備			計器の指示値及び測定値			運 転 状 況	対象設備			点検結果		情報確認項目		
	機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		機器名	点検項目	判定	雨量	先月最大雨量/日			
	引込盤	電力量計	電力量	kwh	kwh	kwh		ポンプ・ゲート 制御盤	引込盤	外観		降雨		mm	
			電力使用量		kwh (電力量×60)										
		1号ポンプ	時間計	hr	hr	hr				表示灯					
	電流計			A (定格 81A)		振動・異常音									
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)					主回路					
	2号ポンプ		時間計	hr	hr	hr				接点・熔付					
			電流計		A (定格 81A)					遮断器					
				絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2M Ω 以上)					リレー				
	ポンプ制御盤		水位計	内水位	m					接地					
			外水位	m						操作SW					
				電圧計	電圧	V (定格 200V)					通報装置				
	ゲート	開動作	開時間	分秒		電源ランプ									
			電流計	A		UPS									
			閉時間	分秒		1号ポンプ									
		閉動作	電流計	A		2号ポンプ									
絶縁抵抗値			MΩ	MΩ (0.2M Ω 以上)		ゲート	運転状況								
							振動・異常音								
開動作		開時間	分秒		運転状況										
		電流計	A		振動・異常音										
			閉時間	分秒			外観・戸当たり								
閉動作		電流計	A		振動・異常音										
	絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2M Ω 以上)		開閉動作時間										
					モータの異常										
注 記	ポンプビット 周 辺	水位計						監視装置	運転確認(ヤマトの帳票)※点検毎に						
		ポンプビット	-				1号ポンプ 時間			h					
		水路	-			1号ポンプ 回数			n						
	スクリーン	-			2号ポンプ 時間		h								
					2号ポンプ 回数		n								
					ゲート 閉時間		h								
					ゲート 閉回数		n								
					警報有無										
					警報内容										

備 考											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

笹目2丁目排水施設						維持管理業務点検報告書						
実施日				～		天気		責任者		点検者		
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況		
対象設備			計器の指示値及び測定値			運転 状況	対象設備		点検結果		情報確認項目	
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量			点検項目	判定	雨量	先月最大雨量/日	
運 転 監 視	引込盤	全設備	電力量	kwh	kwh	kwh	目 視 ・ 作 動 状 況	引込盤	外観			降 雨
									引込線			
									外観			
									表示灯			
									振動・異常音			
									主回路			
									接点・締付			
									遮断器			
									リレー			
									接地			
									操作SW			

笹目第1排水施設										維持管理業務点検報告書													
実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者													
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況													
対象設備				計器の指示値及び測定値				運転状況		対象設備		点検結果		情報確認項目									
機器名		計測対象		計測内容		前回値				今回値		使用量		機器名		点検項目		判定					
運転監視	引込盤	1号ポンプ	電力量計	kwh	kwh	kwh						引込盤	外観			降雨	雨量	先月最大雨量/日					
		2号ポンプ	電力量計	kwh	kwh	kwh																	
		No.1ゲート	電力量計	kwh	kwh	kwh																	
		No.2ゲート	電力量計	kwh	kwh	kwh																	
	ポンプ制御盤	1号ポンプ	時間計	hm	hm	hr						ポンプ・ゲート 制御盤	振動・異常音			注	時間	最大雨量/時					
			回数計	n	n	n																	
			電圧計	V	(定格 200V)																		
			電流計	A																			
		2号ポンプ	時間計	hm	hm	hr								接点・締付									
			回数計	n	n	0	n							遮断器									
			電圧計	V	(定格 200V)									リレー									
			電流計	A										接地									
	ゲート制御盤	No.1ゲート	開動作	開時間	分秒							1号ポンプ	運転状況			記							
			電流計	A	(定格電流値)									振動・異常音									
			閉動作	閉時間	分秒									2号ポンプ	運転状況								
			電流計	A	(7.7A)									振動・異常音									
		No.2ゲート	絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2MΩ 以上)							No.1ゲート	振動・異常音									
			電圧計	V	(定格 200V)								開閉動作										
			開動作	開時間	分秒								振動・異常音										
			電流計	A	(定格電流値)								外観・戸当たり										
			閉動作	閉時間	分秒								振動・異常音										
			電流計	A	(9.3A)								開閉動作										
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2MΩ 以上)							振動・異常音										
			電圧計	V	(定格 200V)								油圧装置	油圧異常									
		油圧計	開	Mpa	元圧2.2 Mpa								作動油色										
			全閉	Mpa									作動油漏油確認										
			開	Mpa	元圧3.6 Mpa								水位計										
			全開	Mpa									ポンプビット										
油量											水路												
全閉											フラップ弁												
備考																							

笹目第4排水施設										維持管理業務点検報告書														
実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者														
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況														
対象設備			計器の指示値及び測定値			運転状況	対象設備			点検結果				情報確認項目										
機器名		計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		機器名		点検項目		判定		先月最大雨量/日										
運転監視	引込盤	電力量計	電力量	kwh	kwh	kwh	目視・作動状況	引込盤	外観			降雨	雨量			mm								
			電力使用量		kwh	(電力量×60)			引込線															
			時間計	hr	hr	hr			外観															
		回数計	n	n	n	表示灯																		
	ポンプ制御盤	1号ポンプ	電流計	A	A			ポンプ・ゲート制御盤	振動・異常音			注	時間	mm/h										
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2 MΩ 以上)			主回路															
			時間計	hr	hr	hr			接点・締付															
			回数計	n	n	n			遮断器															
		2号ポンプ	電流計	A	A				リレー															
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2 MΩ 以上)			接地															
			電圧計	電圧	V	(定格 200V)			操作SW															
			1号ポンプ	運転状況	振動・異常音				-		2号ポンプ	運転状況	振動・異常音		-									
	ゲート制御盤	ゲート	開動作	電流計	A	(定格 9.6A)		ゲート	外観・戸当たり	振動・異常音		-		記	油圧異常	8.0 Mpa	8.0 Mpa							
				油圧	MPa				外観・戸当たり	振動・異常音		-				7.2 Mpa	7.2 Mpa							
			閉動作	電流計	A	(定格 9.6A)			開閉動作時間	モータの異常		-				6.5 Mpa	6.5 Mpa							
				油圧	MPa				水位計	-														
		水位	m		電圧計	電圧		V		ポンプビット	ポンプビット		-											
			絶縁抵抗値	MΩ		MΩ		(0.2 MΩ 以上)	水路	-														
		油圧装置	油量	ゲート全開	ゲート全開			ポンプビット周辺	スクリーン															
			油温	℃	℃	(20 ℃ 以下)																		
		備考																						

笹目第5排水施設						維持管理業務点検報告書											
実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者							
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況							
対象設備			計器の指示値及び測定値				運転状況	対象設備		点検結果		情報確認項目					
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		機器名	点検項目	判定		雨	量	先月最大雨量/日				
運転監視	引込盤	電力量計	ゲート	kw/h	kw/h	kw/h	目視・動作状況	引込盤	外観		降雨		mm				
			1号ポンプ	kw/h	kw/h	kw/h			引込線								
	2号ポンプ		kw/h	kw/h	kw/h	外観											
	ポンプ制御盤	1号ポンプ	時間計	hm	hm	hr		表示灯									
			回数計	n	n	n		振動・異常音									
			電圧計	V	V	(定格 200V)		主回路									
			電流計	A	A			接点・締付									
		絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2MΩ 以上)	遮断器											
		2号ポンプ	時間計	hm	hm	hr		リレー									
			回数計	n	n	n		接地									
			電圧計	V	V	(定格 200V)		操作SW									
	電流計		A	A		運転状況											
	ゲート制御盤	ゲート	絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2MΩ 以上)		1号ポンプ	振動・異常音	-							
			開動作	開時間	分秒	定格電流値		2号ポンプ	運転状況	-							
			電流計	A	A	16.5A		振動・異常音	-								
			閉動作	閉時間	分秒			外観・戸当たり									
			電流計	A	A			振動・異常音									
			電圧計	V	V	(定格 200 V)		開閉動作時間									
	絶縁抵抗値	MΩ	MΩ	(0.2MΩ 以上)	モータの異常												
										</							

笹目第6排水施設										維持管理業務点検報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

笹目第8排水施設										維持管理業務点検報告書												
実施日			実施時間			～			天気			責任者			点検者							
潮位			満潮			cm			干潮			cm			潮状況							
運 転 監 視	対象設備			計器の指示値及び測定値						運 転 状 況	対象設備			点検結果			情報確認項目					
	機器名	計測対象	計測内容	前回値		今回値		使用量			機器名	点検項目	判定	雨量	先月最大雨量/日							
	ポンプ制御盤	引込盤	車道側ポンプ 歩道側ポンプ	電力量計	kw/h		kw/h		kw/h			ポンプ・ゲート 制御盤	引込盤		外観 引込線 外観 表示灯 振動・異常音 主回路 接点・締付 遮断器 リレー 接地 操作SW 運転状況 振動・異常音 運転状況 振動・異常音 外観・戸当たり 振動・異常音 開閉動作 閉閉動作 mm	降雨	mm					
					水位計	車道側 歩道側	m		m								最大雨量/時					
		車道側 ポンプ	電圧計 電流計 絶縁抵抗値	hr		hr		hr			時間						mm/h					
				歩道側 ポンプ	電圧計 電流計 絶縁抵抗値	MΩ		MΩ														
						時間計	hr		hr													
		ゲート制御盤	開動作	雨量計 開時間 電流計			mm		分秒					目 視 ・ 作 動 状 況			車道側ポンプ	運転状況 振動・異常音 運転状況 振動・異常音 ゲート本体 外観・戸当たり 振動・異常音 開閉動作 閉閉動作 mm	注 			

菖蒲川第1排水施設						維持管理業務点検報告書						責任者		点検者								
実施日		～				天気																
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況												
対象設備			計器の指示値及び測定値			運転状況	対象設備		点検結果		情報確認項目											
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量				点検項目	判定			先月最大雨量/日									
運転監視	引込盤	全設備	電力量	kwh	kwh	kwh	目視・作動状況	引込盤	外観	降雨	雨量			mm								
								引込線														
								外観														
	ポンプ制御盤	1号ポンプ	時間計	hr	hr	hr			表示灯		注	最大雨量/時			mm/h							
			電流計	A	A			振動・異常音														
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)			主回路														
		2号ポンプ	時間計	hr	hr	hr			接点・締付		記	時間										
			電流計	A	A			遮断器														
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)			リレー														
	ポンプ制御盤	2号ポンプ	電圧計	V	V (定格 200V)			接地		注												
			電圧	V	V (定格 200V)			操作SW														
		水位計	水位	m				1号ポンプ	運転状況							-	記					
								振動・異常音	-													
	備考									2号ポンプ	運転状況											
											振動・異常音						-					
							水位計															
							ポンプピット															
								水路														
								流入管ハッチル板														

昌蒲川第2排水施設						維持管理業務点検報告書						責任者		点検者	
実施日		～				天気									
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況					
対象設備			計器の指示値及び測定値			運転 状況	対象設備		点検結果		情報確認項目				
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量			点検項目	判定	雨量	先月最大雨量/日				
運転 監視	引込盤	全設備	電力量	kwh	kwh	kwh	目視・ 作動 状況	引込盤	外観		降雨		mm		
	1号ポンプ	時間計	hr	hr	hr			引込線					最大雨量/時		
			外観												
			表示灯												
		電流計	A	A				振動・異常音			時間	mm/h			
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)			主回路							
			2号ポンプ	時間計	hr	hr		hr		接点・締付		運転確認(ヤマトの帳票)※点検毎に			
	電流計	A			A			遮断器		1号ポンプ 時間	回数	h			
	絶縁抵抗値	MΩ			MΩ (0.2 MΩ 以上)			リレー		2号ポンプ 時間	回数	h			
	3号ポンプ	時間計		hr	hr	hr			接地		3号ポンプ 時間	回数	h		
				電流計	A	A			操作SW		4号ポンプ 時間	回数	h		
				絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)			ステッピングリレー		ゲート 閉時間	閉回数	h		
		電圧計	電圧	V	V (定格 200V)			通電装置		警報内容					
			水位計	水位	m			UPS		運転状況	-				
				ステッピング リレー				-	1号ポンプ	振動・異常音	-				
備考															

高蒲川第3排水施設						維持管理業務点検報告書								
実施日		実施時間				～		天気		責任者		点検者		
潮位		満潮		cm		干潮		cm		潮状況				
対象設備						計器の指示値及び測定値						運転 状況		
機器名		計測対象		計測内容		前回値		今回値		使用量				
運 転 監 視	高圧引込盤	電力量計	乗率	240	kwh	kwh	kwh							
		電圧計	電圧		V	V								
		電流計	電流		A	A								
		電力計	電力		kw	kw								
		力率計	力率		θ	θ								
	1号ポンプ	時間計			hr	hr	hr	hr						
		電圧計			V	(定格 200V)	V							
		電流計			A	(定格 149A)	A							
		絶縁抵抗値			MΩ	(0.2 MΩ 以上)	MΩ							
		時間計			hr	hr	hr	hr						
	2号ポンプ	電圧計			V	(定格 200V)	V							
		電流計			A	(定格 149A)	A							
		絶縁抵抗値			MΩ	(0.2 MΩ 以上)	MΩ							
		時間計			hr	hr	hr	hr						
		電圧計			V	(定格 200V)	V							
	3号ポンプ	電流計			A	(定格 149A)	A							
		絶縁抵抗値			MΩ	(0.2 MΩ 以上)	MΩ							
		時間計			hr	hr	hr	hr						
		電圧計			V	(定格 200V)	V							
		電流計			A	(定格 149A)	A							
	4号ポンプ	絶縁抵抗値			MΩ	(0.2 MΩ 以上)	MΩ							
		時間計			hr	hr	hr	hr						
		電圧計			V	(定格 200V)	V							
		電流計			A	(定格 149A)	A							
		絶縁抵抗値			MΩ	(0.2 MΩ 以上)	MΩ							
ポンプ制御盤	水位計	水位		m	m									

(3) 新曽中央地区調整池及び北大通り雨水貯留管

下記点検報告書による点検（月 1 回）を基本とし、調整池及び貯留管内目視調査（年 1 回）については、任意様式による報告とする。

新曽中央地区調整池							維持管理業務点検報告書						
実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者			
対象設備			計器の指示値及び測定値			運転状況	対象設備			点検結果		情報確認項目	
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		点検箇所	点検項目	判定	雨量	先月最大雨量/日		
運転監視	引込盤	電力計	積算電力	kwh	kwh	kwh	外観	塗装、錆、塵埃			降雨	mm	最大雨量/時
	排水ポンプ盤	Na1ポンプ	時間計	h	h	h	接触器	小動物侵入					
			電流計		A (定格 7.8 A)			荒損、摩耗					
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)			振動・異常音					
		Na2ポンプ	時間計	h	h	h		1号ポンプ	主回路				
			電流計		A (定格 7.8 A)				接点・締付				
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)				遮断器				
	水位計	内水位		m		2号ポンプ	リレー						
		外水位		m			接地						
							操作SW						
							ポンプビット周辺	運転状況		ポンプ設備	メーカー名		
							振動・異常音	-	製造年月				
							水位計		吐出量				
							ポンプビット		出力				
							水路		定格電流				
						盤内	通報装置			揚程			
							バックアップユニット						
年次点検 調整池内目視調査の状況													
備 考													

北大通り雨水貯留管施設							維持管理業務点検報告書						
実施日		実施時間		～		天気		責任者		点検者			
対象設備			計器の指示値及び測定値			運転状況	対象設備			点検結果		情報確認項目	
機器名	計測対象	計測内容	前回値	今回値	使用量		点検箇所	点検項目	判定	雨量	先月最大雨量/日		
運転監視	引込盤	電力計	積算電力	kwh	kwh	kwh	外観	塗装、錆、塵埃			降雨	mm	最大雨量/時
	排水ポンプ盤	1号ポンプ	時間計	h	h	h	接触器	小動物侵入					
			電流計		A (定格 7.8 A)			荒損、摩耗					
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)			振動・異常音					
		2号ポンプ	時間計	h	h	h		1号ポンプ	主回路				
			電流計		A (定格 7.8 A)				接点・締付				
			絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)				遮断器				
	ビット排水ポンプ	時間計	h	h	h	2号ポンプ	リレー						
		電流計		A (定格 7.8 A)			接地						
		絶縁抵抗値	MΩ	MΩ (0.2 MΩ 以上)			操作SW						
	水位計	投込式		m		ビット排水ポンプ	運転状況		ポンプ設備	メーカー名			
		フリクト式		m			2号ポンプ	振動・異常音		-	製造年月		
								水位計			吐出量		
	雨水排水路水位計	電波式		m		ポンプビット周辺		運転状況			出力		
							振動・異常音	-		定格電流			
					水位計			揚程					
電圧計	電圧	V	V		盤内	通報装置							
						バックアップユニット							
年次点検 貯留管内目視調査の状況													
備 考													

【別紙 1 5 自家用電気工作物一覧】

施 設 名	受 電 設 備			非 常 用 発 電 設 備				備 考
	設備 容量 (kVA)	最大 電力 (kW)	受電 電圧 (kV)	設 備 容 量				
				出力 (kW)	容量 (kVA)	電圧 (kV)	設置数	
西部浄水場	1,620	753	6.6	800	1,000	6.6	1	
東部浄水場	920	473	6.6	400	500	6.6	1	
中部浄水場	300	195	6.6	240	300	0.2	1	
新曽ポンプ場	550	320	6.6	300	375	6.6	1	
下戸田ポンプ場	600	345	6.6	400	500	6.6	1	
雨水排水施設 (笹目第4排水施設)	62.15	48	0.2	—	—	—	—	構外にわたる 電線路を有 する
雨水排水施設 (笹目第6排水施設)	300	195	6.6	—	—	—	—	
雨水排水施設 (菖蒲川第3排水施設)	200	135	6.6	—	—	—	—	

【別紙 1 6 消防施設一覧】

1 浄水場等

施 設 名	種 別	細 別	数 量
西部浄水場 (管理棟)	消火器	粉末（10型）	13
		粉末（50型）	1
	誘導灯	—	1
	誘導標識	—	5
西部浄水場 (防災倉庫・電気棟)	消火器	粉末（10型）	1
		粉末（50型）	1
	誘導灯	—	1
	自動火災報知設備	—	16
	火災受信機	—	1
	発信機	—	3
	常用電源・ 非常電源一式	—	1
東部浄水場	消火器	粉末（10型）	8
		粉末（50型）	1
	誘導灯	—	6
	自動火災報知設備	—	19
	火災受信機	—	1
	発信機	—	3
	非常照明設備	—	21
中部浄水場	消火器	粉末（10型）	12
	誘導灯	—	3
	誘導標識	—	2

2 ポンプ場等

施 設 名	種 別	細 別	数 量
新曽ポンプ場	火報受信盤	P型1級 10回線	1
	感知器	作動式スポット型	5
	感知器	定温式スポット型	3
	感知器	煙式イオン化スポット型	37
	音響装置	—	9
	発信機	—	9
	屋内消火栓設備	—	1
	排煙設備	—	1
	避難誘導設備	通路誘導灯	14
		避難口誘導灯	14
	消火器	粉末(10型)	25
		粉末(50型)	1
下戸田ポンプ場	避難誘導設備	誘導標識	5
	消火器	粉末(10型)	11
		粉末(20型)	6
		粉末(50型)	2
	火報受信盤	P型1級 10回線	1
	感知器	光電式スポット型 2種	10
	感知器	光電式スポット型 2種 P型自動試験機能付き	14
	感知器	差動式スポット型 2種	6
	感知器	差動式スポット型 2種 P型自動試験機能付き	6
	感知器	定温式スポット型特種60℃	1
	感知器	定温式スポット型 1種70℃ 防水型	3
	感知器	定温式スポット型 1種70℃ 防爆型	2
	空気管	空気管	513m
	空気管 管内	空気管 管内	313m

【別紙 17 第一種特定製品機器一覧、点検項目】

1 機器一覧 ※中部浄水場 SRY 8JB及びSRY 10Hについては、使用していないことから定期点検外

施設名	種類	型式	圧縮機 出力(kw)	使用 冷媒	充填量 (kg)	台数	簡易 点検	定期 点検
西部 浄水場	空調機器	ROA-RP1403HS	3.21	R32	2.2	3	○	
		ROA-RP453HS	0.88	R32	0.8	1	○	
		ROA-RP1403HS	3.21	R32	2.2	1	○	
		RA-AP45HVMJ3	0.65	R410A	1.3	1	○	
		ROA-RP1603	3.61	R32	2.4	2	○	
		RZZP160BY	3.08	R32	2.65	2	○	
		ROA-RP1403	3.21	R32	2.2	1	○	
		PCZ-ZRP224BM	4.6	R410A	6.5	3	○	
中部 浄水場	空調機器	ROA-RP453	0.88	R32	0.8	2	○	
		RAS-AP160EA1	3.0	R410A	2.9	1	○	
		ROA-RP1603	3.61	R32	2.4	1	○	
		SRY8JB ※	5.5	R22	6.2	1	○	
		SRY10H ※	7.5	R22	12.0	2	○	
東部 浄水場	空調機器	RZZP224BA	3.87	R410A	5.9	4	○	
		ROA-RP803HS	1.65	R32	1.55	1	○	
		ROA-AP2247	5.3	R410A	5.30	1	○	
新曽 ポンプ場	空調機器	RAS-AP450DSR1	10.4	R410A	9.5	1	○	○
		RAS-AP140GH	2.5	R410A	4.2	1	○	
		RAS-AP80GH	1.2	R410A	2.3	1	○	
		RAS-AP160GH	2.5	R410A	4.2	1	○	
		RAS-AP280GH	5.8	R410A	6.2	1	○	
		RAS-AP56GH	0.95	R410A	1.6	1	○	
	エアドライヤ	NLP37	3.7	R134a	0.13	2	○	
下戸田 ポンプ場	空調機器	RAS-AP140GH1	2.5	R410A	4.2	2	○	
		RAS-AP80GH1	1.3	R410A	2.3	1	○	
		RAS-AP224GH1	4.0	R410A	5.8	1	○	
		RAS-GP140RGH	2.65	R410A	2.3	1	○	
	エアドライヤ	NLP37	3.7	R134a	0.13	2	○	

2 点検項目

機種	点検項目	簡易	定期
室外機（配管含む）	異常な運転音（異音）	○	○
	異常な振動	○	○
	外観の損傷（キズ）	○	○
	外観の腐食や錆	○	○
	外観の油にじみ	○	○
	その他気づいたこと	○	○
	冷媒漏洩検査	—	○
	有資格者による検査	—	○
室内機 (フロンが循環していないものは除く。)	吹出し口からの異音	○	○
	異常な振動	○	○
	冷温風の吹出し量の異常	○	○
	冷温風の温度の異常	○	○
	その他気づいたこと	○	○
	冷媒漏洩検査	—	○
	有資格者による検査	—	○

【別紙 18 清掃範囲一覧】

1 浄水場

施 設 名	清 掃 箇 所			床面積 (㎡)
西部浄水場	1 階	入口	階段	26.0
	2 階	階段	給湯室	213.0
		トイレ	ロッカー室	
		仮眠室	会議室	
		中央制御室	—	
	別棟 1～3 階	電気棟	防災倉庫	470.0
東部浄水場	1 階	入口	階段	13.0
	2 階	階段	採水室	276.0
		会議室	監視室	
		電気室	—	
中部浄水場	1 階	入口	階段	86.0
		トイレ	—	
	2 階	階段	トイレ	249.0
		書庫	事務室	
		監視室	電気室	
	3 階	階段	トイレ	259.0
		書庫	—	

2 ポンプ場

施 設 名	清 掃 箇 所			床面積 (㎡)
新曽ポンプ場	1 階	入口	廊下	194.3
		階段	事務室	
		控室	休憩室	
		トイレ	—	
	2 階	廊下	階段	149.3
		中央監視室	電気室	
下戸田ポンプ場	1 階	入口	廊下	107.6
		階段	会議室	
		休憩室	浴室	
		トイレ		
	2 階	階段	廊下	172.8
		事務室	中央監視室	
		電気室	トイレ	

3 新曽ポンプ場・下戸田ポンプ場の沈砂、し渣搬出実績

施 設 名	内 容	実 績 (回 数)						備考
		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均	
新曽ポンプ場・ 下戸田ポンプ場	沈砂、し渣搬出	5	4	2	2	1	3	

【別紙 1 9 樹木等一覧】

1 除草及び草刈の範囲

施設名		作業内容	数量
西部浄水場		除草（人力）	660 m ²
		草刈（機械）	2,410 m ²
東部浄水場		除草（人力）	496 m ²
		草刈（機械）	1,808 m ²
中部浄水場		除草（人力）	773 m ²
取水井	5号取水井	除草（人力）	47 m ²
	6号取水井		32 m ²
	8号取水井		26 m ²
	10号取水井		25 m ²
下戸田ポンプ場		除草（人力）	477 m ²
		草刈（機械）	397 m ²
新曽ポンプ場		除草（人力）	279 m ²
		草刈（機械）	40 m ²

2 浄水場対象樹木 ※ 表中字句説明 H：樹高、C：目通り（地上1.2mの樹木周長）、W：枝張り・葉張り

施設名	樹姿	種類・品名	形状・寸法			数量	数量	樹木 剪定	薬剤 散布	図 番号
			H	C	W					
西部 浄水場	高木	クスノキ	—	1.67	—	1	本	有	無	—
	—	クスノキ	—	1.3	—	1	本	有	無	—
	—	マデバシイ	—	1.90	—	1	本	有	無	—
	—	マデバシイ	—	0.60～0.95	—	11	本	有	無	—
	—	ゲッケイジュ	1.8	—	—	7	本	無	無	—
	—	イチョウ	—	0.6～0.9	—	9	本	有	無	—
	—	イチョウ(株立)	—	0.6～0.9	—	2	本	無	無	—
	—	サクラ	—	0.9～1.2	—	7	本	有	有	—
	—	カリン	—	0.70	—	1	本	有	無	—
	低木	イブキ	0.40	—	—	180	m ²	有	無	—
	高木	カイヅカイブキ	—	0.65	—	1	本	有	無	—
	—	ヒバ	—	0.6～0.9	—	6	本	有	無	—
	—	モッコク	—	0.35	—	1	本	有	無	—
	—	サザンカ	—	2.30～2.70	—	2	本	有	有	—
	中木	ツゲ	—	2.00	—	2	本	有	無	—
	—	ツバキ	1.5以下	—	—	1	本	有	有	—
	—	ツバキ	1.50～2.20	—	—	48	本	有	有	—
	—	キンモクセイ	0.6～0.9	—	—	12	本	有	有	—
	高木	キンモクセイ	0.9～1.2	—	—	4	本	有	有	—
	低木	サツキ	0.40	—	—	131	m ²	有	有	—
	—	サツキ	0.90	—	—	105	m ²	有	有	—
	—	ツツジ類	0.90	—	—	110	m ²	有	有	—
	—	ツツジ類	0.60	—	—	75	m ²	有	有	—
	—	ツツジ類	0.45	—	—	130	m ²	有	有	—
	高木	ドラセナ	—	0.6	—	1	本	有	無	—
	—	アベリア	—	1.20～1.60	—	4	本	有	有	—
	中木	レンギョウ	1.00～1.70	—	—	5	本	有	無	—
	高木	ネズミモチ	4.0	—	—	1	本	有	無	—
	高木	シュロ	—	0.70	—	5	本	有	無	—
	—	バラ	—	2.25	—	1	本	有	有	—

施設名	樹姿	種類・品名	形状・寸法			数量	数量	樹木 剪定	薬剤 散布	図 番号
			H	C	W					
	—	サクランボ	—	0.8	—	1	本	有	有	—
	—	カキ	—	0.68 ~ 1.10	—	5	本	有	無	—
	—	ビワ	—	0.30以下	—	1	本	有	無	—
	—	ブドウ	—	—	—	36.0	m ²	有	無	—
東 部 浄水場	高木	ハナミズキ	4.00	0.5	1.50	18	本	有	有	—
	高木	キンモクセイ	—	0.6~0.9	—	24	本	有	有	—
	低木	サツキ	0.50	—	—	135	m ²	有	有	—
	低木	サツキツツジ	0.30	—	—	5	m ²	有	有	—
中 部 浄水場	高木	クスノキ	—	1.25	—	1	本	有	無	—
	—	シュロ(3本立)	4~5	—	—	4	本	有	無	—
	中木	キンモクセイ	3.50	—	—	1	本	有	有	—
	—	サザンカ	3.50	—	—	1	本	有	有	—
	—	アオキ	2.00	—	—	1	本	有	無	—
	低木	サツキ	0.60	—	—	16.4	m ²	有	有	—
	—	ツツジ類	0.60 ~ 0.80	—	—	7.9	m ²	有	有	—
	—	ビャクシン	0.60	—	—	6.0	m ²	有	無	—
	—	キャラボク	0.60	—	—	0.8	m ²	有	無	—
	生垣	ピラカンサス	0.5	—	—	26.4	m ²	有	有	—
	高木	ウメ	—	0.5	—	1	本	有	有	—
	—	モモ	—	0.5	—	1	本	有	有	—
	—	クリ	—	0.8	—	2	本	有	無	—

3 ポンプ場対象樹木 ※ 表中字句説明 H: 樹高、C: 目通り(地上1.2mの樹木周長)、W: 枝張り・葉張り

施設名	樹姿	種類・品名	形状・寸法			数量	数量	樹木 剪定	薬剤 散布	図 番号
			H	C	W					
新 曽 ポンプ場	低木	サンゴジュ	1.20	—	—	58	本	有	有	—
	中木	カイヅカイブキ	2.40	—	—	22	本	有	有	—
	高木	クスノキ	7.00	—	—	3	本	有	有	—
	中木	ツバキ	1.70	—	—	40	本	有	有	—
	低木	サツキツツジ	0.50	—	—	19.2	m ²	有	有	—
	高木	マテバシイ	3.75	—	—	2	本	有	有	—
	低木	オオムラサキツツジ	0.78	—	—	15.7	m ²	有	有	—
	高木	ヤマモモ	4.50	—	—	2	本	有	有	—
下 戸 田 ポンプ場	高木	サクラ	6.90	—	—	14	本	有	有	—
	中木	キンモクセイ	2.31	—	—	68	本	有	有	—
	高木	イチョウ	9.00	—	—	8	本	有	有	—
	低木	ハイビャクシン	1.12	—	—	25.76	m ²	有	有	—
	低木	アジサイ	1.24	—	—	5	本	有	有	—
	低木	ツツジ	0.70	—	—	2	本	有	有	—
	高木	トウカエデ	4.00	—	—	1	本	有	有	—
	中木	サザンカ	2.40	—	—	1	本	有	有	—
	高木	イチジク	3.50	—	—	1	本	有	有	—
	高木	プラタナス	5.00	—	—	1	本	有	有	—
	高木	ヒマラヤスギ	6.80	—	—	6	本	有	有	—

【別紙２０ 機械警備対象施設一覧】

施 設 名	総延床面積	機 器 名	数量	備考
中部浄水場	660 ㎡	コントローラーMX	1	
		コントローラー	1	
		ボーダー300	3	
		ISDNアダプタB	1	
		フラッシュライト	1	
		マグネットセンサー	7	
		インフラレッドセンサー	10	
		ポインタⅡ	1	
		シャッターセンサー	1	
		煙感知器	10	
東部浄水場	390 ㎡	コントローラーMX	1	
		コントローラー	1	
		ボーダー300	4	
		ISDNアダプタB	1	
		フラッシュライト	1	
		マグネットセンサー	11	
		インフラレッドセンサー	7	
		ポインタⅡ	1	
		熱感知器（差動式）	3	
		煙感知器	8	

【別紙 2 1 調達管理業務実績一覧】

大項目	小項目	対象施設	単 位	使 用 実 績				
				R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
薬品類	次亜塩素酸 ナトリウム	西部浄水場	L	13,418	8,300	15,365	9,027	11,057
		中部浄水場		8,877	13,428	7,159	16,504	17,832
	並塩	西部浄水場 中部浄水場	kg	530	425	422.5	432.5	430
燃 料	特A重油	西部浄水場	L	360	525	395	245	575
		東部浄水場		380	575	250	290	245
		中部浄水場		855	450	300	340	205
	A重油	下戸田ポンプ場		1,758	945	619	931	1,532
	灯油	新曽ポンプ場		26,658	16,280	17,767	13,225	20,153
工 水	工業用水	新曽ポンプ場	m3/日	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満
		下戸田ポンプ場		100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満

【別紙２２ 消耗品調達管理業務に係る消耗品一覧】

１ 浄水場

項 目	消 耗 品 名	対象施設	備 考
中央監視 装置等設備	記 録 紙 (X P-5 0 0 0)	東部浄水場	計装盤用
	記 録 紙 (X P-7 5 0 0)	東部浄水場	計装盤用
	記 録 紙 (Z P-1 0 0 0 0)	東部浄水場	計装盤用
	C Fカード (2 G B)	西部浄水場	中央監視装置データ記録用
		中部浄水場	中央監視装置データ記録用
報告書関係	プリンターカートリッジ	西部浄水場	帳票用
施設備品	蛍 光 灯 (L E D 含む)	東部浄水場 中部浄水場 西部浄水場	
トリクロ 除去装置	エアフィルター (枠付き)	中部浄水場	トリクロロエチレン除去装置用
	エアフィルター (枠なし)	中部浄水場	トリクロロエチレン除去装置用

２ ポンプ場

項 目	消 耗 品 名	対象施設	備 考
記 録 計	カートリッジペン B 9 9 0 2 A M (赤)	新曽ポンプ場	工水流量記録計用
	カートリッジペン B 9 9 3 3 G U (緑)	新曽ポンプ場	雨量強度記録計用
	カートリッジペン B 9 9 3 3 G T (赤)	新曽ポンプ場	雨量強度記録計用
	プロッタペン B 9 9 0 2 A R	新曽ポンプ場	降雨強度・工水流量記録計用
	記 録 紙 S 6 0 1-2 5-1 0 0 F	新曽ポンプ場	雨量記録計用
	チャート紙	新曽ポンプ場	積算汚水流量記録計用
	カートリッジペン 2 2 0 2 8-4 2 5 3 5 4 (赤)	下戸田ポンプ場	P H記録計用
	リボンカセット E R C-0 9	下戸田ポンプ場	雨量記録計用
	プロッタペン 2 2 0 2 8-4 2 5 3 3 5 (紫)	下戸田ポンプ場	工水流量記録計用
	カートリッジペン 2 2 0 2 8-4 2 5 3 2 7 (赤)	下戸田ポンプ場	工水流量記録計用
	カートリッジペン B 9 9 0 2 A M-K C (赤)	下戸田ポンプ場	降雨強度記録計用
	カートリッジペン B 9 9 0 2 A N-K C (緑)	下戸田ポンプ場	降雨強度記録計用
	プロッタペン B 9 9 0 2 A R-K C (紫)	下戸田ポンプ場	降雨強度記録計用

項 目	消 耗 品 名	対象施設	備 考
	プロッタペン 22028-425335	下戸田ポンプ場	PH記録計用
	チャート紙 AR40652A	下戸田ポンプ場	工水流量記録計用
	ロール紙 5103310	下戸田ポンプ場	雨量記録計用
	チャート紙 AR51025 (R)	下戸田ポンプ場	PH記録計用
	ロール紙 5860-01	下戸田ポンプ場	積算汚水流量記録計用
	チャート紙 180-100-0100-1	下戸田ポンプ場	降雨強度記録計用
ベルト	ベルト A-77	新曽ポンプ場	脱臭ファン用
	ベルト 3V-450 (50)	新曽ポンプ場	移送ポンプ用
	Vベルト B-80	下戸田ポンプ場	し渣攪拌機用
	Vベルト A-38	下戸田ポンプ場	換気扇用
	Vベルト A-81	下戸田ポンプ場	脱臭機用
オイル	タービン 46	新曽ポンプ場	ポンプ軸受ケーシング用
	ジェネシスディーゼル 10W-30	新曽ポンプ場	減速機潤滑油
	FBKタービン GT32	新曽ポンプ場	ガスタービン潤滑油
	潤滑油スーパーマルパスDX32 200缶	新曽ポンプ場	脱臭ファン軸受用
	減速機潤滑油 オマラオイル150 200缶	新曽ポンプ場	サイクロン減速機用
	FBKオイルRO100 200缶	新曽ポンプ場	減速機潤滑油
	ヤンマーマリンスーパー#30 20L	下戸田ポンプ場	雨水エンジン用
	スーパーマルパス 150	下戸田ポンプ場	
	スーパーハイランド 32	下戸田ポンプ場	
	タービン 46	下戸田ポンプ場	
	ボンノック M460	下戸田ポンプ場	
	タービン 32	下戸田ポンプ場	



戸田市上下水道事業

戸田市 水安全部 総務課

埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号

電話 048-229-4606